

【令和3年度～令和7年度】

# 第2期津島市地域福祉 えがおのまち計画

第3期 津島市地域福祉計画

第4期 津島市地域福祉活動計画



令和3年3月

津 島 市  
津島市社会福祉協議会





## 市長挨拶



本市では、平成28年3月に「津島市地域福祉えがおのまち計画」を津島市社会福祉協議会と一体となって策定し、ともに地域福祉の推進のため様々な取組を進めてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、近所づきあいの希薄化、福祉ニーズの複雑化・複合化等とはどまることなく進行しており、これまで以上に地域が一丸となって助けあい、支えあえるまちづくりが必要となっています。

このような状況の中、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、地域の様々な主体が「我が事」として参画し、世代や分野に関わらず横断的につながることで、一人ひとりが生きがいを持ち、支えあいながら暮らすことのできる『地域共生社会』の実現に向け地域福祉の推進に取り組むため、本年度、「第2期津島市地域福祉えがおのまち計画」を策定しました。

本計画では、新たに『共生』のキーワードを加えた『みんなでつくろう笑顔あふれる共生のまち つしま』を基本理念とし、公的な福祉サービスの充実はもちろん、地域の皆様、津島市社会福祉協議会と一緒に、地域福祉を推進していくこととしております。どうか、市民の皆様方にも、積極的な参画とご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査、地区懇談会、並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様や関係団体等の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和3年3月

津島市長 日比 一 昭

## 会 長 挨拶



平成 28 年 3 月に初めて地域と津島市、社会福祉協議会で取り組みました「津島市地域福祉えがおのまち計画」が 5 年を経て、新たに第 2 期を策定できましたことは、ひとえに皆さまのご協力の賜物と心より御礼申し上げます。

昨今、第 1 期の計画策定時には想像もしなかった新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響も色濃く、人付き合いが希薄となり、生活困窮など様々な地域課題が複雑化してきています。このような時こそ、地域に強い絆と人を思いやる支えあいの気持ちがより必要となってまいります。

本計画では特に、『地域共生社会』の実現を進めるため、新たに『みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま』を基本理念として掲げました。これは、津島市にお住いの皆さまが心身ともに健康に、年齢を重ねても地域社会での役割を持って生き生きと活躍し、お互いが支えあって住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を作り上げていくために、市民と津島市、津島市社会福祉協議会が手を携え、皆が主体的に課題解決に取り組んでいくことを目的とするものであります。世情は刻々と変化していきませんが、暮らしの中で育った思いやりや、他人のことを「我が事」として受け止める気持ちは、世代を超えて受け継がれていくべき重要なことと考えます。

子どもたちがずっと暮らしていきたいまちづくりを目指し、これからも市民の皆さまとともに取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご多忙の中、策定にご協力くださいました皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

社会福祉法人津島市社会福祉協議会  
会 長 浅 井 彦 治

# 目 次

■ 第1章 計画策定にあたって ■	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉・地域福祉計画について	2
3 計画の位置づけ	4
(1) 本計画の根拠・計画の性格	4
(2) 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の進行管理	6
6 計画の策定体制	7
■ 第2章 地域福祉を取り巻く現状 ■	8
1 人口等の現状	8
(1) 人口及び世帯数の推移	8
(2) 子ども・高齢者・障がいのある人・外国人等の状況	12
(3) 支援等を必要とする人の状況	18
2 社会福祉の現状	20
(1) コミュニティ推進協議会・福祉関連団体	20
3 前期計画の目標値に対する実績	23
■ 第3章 地域福祉に関する住民等の意向と課題 ■	25
1 市民アンケート	25
(1) 調査の概要	25
(2) 調査結果（抜粋）	26
2 団体アンケート・ヒアリング	33
(1) 保育所・幼稚園・認定こども園	33
(2) 小学校・中学校	36
(3) 高齢者支援事業者	38
(4) 民生委員・児童委員	41
(5) 障がい福祉事業者	44
3 地区懇談会	47
(1) 地域のつながり・コミュニケーション	47
(2) 地域活動	48
(3) 高齢者・障がいのある人	48

(4) 子ども .....	49
(5) 地域の安全・安心 .....	49
(6) その他 .....	50
4 アンケート・地区懇談会等からうかがえる計画の課題.....	51
<b>■ 第4章 計画の基本的な考え方 ■</b> .....	<b>55</b>
1 計画の基本理念 .....	55
2 基本方針 .....	56
3 計画の体系 .....	57
4 重点取組 .....	58
<b>■ 第5章 基本計画 ■</b> .....	<b>61</b>
I 地域での理解	
～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～.....	61
1. 地域で支えあう意識の啓発【重点】 .....	61
2. 福祉教育の推進 .....	64
3. 情報提供の充実 .....	66
II 地域での共生	
～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～ .....	68
1. 支えあいのまちづくりの推進【重点】 .....	68
2. 地域における包括的支援の充実 .....	71
3. 権利擁護の推進 .....	74
4. 地域福祉の担い手づくりの推進 .....	76
5. 生きがいづくりと交流の推進 .....	78
III 地域での安心	
～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～.....	80
1. 相談体制の充実【重点】 .....	80
2. 保健・福祉サービスの充実 .....	82
3. 防災・防犯の推進 .....	88
<b>■ 第6章 計画の推進体制 ■</b> .....	<b>92</b>
1 計画の周知・啓発 .....	92
2 計画推進のための連携強化 .....	92
3 計画の推進体制 .....	92
<b>■ マンガで見る地域福祉活動の例 ■</b> .....	<b>93</b>

■ 資料編 ■ .....	96
資料編1 地区懇談会 小学校区別まとめ .....	96
(1) 概要 .....	96
(2) 小学校区別の結果まとめ .....	98
資料編2 策定過程 .....	114
資料編3 策定委員会 委員名簿 .....	116
資料編4 策定委員会設置要綱 .....	117
資料編5 用語解説 .....	119

※本文中の\*マークのついた用語は、“資料編5 用語解説”に説明を掲載しています。



# ■ 第1章 計画策定にあたって ■

## 1 計画策定の背景

### 少子高齢化・人口減少の進行

わが国では少子高齢化、核家族\*化が進んでおり、2019年10月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.4%、また、0～14歳の割合は12.1%となっています。将来の人口推計では、2029年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2053年には1億人を割って9,924万人になると予測されています。

### 地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題\*や、介護と育児のダブルケア\*など）や、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況となっています。

### 地域共生社会\*の実現

国の動向としては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ\*を育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する方針が示されています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

### 社会福祉法\*の一部改正・関連法律の制定

令和2年6月12日に、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業や社会福祉連携推進法人制度\*の創設が示されました。また、生活困窮者自立支援法\*（平成27年4月施行）や成年後見制度\*の利用の促進に関する法律\*（平成28年5月施行）等、従来の行政サービスでは対応が難しい複合課題に対応できる環境づくりが進められてきました。

## 新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症や自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために厚生労働省から示された「新しい生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本として人との接触を減らす取組が提唱されています。今後は、感染防止対策を行うなかで、どのように地域福祉の支えあい活動を進めていくことができるかを検討していく必要があります。また、近年激甚化している風水害や、発生が懸念されている巨大地震等に備え、平常時から、助けあい支えあえる地域づくりを進める必要があります。

## 2 地域福祉・地域福祉計画について

### 地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった地域住民同士の支えあいなどの「地域力」が低くなっています。さらに、長期化・高齢化するひきこもり\*、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者等に対する虐待、自殺者の増加など多種多様な社会問題が顕在化しています。

こうしたなかで、すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するだけでなく、地域住民が主体となり、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあうという「地域福祉」を進めることが重要です。

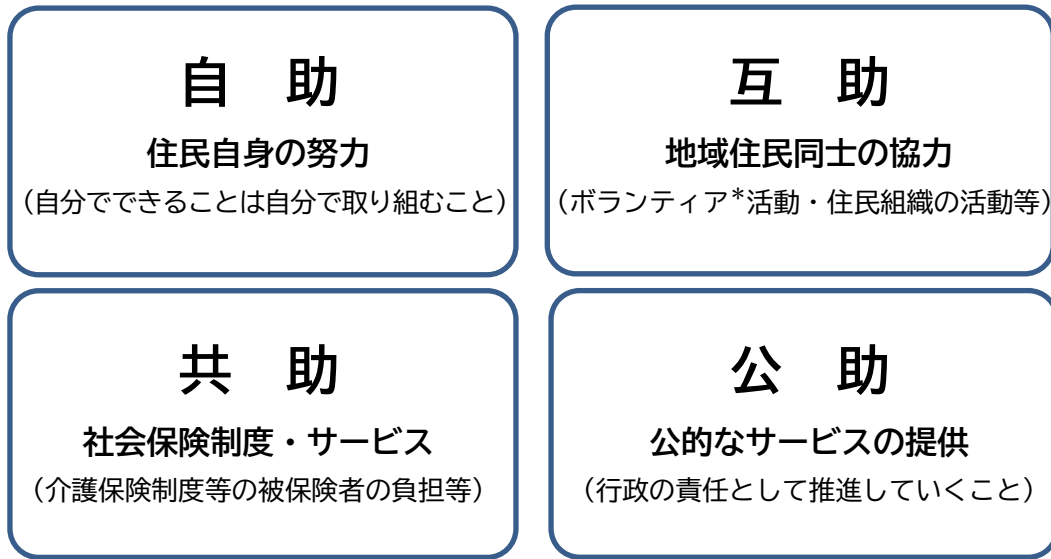
そのため、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を、市や社会福祉協議会等と協働しながら、地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かしていく必要があります。

### 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠であり、市民、行政、福祉関係団体等が、それぞれの役割を果たすなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進していきます。

【自助・互助・共助・公助の位置づけ】



## 地区社会福祉協議会とは

地域における様々な課題について対応するため、地域住民同士がお互いに助けあいながら、市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、解決に向けて取り組む地域住民主体の組織である「地区社会福祉協議会」の設立が全国的に広がっています。

本市では、8つの小学校区ごとに設立されたコミュニティ推進協議会\*において、地域の様々な団体や個人が協力しあいながら、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通の目的のもとに多様な活動を進めています。

市社会福祉協議会は、目的を同じくする地区社会福祉協議会としての役割を担って活動しているコミュニティ推進協議会を「地区社会福祉協議会」と位置づけています。

## 「地域」の範囲のとりえ方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

≪小地域≫……………町内会、組、班など

≪地区≫……………小学校区（コミュニティ）

≪全市≫……………市全域

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 本計画の根拠・計画の性格

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

「地域福祉計画」は、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かすという、地域福祉の推進をめざす計画です。計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や市の協働により推進していく上での指針となります。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して地域福祉を推進するための民間の活動計画です。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画を引き続き一体的に策定します。

#### ■ 策定の根拠・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	公民のパートナーシップによる計画	民間相互の協働による計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (市町村社会福祉協議会)

#### 【社会福祉法(抜粋)】

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

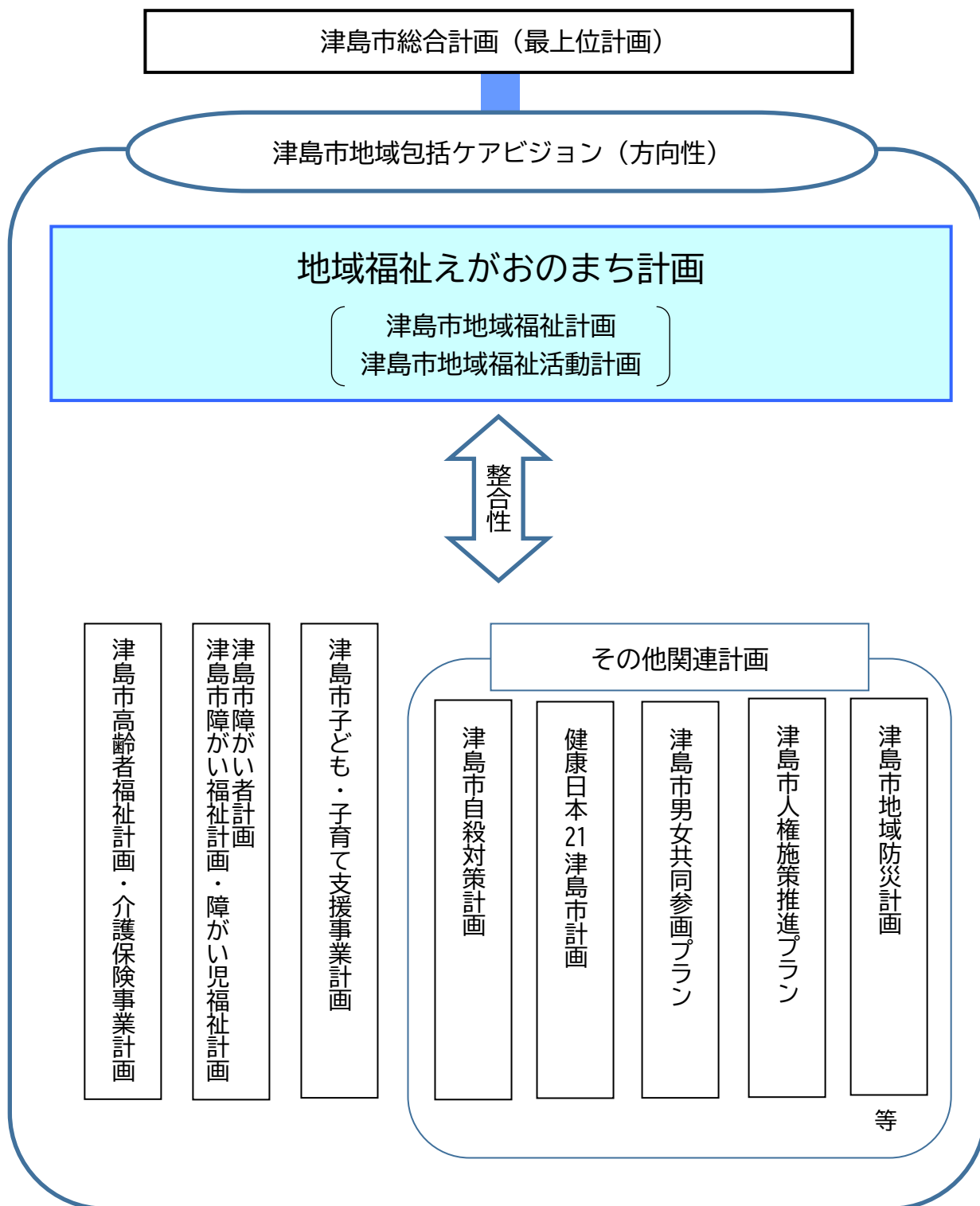
(参考) 第六十六条の三第一項各号

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、津島市総合計画を上位計画とし、既存の福祉分野等関連諸計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。

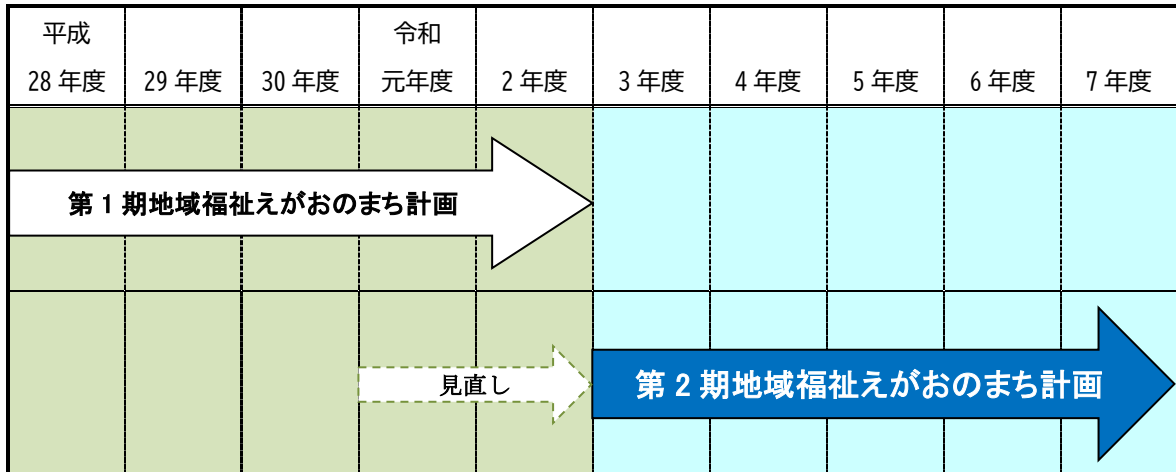
【地域福祉えがおのまち計画の位置づけ】



## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を最終年次とする5年間の計画とします。  
 なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

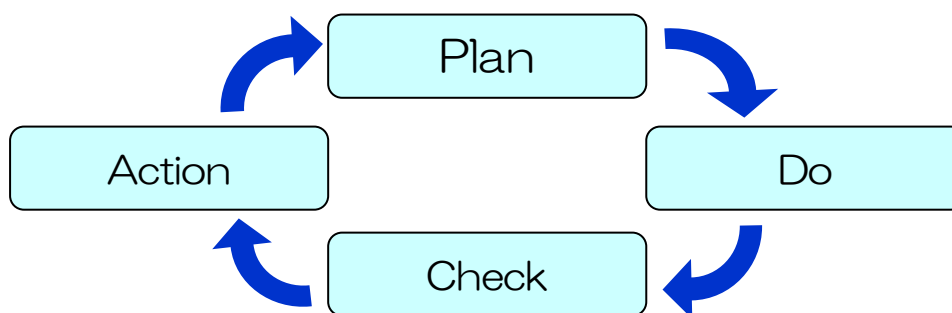
### ■計画期間



## 5 計画の進行管理

「地域福祉えがおのまち計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績について、その結果を「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」に報告し、意見聴取をするものとします。

### ■計画の進行管理



計画 (Plan)	計画に基づいた当該年度の施策・事業の手順や予算等を立案し、決定
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	本市関係課や社会福祉協議会において施策・事業の評価と成果の分析を実施 委員会への報告
改善 (Action)	計画の継続が可能か判断し、計画の目標、活動等を見直し実施

---

## 6 計画の策定体制

---

本計画の策定にあたっては、アンケート調査の実施や地域住民の参画を得るために、8 小学校区のコミュニティ推進協議会において地区懇談会を開催するなど、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメント\*を実施して、計画案に対する市民の意見を得ました。

また、地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者などで構成する「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。

本市の庁内組織としては、「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会幹事会」及び「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会専門部会」を設置して協議、検討を行いました。なお、事務局は福祉課と社会福祉協議会が務め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

## ■ 第2章 地域福祉を取り巻く現状 ■

### 1 人口等の現状

本市においては、少子高齢化と人口減少が進んでおり、出生率の向上や高齢者への支援の充実等が重要となっています。また、外国人が毎年増加傾向にあるため、地域住民と外国人との共生を図ることも地域の課題となっています。

#### (1) 人口及び世帯数の推移

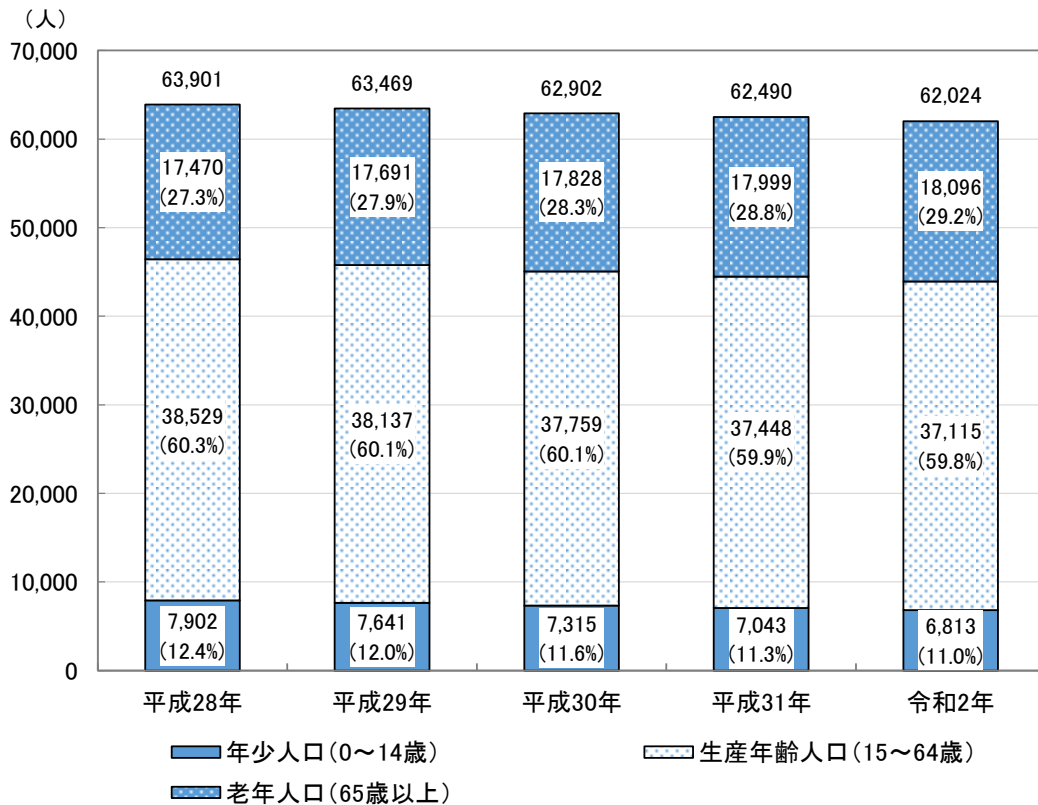
##### 人口

###### ① 総人口

総人口は、令和2年4月1日現在で62,024人となっており、減少傾向にあります。

また、年齢3区分\*別にみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は年々減少していますが、老年人口(65歳以上)は増加しており、令和2年には18,096人となっています。年齢3区分別人口の割合では、老年人口(65歳以上)の占める割合が上昇しており、令和2年には29.2%となっています。

図表1 人口・年齢別人口と割合の推移



[資料]住民基本台帳(各年4月1日現在)

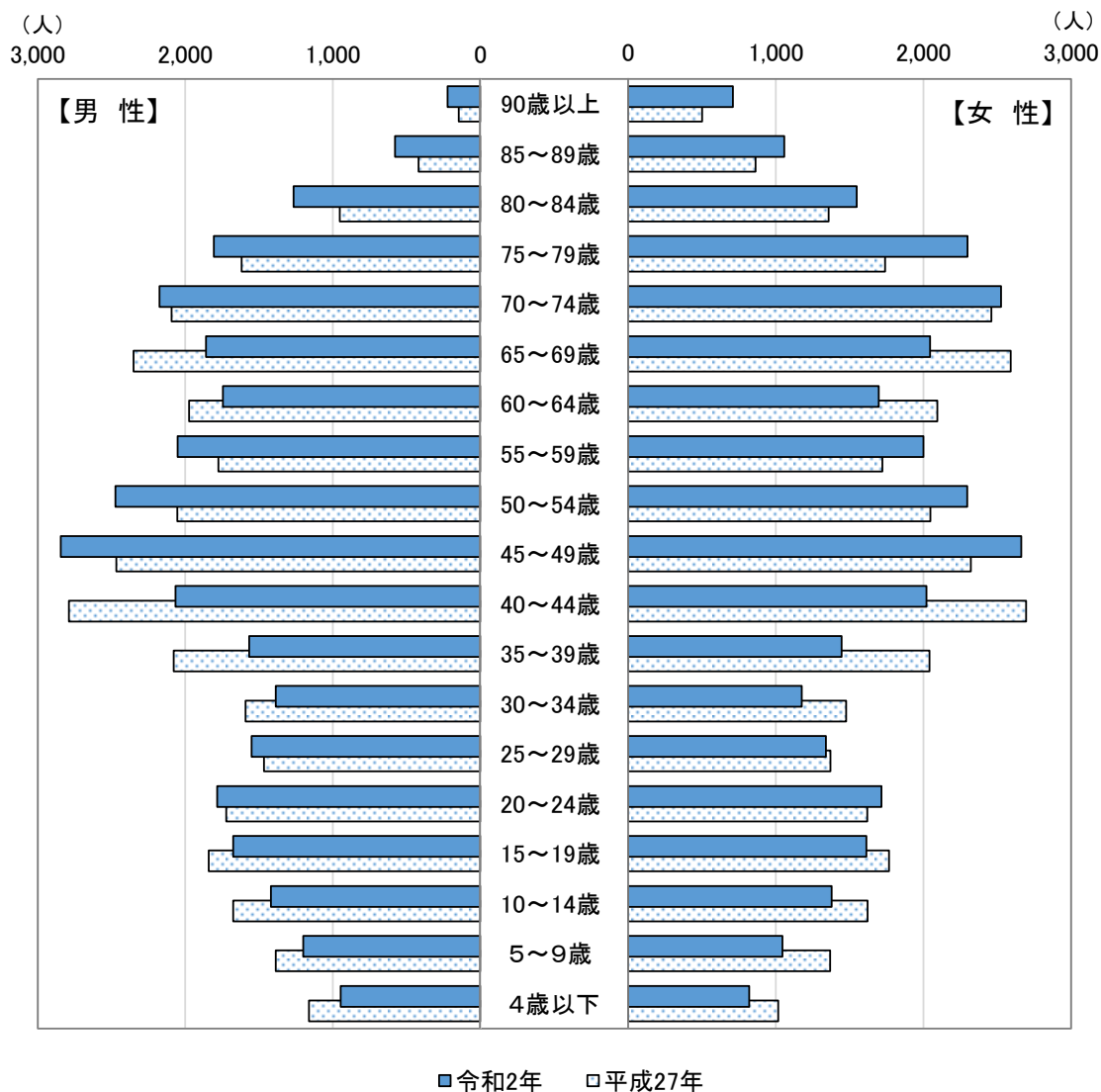


## ② 人口ピラミッド

年齢5歳階級別の人口構成は、令和2年では男性・女性ともに、昭和46年から昭和49年生まれの第二次ベビーブームを含む40代後半が最も多くなっています。

また、平成27年と比較すると、後期高齢者人口（75歳以上）が大きく増加しています。

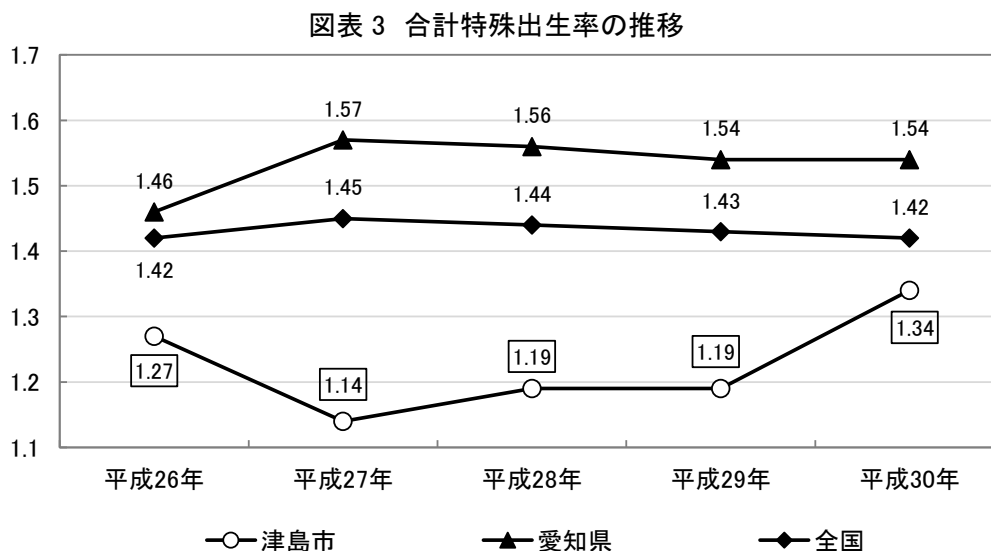
図表2 男女別人口ピラミッド



[資料]住民基本台帳(各年4月1日現在)

### ③ 合計特殊出生率\*

合計特殊出生率は、平成28年以降増加傾向にあり、平成30年には1.34となっていますが、愛知県、全国と比較すると、低い水準で推移しています。

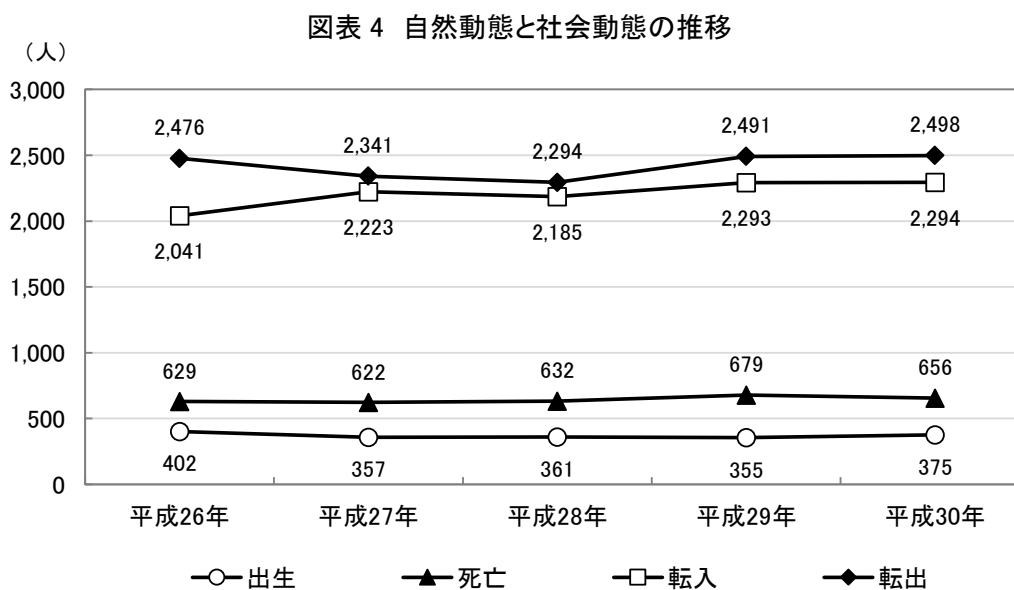


[資料] 全国・愛知県: 厚生労働省 人口動態統計  
津島市: 健康推進課

### ④ 自然動態と社会動態

自然動態は、死亡数が出生数を上回っており、平成30年では出生が375人に対して死亡が656人となっています。

社会動態は、平成29年以降転入・転出ともに増加傾向にあるものの、依然として転出数が転入数を上回っており、平成30年では転入が2,294人に対して転出が2,498人となっています。



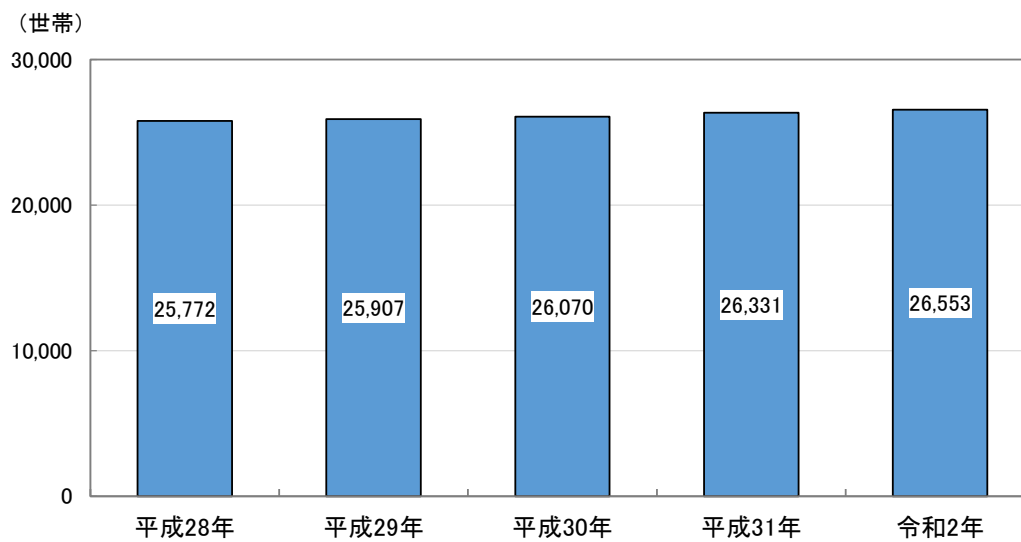
[資料] 住民基本台帳

## 世帯数

### ① 世帯数の推移

世帯数は、令和2年4月1日現在で26,553世帯となっており、増加傾向にあります。

図表5 世帯数の推移



[資料]住民基本台帳(各年4月1日現在)

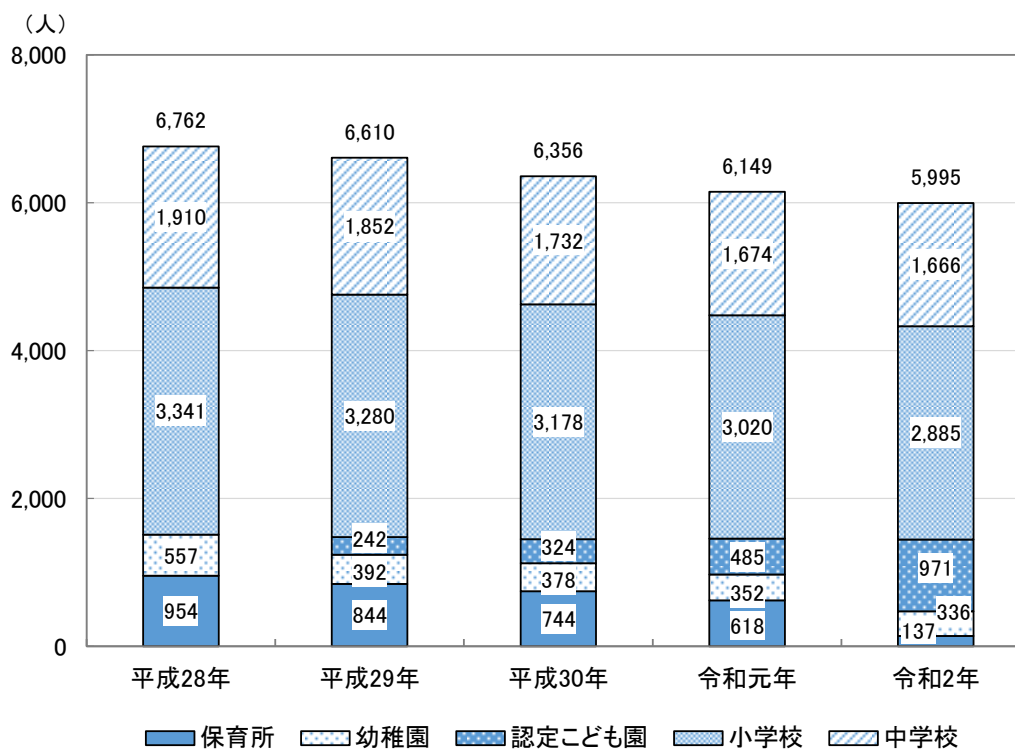
## (2) 子ども・高齢者・障がいのある人・外国人等の状況

### 子どもの状況

#### ① 園児・児童・生徒数

保育所・幼稚園・認定こども園\*の園児、小学校児童数、中学校生徒数の合計は、令和2年5月1日現在で5,995人となっており、減少傾向にあります。

図表6 園児・児童・生徒数の推移



[資料]学校基本調査(各年5月1日現在)

## ② ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、平成27年では「女親と子どもからなる世帯」の一般世帯に占める割合が8.3%、「男親と子どもからなる世帯」が1.7%で、ともに平成22年から増加傾向となっています。

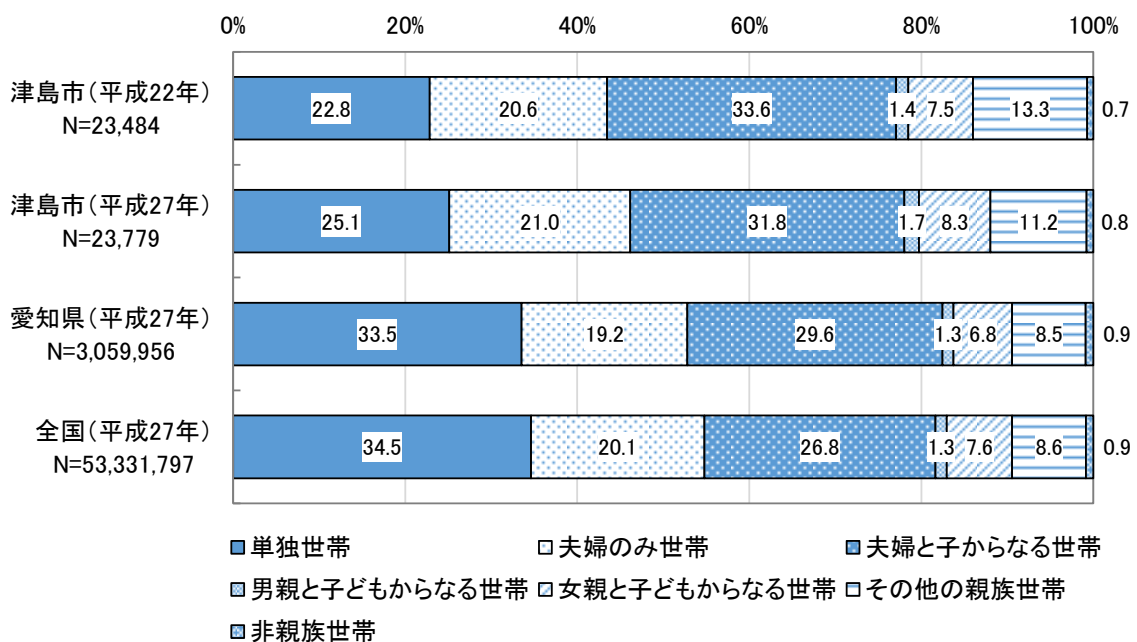
また、愛知県、全国と比較すると、「女親と子どもからなる世帯」、「男親と子どもからなる世帯」とともに、一般世帯に占める割合が高くなっています。

図表7 世帯構成の状況

(単位:世帯)

区分	津島市		愛知県	全国
	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
一般世帯数	23,484	23,779	3,059,956	53,331,797
単独世帯	5,364 22.8%	5,971 25.1%	1,024,515 33.5%	18,417,922 34.5%
核家族世帯	14,834 63.2%	14,948 62.9%	1,741,853 56.9%	29,754,438 55.8%
夫婦のみ世帯	4,840 20.6%	5,000 21.0%	588,692 19.2%	10,718,259 20.1%
夫婦と子どもからなる世帯	7,893 33.6%	7,567 31.8%	905,737 29.6%	14,288,203 26.8%
男親と子どもからなる世帯	333 1.4%	409 1.7%	38,519 1.3%	702,903 1.3%
女親と子どもからなる世帯	1,768 7.5%	1,972 8.3%	208,905 6.8%	4,045,073 7.6%
その他の親族世帯	3,116 13.3%	2,653 11.2%	261,214 8.5%	4,560,560 8.6%
非親族世帯	170 0.7%	192 0.8%	27,083 0.9%	463,639 0.9%

[資料]国勢調査



[資料]国勢調査

## 高齢者の状況

### ① 高齢者世帯の状況

高齢単身世帯と高齢夫婦世帯は、平成22年から平成27年の5年間で、高齢単身世帯は約600世帯、高齢夫婦世帯は約450世帯と大きく増加し、それぞれが一般世帯に占める割合も上昇しています。

また、単身世帯に占める高齢単身世帯の割合、夫婦のみ世帯に占める高齢夫婦世帯の割合もともに上昇しています。

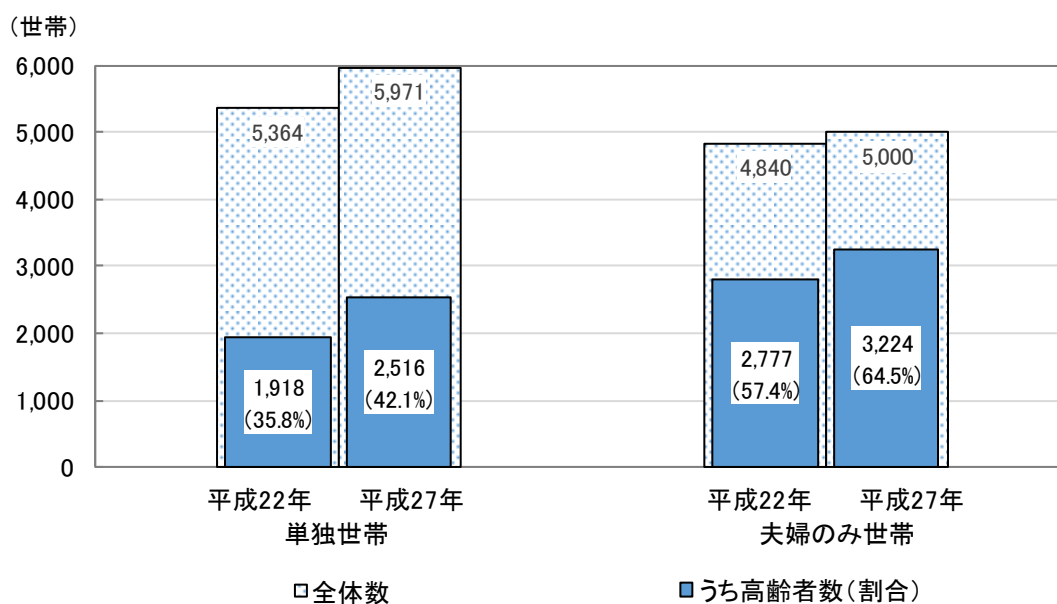
図表8 高齢者世帯の状況

(単位:世帯)

区分	平成22年	平成27年
高齢単身世帯	1,918 8.2%	2,516 10.6%
高齢夫婦世帯	2,777 11.8%	3,224 13.6%

[資料]国勢調査

図表9 単身世帯・夫婦のみ世帯に占める高齢者世帯の状況



[資料]国勢調査

## ② 要支援・要介護認定\*の状況

要支援・要介護認定者数は、平成30年に減少したものの平成31年以降は増加傾向となっています。

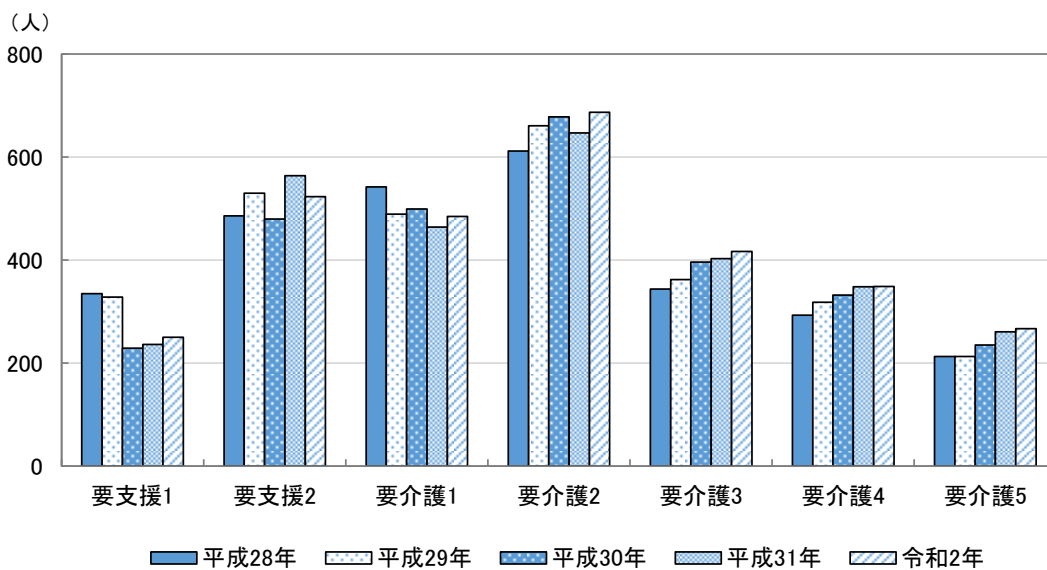
また、区分別でみると、要介護2以上で概ね増加傾向となっています。

図表 10 要支援・要介護認定の状況

(単位:人)

区分		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
要支援	1	335	328	229	236	250
	2	486	530	480	564	523
要介護	1	542	489	499	464	485
	2	612	661	678	647	687
	3	344	362	396	403	417
	4	293	318	332	348	349
	5	213	213	235	261	267
合計		2,825	2,901	2,849	2,923	2,978

[資料]高齢介護課(各年3月31日現在)



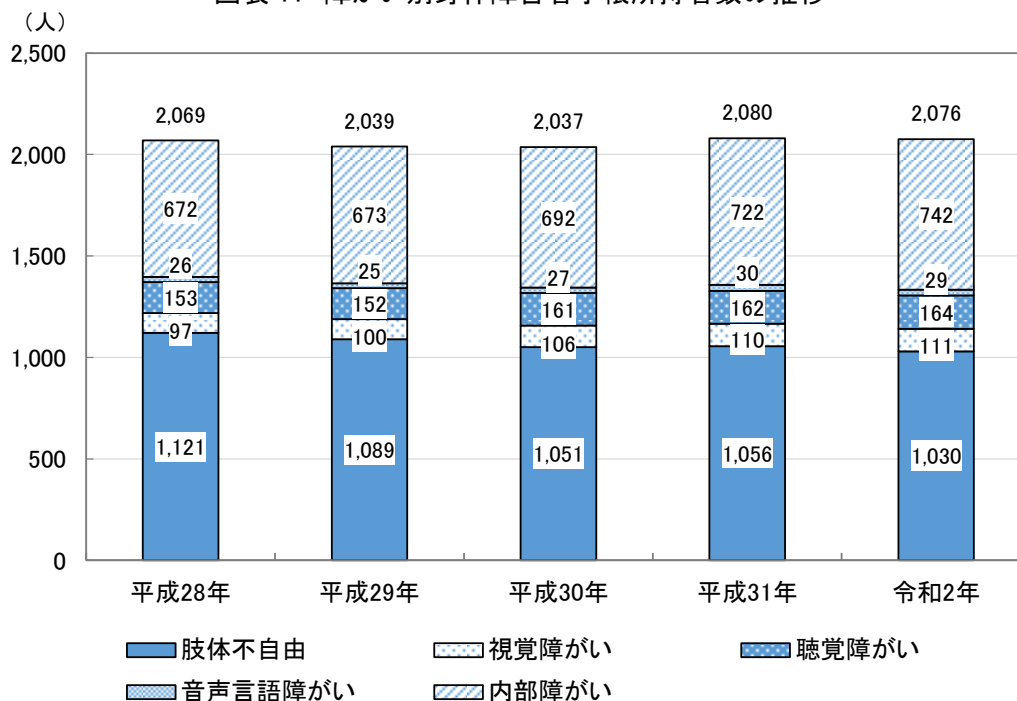
[資料]高齢介護課(各年3月31日現在)

## 障がいのある人の状況

### ① 障がい別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、増減があるものの2,000人～2,100人程度で推移しています。

図表 11 障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

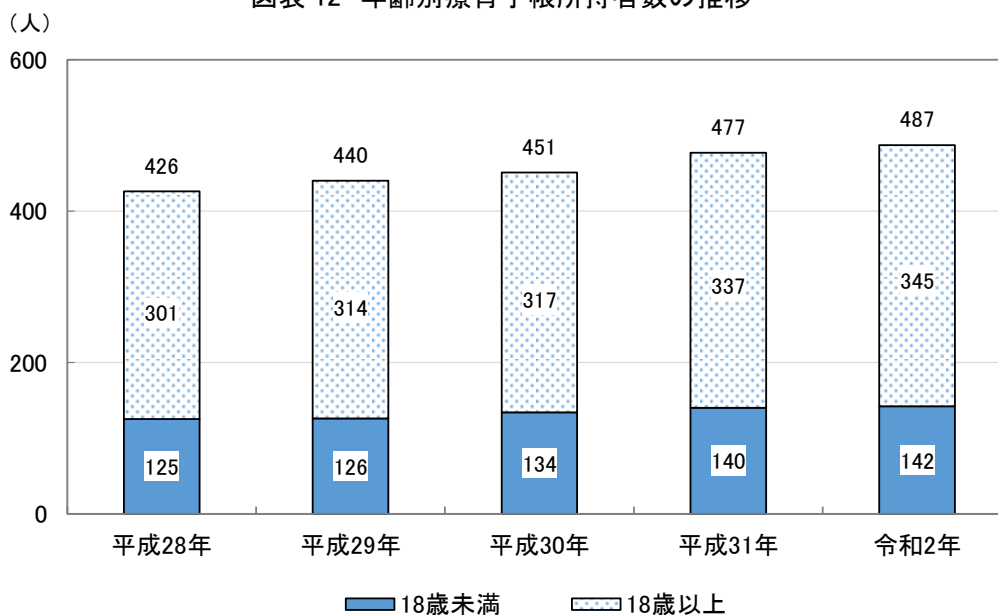


[資料]福祉課(各年4月1日現在)

### ② 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、平成28年から令和2年にかけて61人増加しており、18歳未満・18歳以上ともに増加しています。

図表 12 年齢別療育手帳所持者数の推移



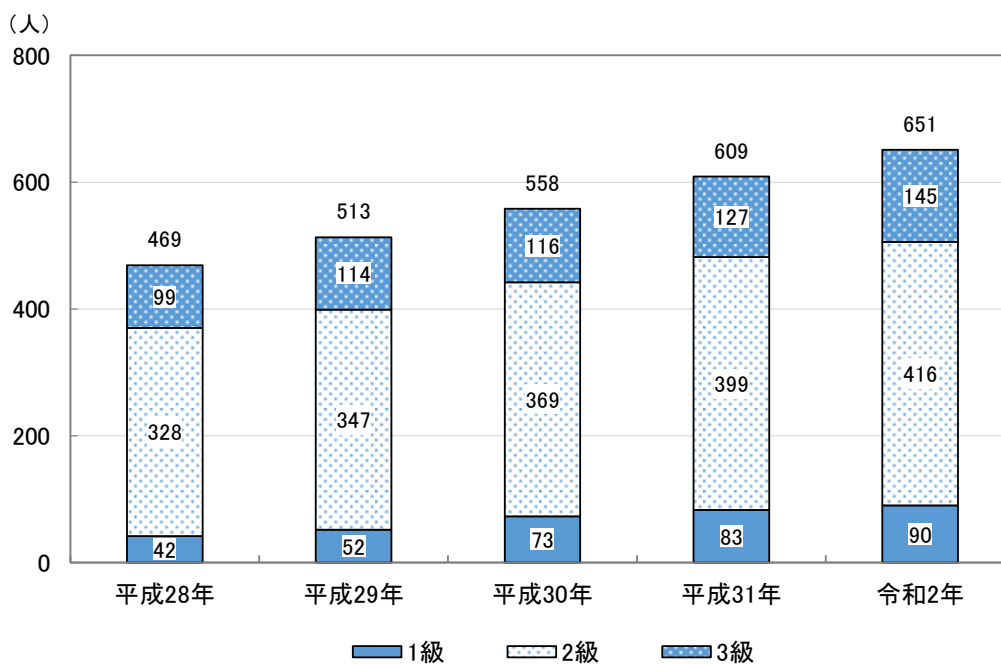
[資料]福祉課(各年4月1日現在)



### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成 28 年から令和 2 年にかけて約 1.4 倍、182 人増加しています。

図表 13 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



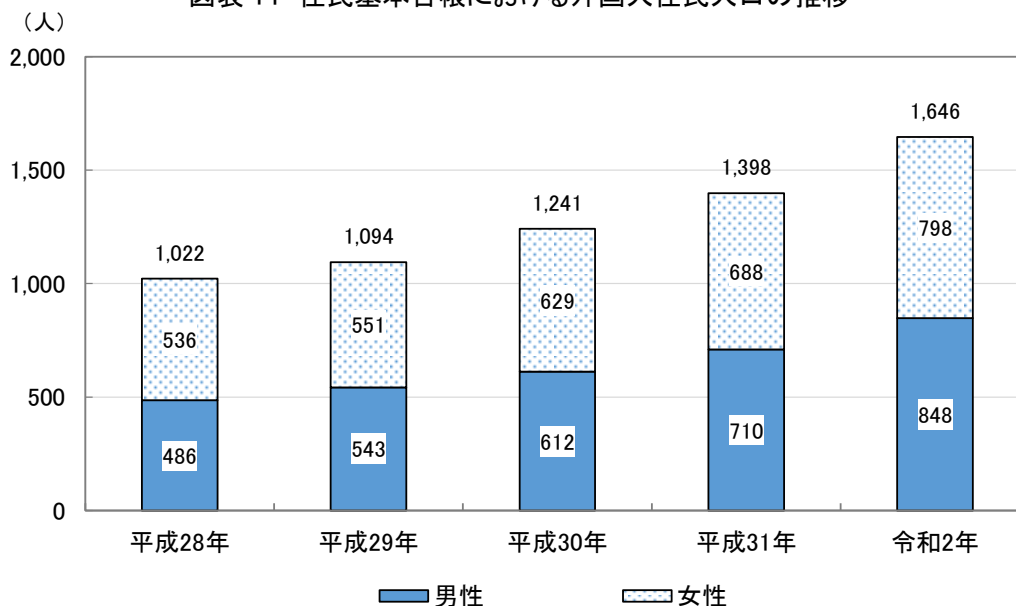
[資料]福祉課(各年4月1日現在)

## 外国人の状況

### ① 住民基本台帳における外国人住民人口

住民基本台帳における外国人住民人口は、年々増加しており、平成 28 年から令和 2 年にかけて約 1.6 倍、624 人増加しています。

図表 14 住民基本台帳における外国人住民人口の推移



[資料]住民基本台帳(各年4月1日現在)

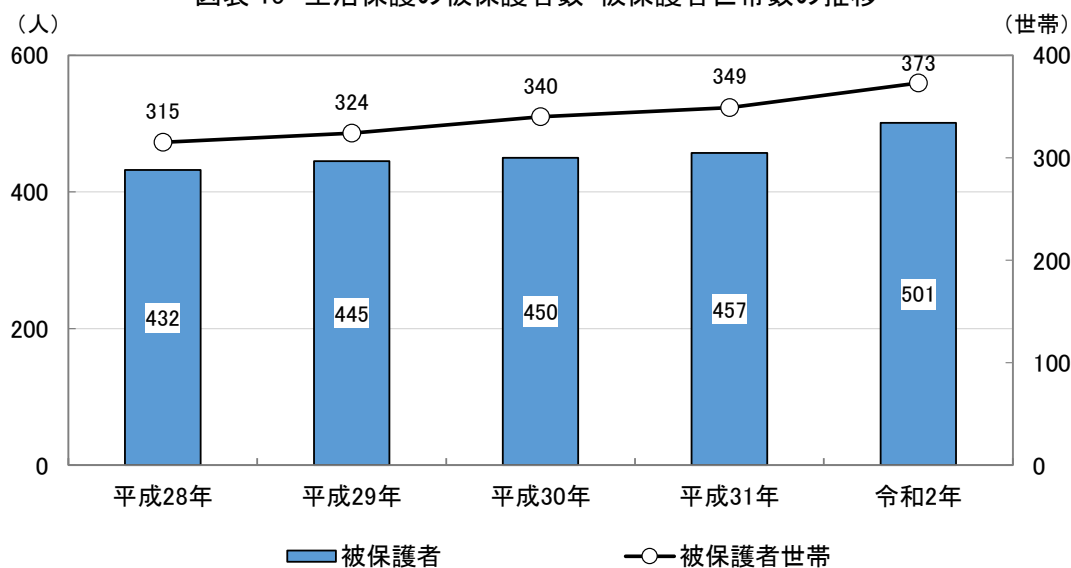
### (3) 支援等を必要とする人の状況

#### 生活困窮者の状況

##### ① 生活保護の状況

生活保護の被保護者数・被保護者世帯数は、ともに増加傾向となっており、令和2年では被保護者数が501人、被保護者世帯は373世帯となっています。

図表 15 生活保護の被保護者数・被保護者世帯数の推移

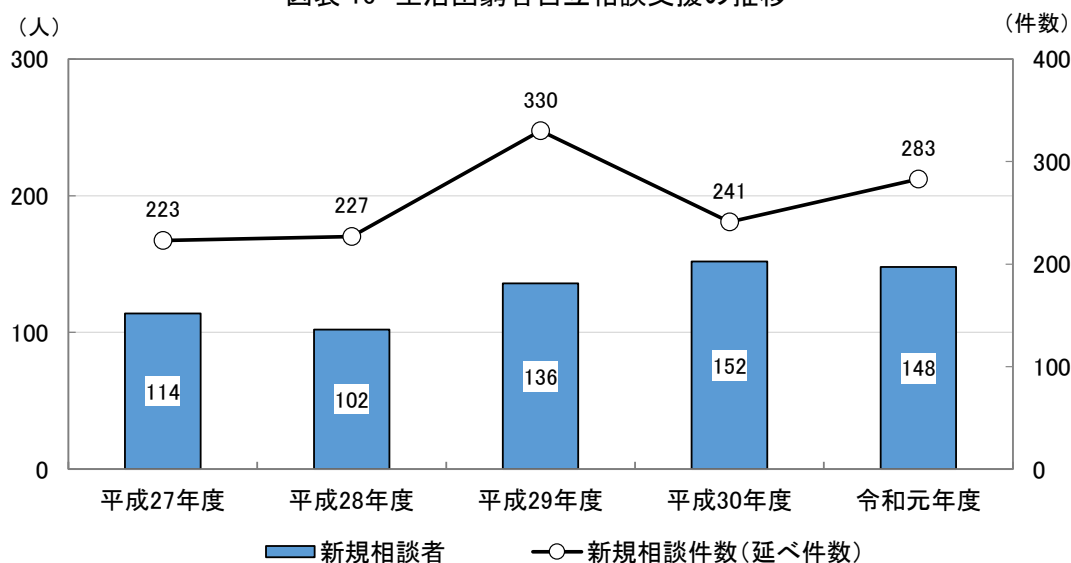


[資料]福祉課(各年4月1日現在)

##### ② 生活困窮者自立相談支援の状況

生活困窮者自立相談支援の新規相談者数は概ね増加傾向にあり、新規相談件数は平成29年度の330件が最も多くなっています。

図表 16 生活困窮者自立相談支援の推移



[資料]福祉課

## 成年後見制度の状況

### ① 成年後見制度利用者数

市長申立てによる成年後見制度の利用者は、平成29年度で1人、平成30年度で2人、令和元年度で1人となっています。

図表 17 市長申立てによる成年後見制度の利用者数

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者	0	0	1	1	1
障がい者	0	0	0	1	0
合計	0	0	1	2	1

[資料]福祉課・高齢介護課

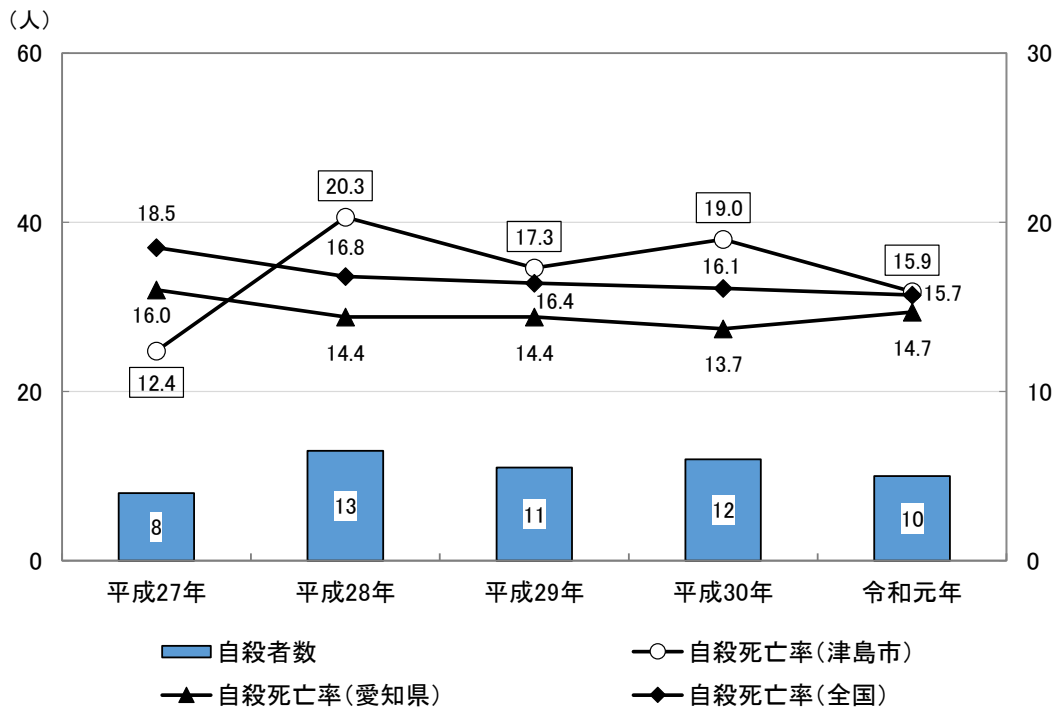
## 自殺者の状況

### ① 自殺者数と自殺死亡率

自殺者数は10人前後で推移しており、人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、自殺者数の推移と同様の傾向となっています。

また、平成28年以降は、全国・愛知県と比べ自殺死亡率が高くなっています。

図表 18 自殺者数と自殺死亡率の推移



[資料]全国・愛知県:厚生労働省 人口動態統計  
津島市:健康推進課

## 2 社会福祉の現状

### (1) コミュニティ推進協議会・福祉関連団体

#### コミュニティ推進協議会

8つの小学校区ごとにコミュニティ推進協議会が設置されており、それぞれ様々な部会を設置して活動しています。

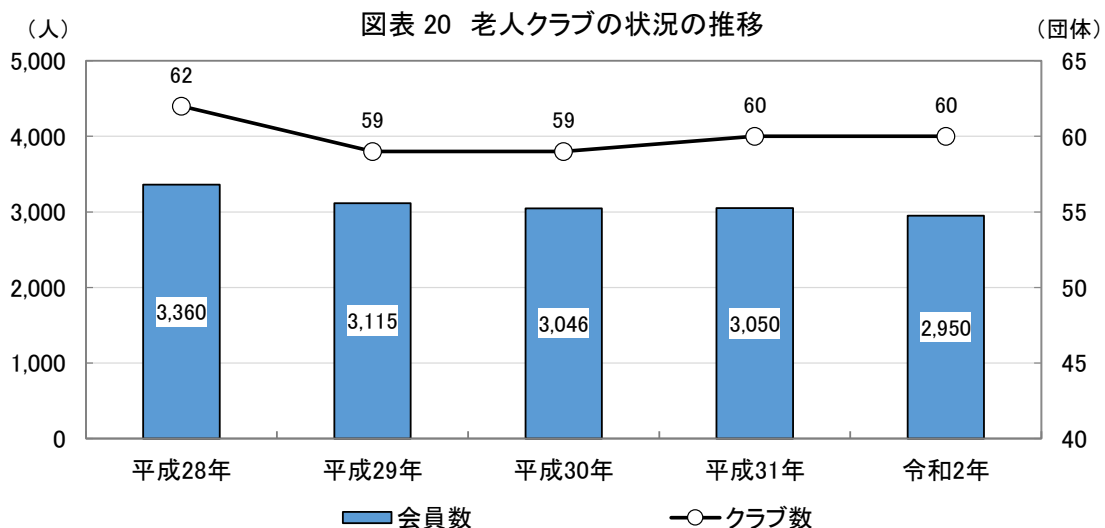
図表 19 コミュニティ推進協議会の概要

名称	拠点施設	人口(人)	世帯数(世帯)
東小学校区コミュニティ推進協議会	東小学校区コミュニティセンター	10,244	4,420
西小学校区コミュニティ推進協議会	大崎会館	10,814	4,634
南小学校区コミュニティ推進協議会	南小学校区コミュニティセンター	9,079	4,045
北小学校区コミュニティ推進協議会	北小学校区コミュニティハウス	5,530	2,601
神守小学校区コミュニティ推進協議会	神守小校区コミュニティセンター	9,241	3,834
蛭間地区コミュニティ推進協議会	蛭間地区コミュニティセンター	5,550	2,320
高台寺小学校区コミュニティ推進協議会	高台寺小学校区コミュニティセンター	4,165	1,698
神島田小学校区コミュニティ推進協議会	神島田小学校区コミュニティセンター	7,401	3,001

[資料]住民基本台帳(令和2年4月1日現在)

#### 老人クラブ

市内の老人クラブは、令和2年では60団体、会員数2,950人となっています。

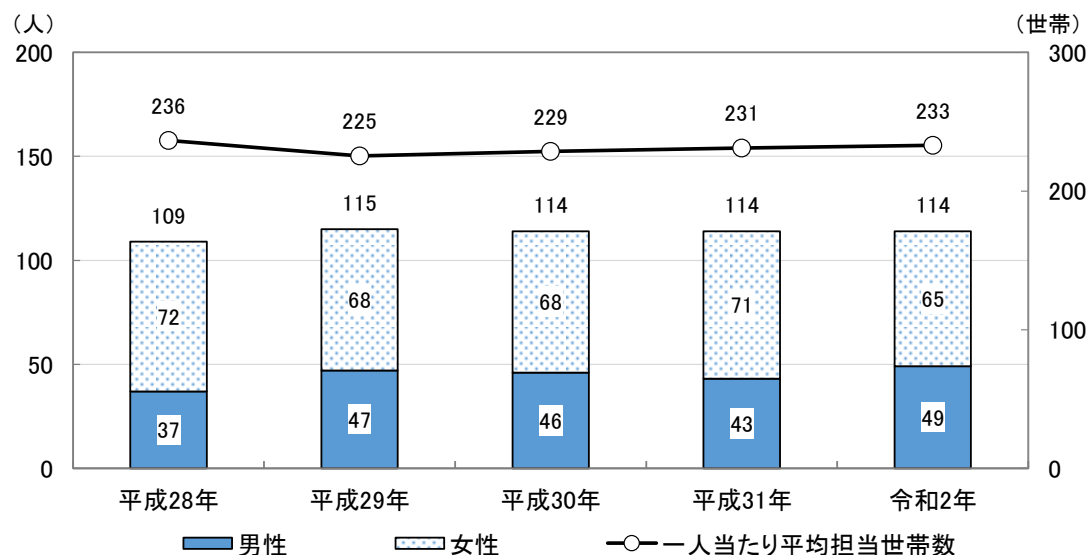


[資料]高齢介護課(各年3月31日現在)

## 民生委員・児童委員\*

民生委員・児童委員は、令和2年では114人、一人当たりの平均担当世帯数は233世帯となっています。

図表 21 民生委員・児童委員の推移

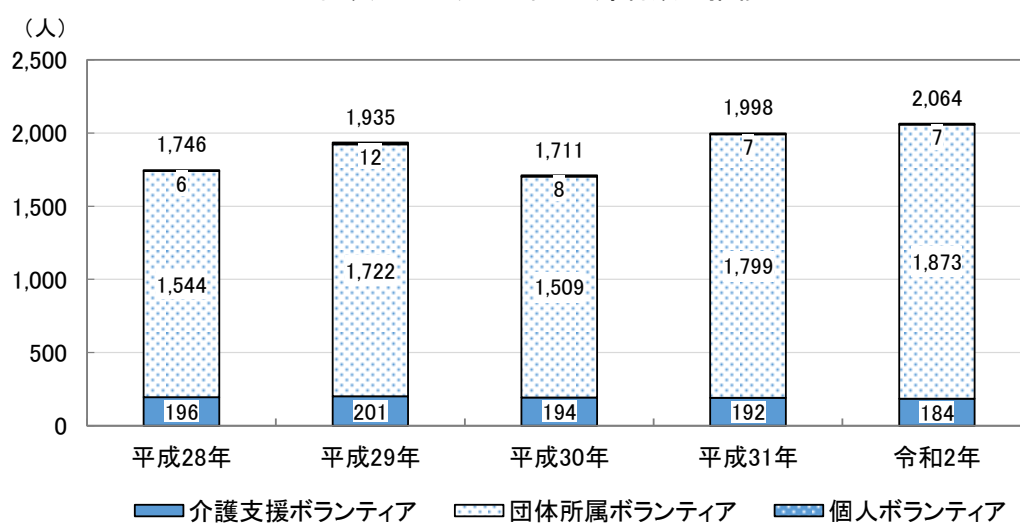


[資料]福祉課(各年4月1日現在)  
一人当たり平均担当世帯数は住民基本台帳(各年4月1日現在)に基づき算出

## ボランティア

ボランティア登録者数は、平成31年以降団体所属ボランティアが増加しており、令和2年では2,064人となっています。

図表 22 ボランティア登録者数の推移



[資料]社会福祉協議会(各年4月1日現在)

## 地域福祉活動の状況

本市の地域福祉活動は、地域の団体や活動者と市・社会福祉協議会等が連携しながら、取り組んでいます。

図表 23 地域福祉活動の状況

事業名	サロン活動	事業名	福祉教育
概要	市民各位の情報交換と懇親を深めます。	概要	地域で暮らしている障がいのある人や高齢者等との交流をとおして、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げていくことで、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育みます。
取組の様子		取組の様子	
事業名	地域の炊き出し訓練	事業名	ふくししくん広場
概要	地域住民（主に子どもたち）の防災に対する意識の向上を図ります。	概要	親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびをとおして、ふれあいの場を提供します。 親同士等のネットワークづくりを支援します。 催しをとおしてボランティアの活躍の場を拡大させます。
取組の様子		取組の様子	

### 3 前期計画の目標値に対する実績

前期計画の基本施策ごとに掲げた目標値に対する実績は、次のとおりです。

#### 基本目標1 みんなで支えあう地域づくり

基本施策	目標指標	平成27年 (現状値)	令和元年 (実績値)	令和2年 目標値	指標内容
1-1 身近な交流と 助けあいの活性化	住民同士のふれあいや 交流の状況	11.3%	11.0%	15.0%	地域福祉 アンケート調査
1-2 安全・安心な地域 づくり	防犯(犯罪の少なさ)の 状況	25.2%	27.8%	37.0%	地域福祉 アンケート調査
	防災(災害時の体制整 備)の状況	9.8%	11.1%	12.7%	地域福祉 アンケート調査
1-3 社会参加の促進と 生きがいづくり	ボランティア活動に取り 組んでいる人の割合	23.3%	21.6%	34.8%	地域福祉 アンケート調査

#### 基本目標2 地域の力を高めるための支援・仕組みづくり

基本施策	目標指標	平成27年 (現状値)	令和元年 (実績値)	令和2年 目標値	指標内容
2-1 地域福祉の啓発 及び担い手の育成	ボランティア登録者数	1,818人	2,064人	2,020人	
2-2 地域自治活動の 支援	コミュニティ推進協議会 の活動に参加したことが ある人の割合	9.7%	8.2%	20.0%	総合計画 市民意識調査
2-3 地域福祉の 推進体制の強化	地区社会福祉協議会の 設立数	1か所	6か所	8か所	

※2-2の実績については平成30年度の数値

### 基本目標3 暮らしを支える多様な福祉サービスの充実

基本施策	目標指標	平成27年 (現状値)	令和元年 (実績値)	令和2年 目標値	指標内容
3-1 わかりやすい 福祉情報の提供	必要な福祉サービス情 報を入手できている人 の割合	17.4%	14.1%	24.0%	地域福祉 アンケート調査
3-2 きめ細やかな相談 支援体制の確立	民生委員・児童委員の認 知度	41.2%	40.1%	62.7%	地域福祉 アンケート調査
3-3 公的な保健・福祉 サービスの充実	介護サービス(施設)に 満足している利用者の 割合	87.5%	—	90.0%	高齢者福祉 アンケート調査
3-4 セーフティネット* の構築	困ったことがあるときに 相談できない人の割合	41.0%	25.0%	20.0%	地域福祉 アンケート調査
3-5 快適な暮らしを 支える都市基盤・ 交通	総合的な交通ネットワー クの形成に満足している 市民の割合	24.8%	7.6%	40.0%	総合計画 市民意識調査

※3-3の実績については「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」の設問が変更となったため、数値の把握ができない。

※3-5の実績については平成30年度の数値。なお、「総合計画策定に係る市民意識調査」の設問に対する回答の選択肢が変更されたため平成27年(現状値)と令和元年(実績値)の差が大きくなっている。



## ■ 第3章 地域福祉に関する住民等の意向と課題 ■

### 1 市民アンケート

#### (1) 調査の概要

計画策定にあたって、市民が考える福祉サービス利用上の問題・課題、福祉サービスに対するニーズ、市民活動への参加状況等についての的確に把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

- ・調査対象：本市在住の18歳以上の人の中から、無作為に2,000人を抽出
- ・調査期間：令和元年11月7日から11月29日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収状況：回収数745通（回収率37.2%）
- ・調査結果の表示方法
  - (1) グラフに表示されているN値はサンプル数（有効回答数）を示します。比率はすべて％（パーセント）で表し、N値を100％として算出しています。
  - (2) 比率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため合計が100％にならないこともあります。
  - (3) 複数回答が可能な質問では、各項目の比率の合計は100％を超える場合があります。
  - (4) 年齢別、居住地区別のサンプル数（有効回答数）は、無回答がある場合、合計が全体数より少なくなります。
  - (5) 本計画書の文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。

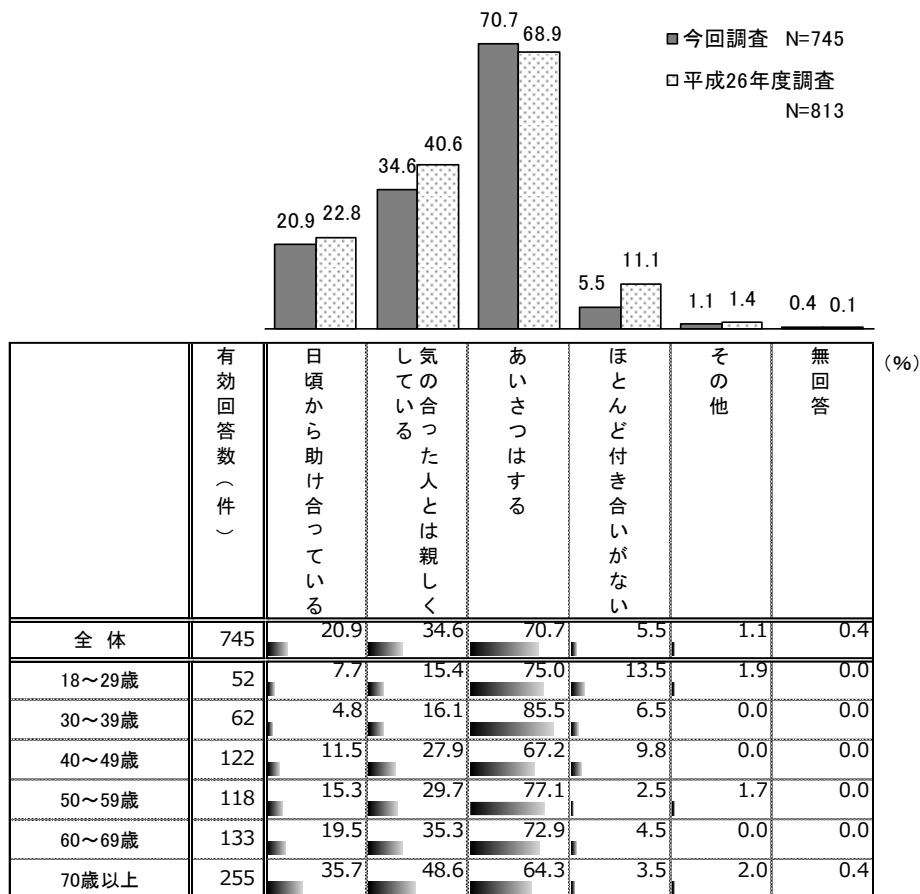
## (2) 調査結果 (抜粋)

### 近所付き合い

**近所付き合い**について、「気の合った人とは親しくしている」人や「日頃から助けあっている」人は、年代が上がるにつれ増加し、年齢に比例して関係性が深くなる傾向がうかがえます。言い換えると10～30代の若い世代ではあいさつ以上の関係づくりが難しく、希薄化が進んでいることがうかがえます。(図表24) また、近隣の人とほとんど付き合いがない人の理由として、「日頃仕事で留守にしているため」が4割半ばで最も多く、働いている世代において地域での付き合いが難しい状況もうかがえます。

**地域への参画状況**として、町内会・自治会への加入者は9割以上、コミュニティ推進協議会についても何らかの形での参加者は約5割となっています。今後はこうした地域への参加を促し、特に若い世代や働いている世代に対してのアプローチを検討していく必要があります。

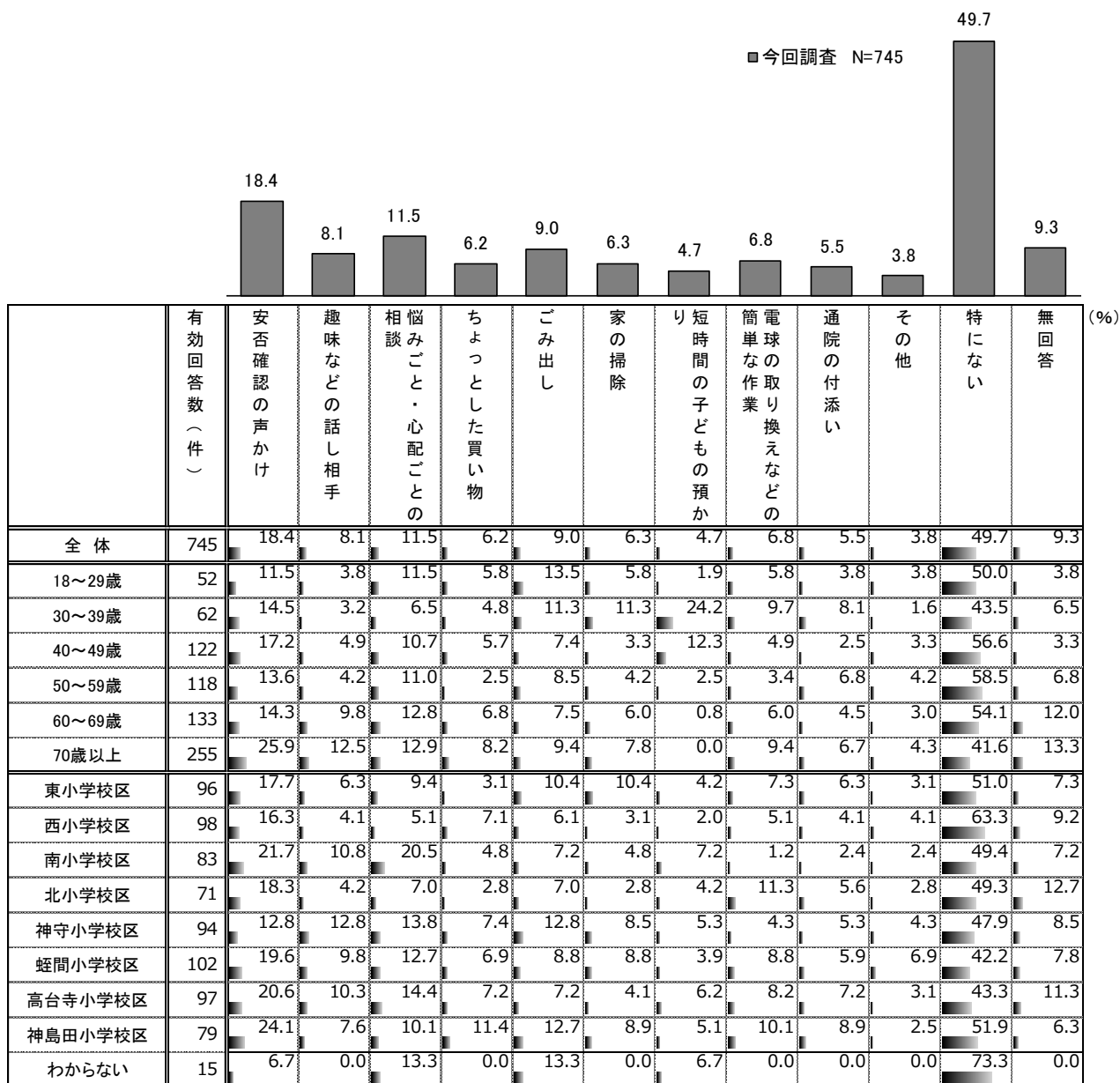
図表 24 近所付き合い



## 現在必要な支援

「お住まいの地域でどのような支援が必要か」については、「特にない」が約半数を占め、以下「安否確認の声かけ」、「悩みごと・心配ごとの相談」、「ごみ出し」となっています。「安否確認の声かけ」、「悩みごと・心配ごとの相談」は70歳以上で最も多く、「ごみ出し」は18～29歳で最も多くなっています。そのほか、「短時間の子どもの預かり」は、子育て世代の30代で最も多くなっています。(図表 25)

図表 25 お住まいの地域でどのような支援が必要か

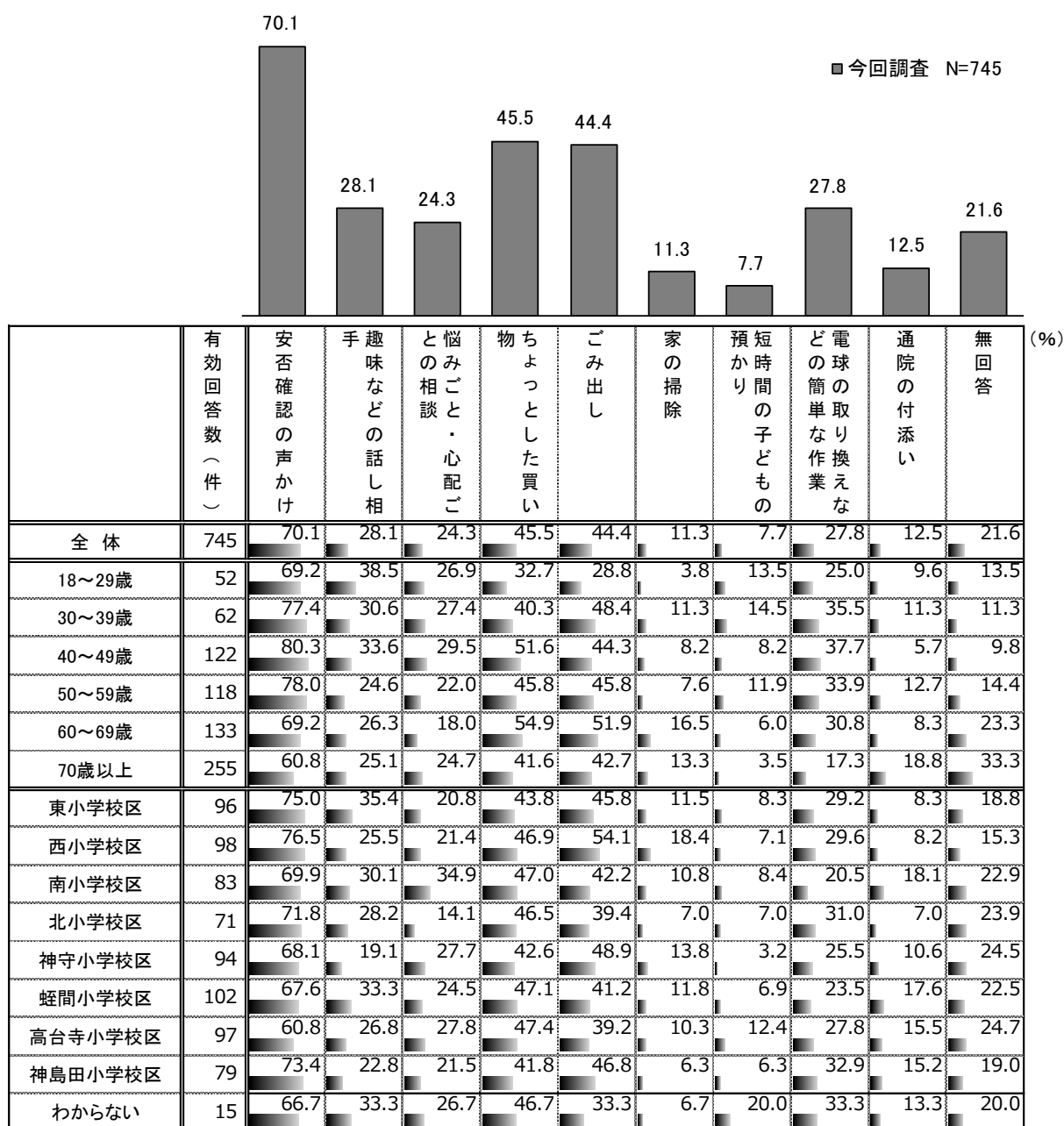


## 協力できること

**近所に困っている人がいるとき、あなたが協力できること**を聞いたところ、「安否確認の声かけ」は約7割と最も多く、以下「ちょっとした買い物」、「ごみ出し」となっています。「安否確認の声かけ」は特に40代で8割を超えて協力の意向が強くなっています。そのほか「趣味などの話し相手」は18～29歳が最も多く、約4割の人が協力できると答えています。(図表26)このように年代によって協力できることが違うため、支援の内容によって、年代を加味しながら協力を依頼することが必要と考えられます。

現在必要とする支援ニーズや将来のニーズをふまえて、要支援者と支援者とのマッチングが重要となります。その前提として、協力したいという人をいかに増やすかが重要であり、SNS\*の活用や有償ボランティアの導入等の参加者増加策の検討が必要となります。

図表 26 近所に困っている人がいるとき、あなたが協力できること



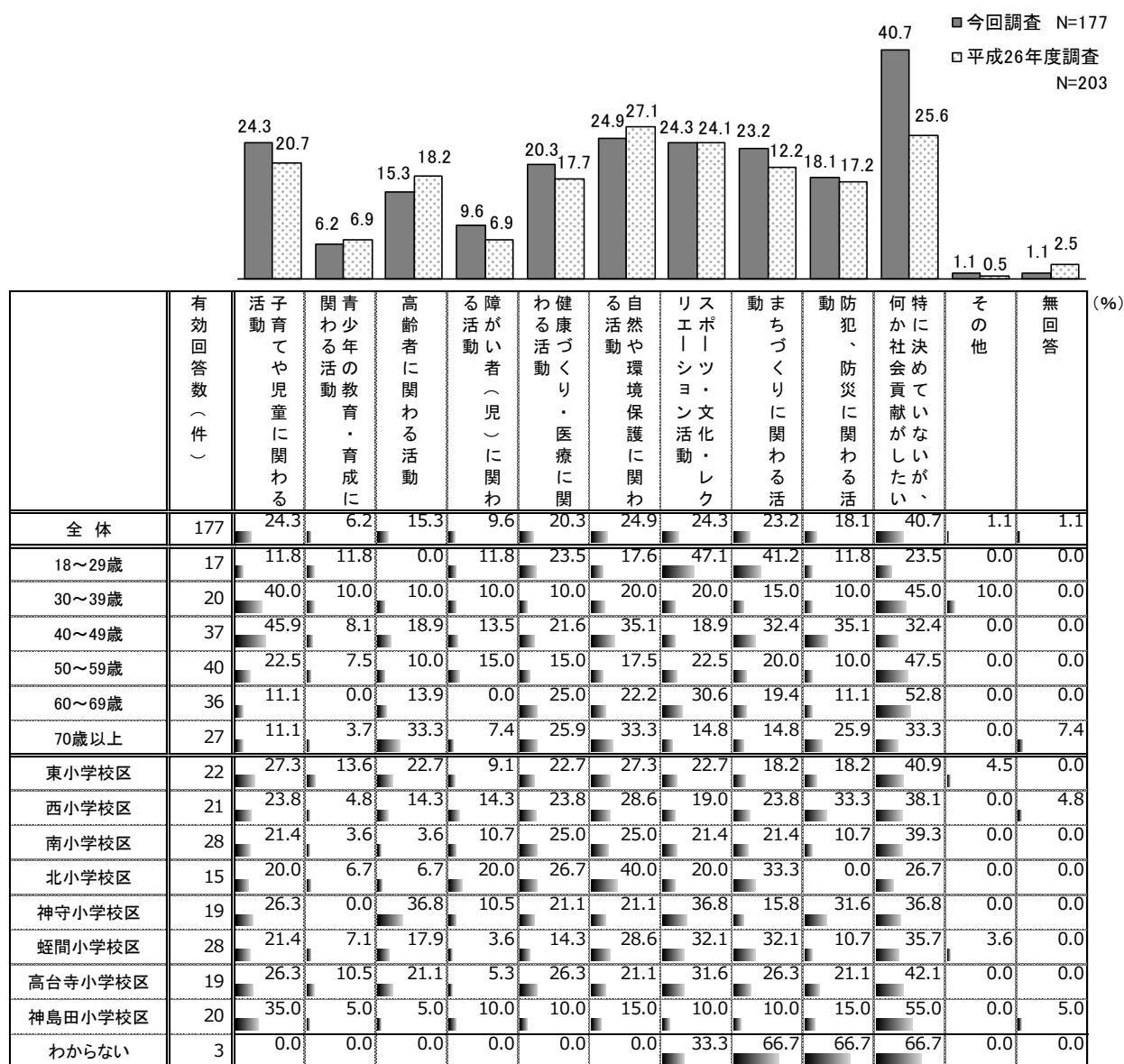
## ボランティア活動

「団体に属して活動している人」、「個人で活動している人」、「現在は活動していないが、過去に活動したことがある人」を合わせた「ボランティア活動経験者」は約2割となっています。地区別では神守小学校区と高台寺小学校区がそれぞれ約3割と多くなっています。

「ボランティア活動経験者」の活動内容として「防犯、防災に関わる活動」が26.1%と最も多く、以下「子育てや児童に関わる活動」、「高齢者に関わる活動」となっています。

ボランティアについて、「活動したことがないが、今後活動したい」と答えた人に「今後どのようなボランティアに参加したいか」聞いたところ、「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」が40.7%と最も多く、以下「自然や環境保護に関わる活動」、「子育てや児童に関わる活動」、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」となっています。「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」という回答は前回調査と比較して、15ポイント程度増加しており、社会貢献に対する意識の高まりがうかがえます。(図表27)

図表 27 「活動したことがないが、今後活動したい」と答えた人の参加したい活動



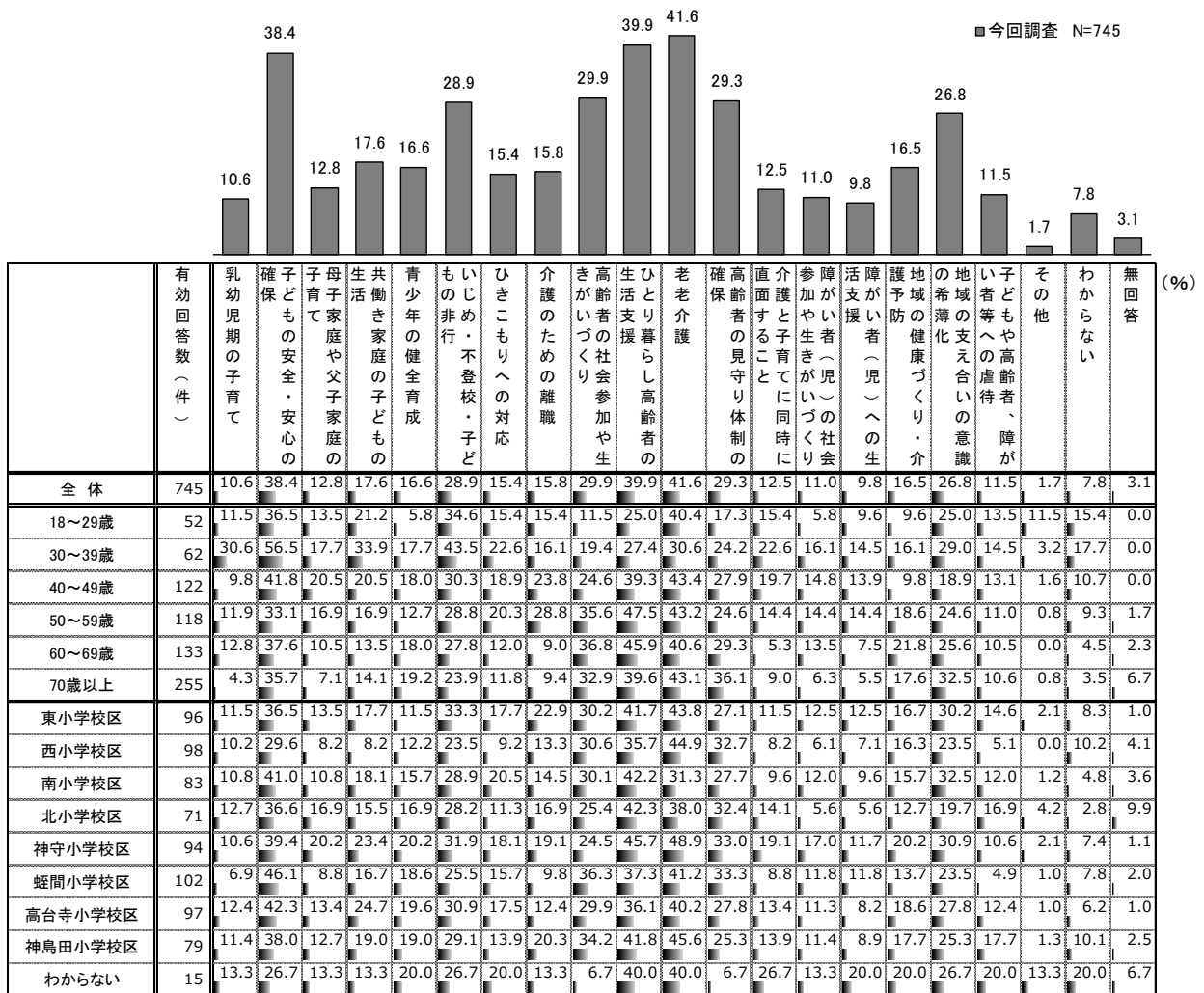
## 地域の課題

「地域の課題」については、「老老介護」が41.6%と最も多く、以下「ひとり暮らし高齢者の生活支援」、「子どもの安全・安心の確保」となっています。(図表 28)

各年代で最も多いものは18～29歳、40代、70代以上では「老老介護」、30代では「子どもの安全・安心の確保」、50代、60代では「ひとり暮らし高齢者の生活支援」となっています。

各小学校区で最も多いものは東小学校区、西小学校区、神守小学校区、神島田小学校区で「老老介護」、南小学校区、北小学校区で「ひとり暮らし高齢者の生活支援」、蛭間小学校区、高台寺小学校区で「子どもの安全・安心の確保」となっています。

図表 28 地域の課題



## 民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

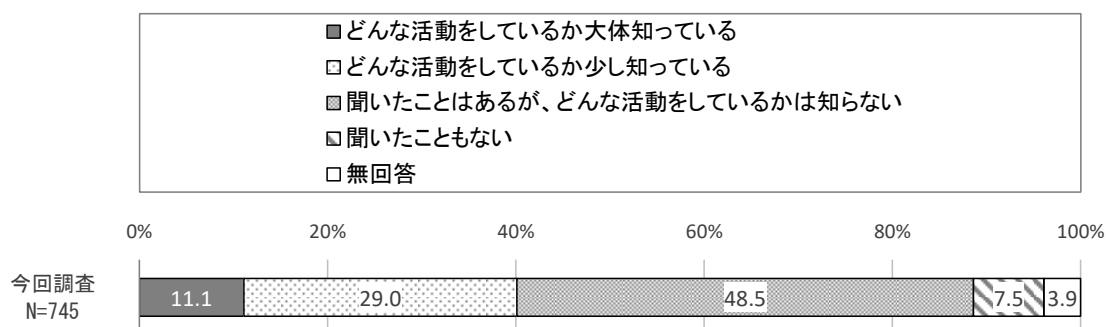
**民生委員・児童委員**については、「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」が48.5%と最も多く、以下「どんな活動をしているか少し知っている」、「どんな活動をしているか大体知っている」となっています。(図表 29) また、年齢に比例して「どんな活動をしているか少し知っている」と「どんな活動をしているか大体知っている」を合わせた“活動について知っている人”が増加し、70歳以上では約5割を占めています。

**社会福祉協議会**については、「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」が48.3%と最も多く、以下「どんな活動をしているか少し知っている」、「聞いたこともない」となっています。(図表 30) また、年齢に比例して「どんな活動をしているか少し知っている」と「どんな活動をしているか大体知っている」を合わせた“活動について知っている人”が増加し、60代では約4割を占めています。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会ともに「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」人が約5割を占めていることから、今後、活動や事業の内容を周知し、相談や支援の必要な人が活用できるようにする必要があります。

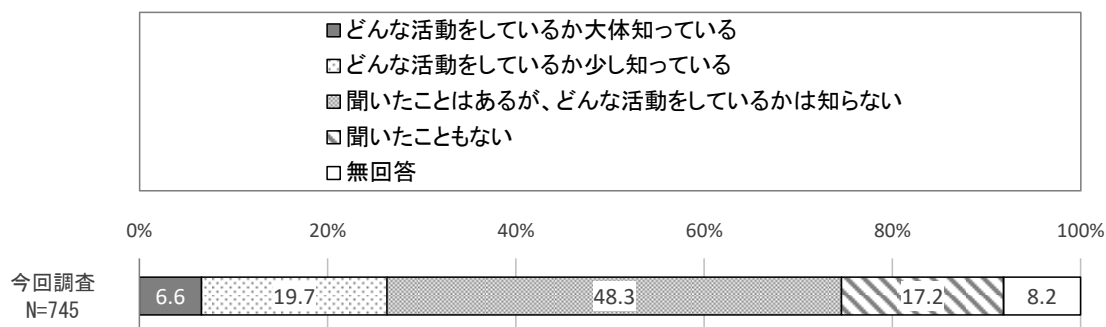
### 〈民生委員・児童委員の認知度〉

図表 29 民生委員・児童委員についての認知度



### 〈津島市社会福祉協議会の認知度〉

図表 30 津島市社会福祉協議会の認知度

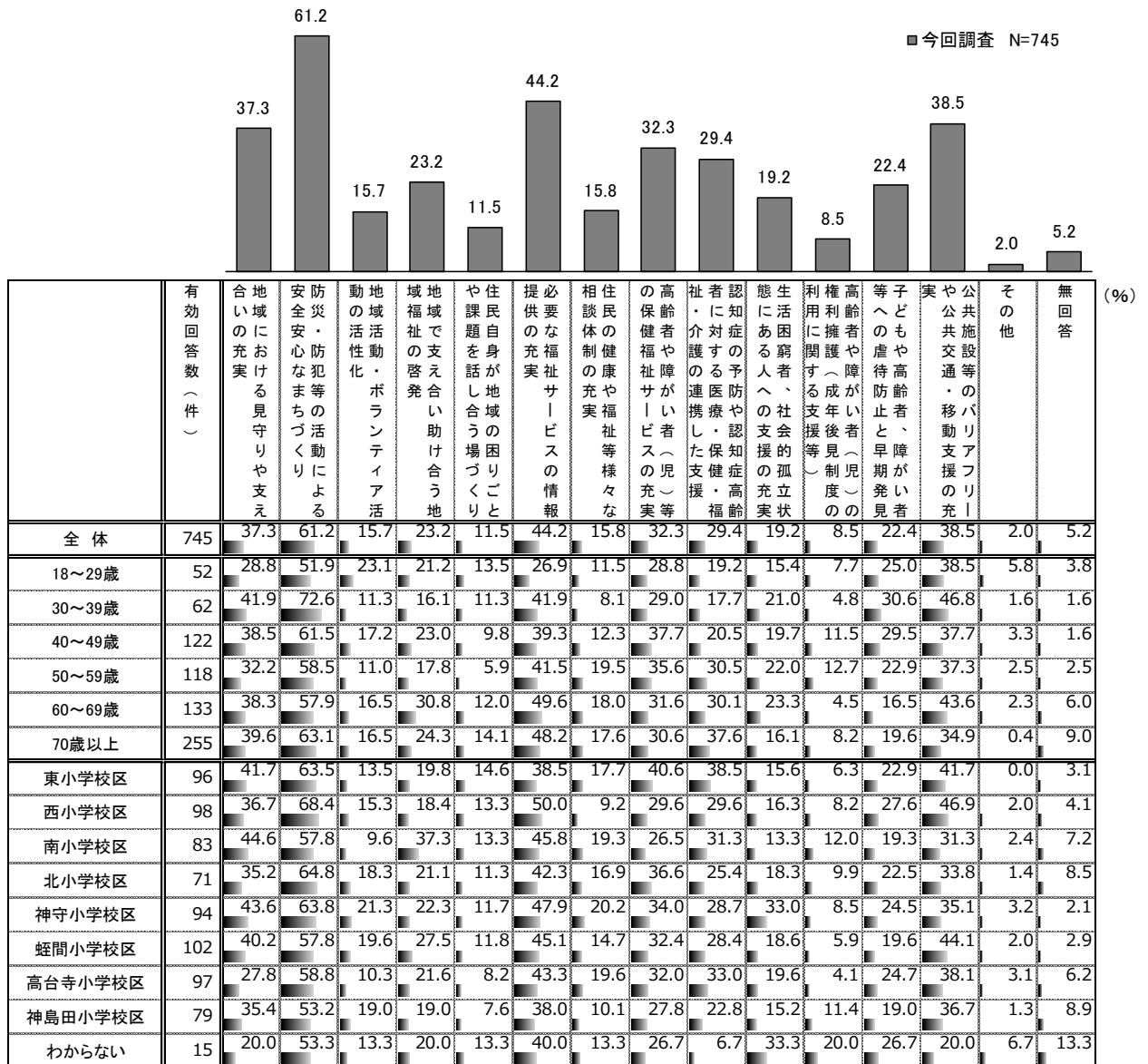


## 市の福祉施策等について

「市が力を入れて取り組むべきこと」は、「防災・防犯等の活動による安全安心なまちづくり」が61.2%と最も多く、以下「必要な福祉サービスの情報提供の充実」、「公共施設等のバリアフリーや公共交通・移動支援の充実」となっています。(図表31)

数ある施策の中で「防災・防犯等の活動による安全安心なまちづくり」はすべての年代、小学校区で最も支持されていることから、本市の最重要施策と考えられます。

図表31 市が力を入れて取り組むべきこと





## 2 団体アンケート・ヒアリング

保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校や民生委員・児童委員、福祉関係事業者等に、前回の計画策定時に実施した調査で挙げられた地域福祉の課題が、この5年間でどのように変化したのかを、「①良くなった、②変わらない、③悪くなった、④わからない」の4段階で評価していただきました。結果は次のとおりです。

なお、いただいたご意見は原則として原文のまま掲載しています。

また、評価が0件だった項目については掲載を省略しています。

・実施期間：令和元年10月9日から10月31日

### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

#### 1. 登下校の安全確保について

◆ 平成27年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

・園前の道路が狭く、園児、保護者が安全に通行できるようにしてほしい 等

◆ 平成27年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	3件	・園の前の道路が一方通行になり、安全対策がされた
②変わらない	6件	・道路標示、横断歩道、用水路フェンスの状況は変わらない
③悪くなった	1件	・園前の道路は道幅が狭いがスピードを出す事が多い
④わからない	3件	・自分の園周辺以外の変化を把握していないので分からない

#### 2. 放課後の居場所確保について

◆ 平成27年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

・地域の公園が少ないため、子どもが遊んだり走ったりすることができない 等

◆ 平成27年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	7件	・環境に変化がない
④わからない	7件	・学童が小学校内にできた所に関しては、安全面を考えると良くなったと思うが、実際の現状・問題点が分からないので、答えにくい

### 3. 地域ぐるみの子育て支援について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・母子家庭など子育てに不安を持っている母親への支援 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	8件	・子育て世代包括支援センターができ、横のつながりが強化されたと思う
②変わらない	4件	・園と児童相談所との間で虐待に関して気になる事について、連絡を取り合う事は多くはなったが、地域ぐるみとなるとまだ課題は続いているように思う
③悪くなった	1件	・幼稚園を利用している子の一時預かり保育利用が増加し、未就園利用の子が利用できない日が出てきている

### 4. 子ども・子育て支援の仕組みづくりについて

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・子どもの医療費負担を減らしてほしいという保護者の声が多い 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	9件	・医療費無償化（中3まで）、保育料無償化、子育て世代への負担減となった
②変わらない	2件	・この問題点については今後も変わらず、課題となってくると思う。年々、家庭環境も変わり、保護者の考え方等にも変化が見られる為
③悪くなった	2件	・療育との併用が本来望ましい子が、入所により保育園一本になってしまうケースがある
④わからない	1件	・医療費負担は少なくなったが、市民病院の出産の受入れがなくなった事に困ったという声がある

### 5. 障がい者への支援体制について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・障がい児の保育受入に関して、職員配置が十分でない（乳児等加配対象の見直し） 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	5件	・津島市特別支援教育連絡会が年 2 回あり、小中高の先生方との連携の場が設けられているのは、直接話ができるので良い
②変わらない	8件	・障がい児の保育受入に関する職員配置に進展がない
③悪くなった	1件	・対象児または対象となる可能性があるとわかって、受入れされない所があると聞く

## 6. 外国人への理解促進と多文化共生\*の推進について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・外国籍の人が増加しており、伝達を行うには個別対応が必要

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1 件	・「中国語等」の保育園、幼稚園に必要なコミュニケーション訳語集があり、教育委員会に資料提供させていただいたのでスモールステップとして進んでいると思う
②変わらない	6 件	・外国籍の方への理解は進んでいると思うが、市役所に通訳できる職員の配置がなく説明するとき困難を感じる
③悪くなった	1 件	・うまく伝わらない事が多く、書類など書き直しが多い
④わからない	6 件	・外国人への伝達は、伝わる方法を試行錯誤しながら行っている

## 7. 災害や犯罪に強い安全安心な環境づくりについて

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・保育所が市の避難所であるが、地域と協力した訓練ができていない 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4 件	・市と協定を結んだ事業所が増えている。地域コミュニティや中学校と連携した避難訓練を行う事ができた。その上で、やはり多数園児を連れての避難は難しい
②変わらない	6 件	・自園での避難訓練は定期的に行ってはいるものの、地域と協力して行うような訓練ができていないのが現状
③悪くなった	1 件	※記入なし
④わからない	3 件	・課題の内容が現在も思う所がある。犯罪に関しては、市から FAX が届くが、場所が近いともう少し早く知らせたいと思う時もある

## (2) 小学校・中学校

### 1. 福祉教育の充実について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・中学生が年間を通して、福祉施設と交流する学習がない

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4 件	・福祉教育を半日にわたり一人 2 講座受け、充実した計画としている。認知症サポーター等、新たな取組も実施されて充実を感じる
②変わらない	10 件	・交流の機会は設定されていると思うが、年間を通しての継続は難しい
③悪くなった	1 件	・学校の行事の精選により、事業が縮小傾向になりつつある
④わからない	7 件	・現在は福祉教育が中心となる行事になっている

### 2. 登下校の安全確保について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・学校までの友だちと歩く体力不足等から、通学団での登校がうまくできない子どもが増えている 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	9 件	・登下校でのトラブルは以前と同様あるが、防犯対策の面では良くなっている
②変わらない	12 件	・グリーンベルトは設置されたが、道幅そのものがせまい
④わからない	1 件	・小学校の内容のため回答できない

### 3. 放課後の居場所確保について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・「学童保育」や「放課後子ども教室」が保護者から利用しづらいとの声がある 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	9 件	・春と夏の居場所づくりも始まり、幅が増えたように感じる
②変わらない	6 件	・遊び場所が少ない
④わからない	7 件	・中学校は部活動があるため、該当しない

#### 4. 地域ぐるみの子育て支援について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

・幼・保・小・中へ通う子どものいる家庭に対して、状況に応じた保護者支援が必要 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1 件	・地域学校協働本部の活動が活性化され、保護者や卒業生の保護者が中学校へ足を運んでくれている
②変わらない	13 件	・地域の支援は向上しているが、地域に閉鎖的な家庭も増えている
④わからない	8 件	・連携がとれているかどうかわからない

#### 5. 学校教育施設の人材強化・学校施設の改善について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

・特別な支援を要する児童生徒増加のため、市の補助員を配置しているが対応しきれない 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2 件	・エアコンが教室に設置され、暑い時期でも快適な環境で取り組めるようになった
②変わらない	15 件	・人力的、経済的不足の問題
③悪くなった	4 件	・特別な支援を要する児童生徒増加のため、市の補助員を配置しているが対応しきれない
④わからない	1 件	・市の補助員を増やしてもらえるとありがたい

#### 6. 障がい者・保護者への支援体制の強化について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

・専門機関との相談・連携体制の充実 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	6 件	・市特別支援教育相談員のおかげで体制整備や個への対応が進んでいる
②変わらない	10 件	・専門機関との相談連携体制が進んでいない
④わからない	6 件	・教員も保護者も、相談窓口がもっと多く必要と感じる

## 7. 外国人への理解促進と多文化共生の推進について

- ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆
  - ・言葉の問題により保護者の世話が十分行き届いていない外国籍の子どもがいる 等
- ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	8 件	・日本語支援員等の配置があり、助かっている
②変わらない	12 件	・日本語の指導が必要な外国人の数が増えているが、支援員等の配慮がなされていない
③悪くなった	1 件	・学習用具がそろわないことや必要な連絡が伝えられないことがある
④わからない	1 件	※記入無し

## 8. 災害や犯罪に強い安全安心な環境づくりについて

- ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆
  - ・市内の公共施設でバリアフリーが進んでいない場合、避難所になった際困る人もいる 等
- ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	5 件	・昨年度、通学路の一部にグリーンベルトが設置された
②変わらない	13 件	・本校は体育館が避難所だが、トイレ等全くバリアフリーではない
④わからない	4 件	・整備には時間がかかり、優先順位があり、次々と老朽化していく為、整備しなければならない箇所はなくなる

## (3) 高齢者支援事業者

### 1. 情報提供と収集について

- ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆
  - ・緊急通知システム、消防署への登録等のサービスが携帯で利用できない 等
- ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2 件	・メール等で情報が入りやすくなった
②変わらない	9 件	・独居の方や家族が無関心なのか、情報がないのかわからない
③悪くなった	1 件	・携帯からはできない。固定電話貸し出しがなくなったので困っている
④わからない	16 件	・地域によるのかもしれないが、コミュニティ等から地域情報を発信している。戸別配布もしており、情報を得る手段がないとは言い切れない

## 2. 移動手段の確保、経費の支援について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・タクシー以外の交通手段がなく、買い物に困っている 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2 件	・買い物の手段に関しては、スーパーの宅配サービスが開始されている
②変わらない	20 件	・移動手段がない方の支援が欲しい（買い物・通院等）
③悪くなった	1 件	・タクシーの運転手の人も減っており、また自費サービスができる事業所も減っており、対応手段、人が減っているから
④わからない	5 件	・まだ実態は分からないが、自己負担の部分が増えている事は感じる

## 3. 地域における交流、支援体制の整備について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・家にひきこもりがちでサロンが苦手な人が人との交流を求める場合の支援 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4 件	・サロン等の活動が活発になってきた
②変わらない	16 件	・行きたい人は行くし、行かない人は近所でも行かない。アクティブシニアの人が、何をしたいか地域と事業が噛み合っていない事が多い
③悪くなった	2 件	・本人に必要なサービスが受けられない人が多くなった気がする（介護区分が要支援になった為）
④わからない	6 件	・まだ内容が分からない

## 4. 高齢者支援制度・サービスの改善と充実について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・介護保険以外のインフォーマルサービスが充実していない 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1 件	・社会資源がリスト化（整理）された事はよかった
②変わらない	14 件	・インフォーマルサービスが充実していない
③悪くなった	1 件	・障がいからの切り替わりで、介護保険だと利用ができなかったりする
④わからない	10 件	・今後もインフォーマルサービスだけでなく、そこに誰もが行ける様な整備が必要

## 5. 高齢者支援施設の拡充について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・職員の人材確保が難しい

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
②変わらない	8 件	・人材確保は変わらず難しい。横のつながりがあると良いと思う
③悪くなった	11 件	・特に訪問介護の事業所で、人員不足でサービスを受けてもらえないケースがある ・退職される人が多い中、求職者は少なく、入職してもすぐ辞めてしまうため、人員の確保が難しく、企業の人材紹介等もあまりあてにできない
④わからない	7 件	・現状の福祉業界での給与では、良き人材は確保できない

## 6. 障がい者への支援体制の強化について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・早期発見と適切な支援が必要である

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1 件	・相談者は増加しており、相談支援体制が整ってきていると思われる
②変わらない	12 件	・もともとの障がい支援ができるケアマネジャー等が各地域で少なすぎる
④わからない	13 件	・チームによる適切な支援が必要だと思う

## 7. わかりやすい福祉情報の提供と相談・支援体制の充実について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・子育て中の親同士の交流がなく、相談機関が分からない

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2 件	・他機関との連携は多くなっている。困りごとの相談をうまく繋ぐ事ができている。子育て中の親同士の交流については、あまり把握できない
②変わらない	4 件	・広報や回覧板をもっと使って欲しい
④わからない	20 件	・上記事業での実績、係わりがない為



## (4) 民生委員・児童委員

### 1. 世代や居住歴を超えた顔の見える関係づくりについて

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・コミュニティイベントへの参加が低く、つながり不足 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	17 件	・町内会、放課後児童クラブ、民生委員が常に連絡し合い、近所の人々とのつながりをつくっているから
②変わらない	45 件	・個人情報保護法の観点から、相手の事がわからない。高齢者が多くなり、地域活動が運営しづらくなって来ている
③悪くなった	9 件	・町内会組織の弱体化。（高齢化含む）広報ポスティングによる近隣住民の接触機会の減少。家庭中心主義に伴う、子ども会活動の弱体化
④わからない	8 件	・最近、住居が増え続け、どの様な人が住んでいるか把握できない

### 2. 高齢者の生活支援と生活の質の向上について

◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・高齢者の居場所、憩いの場が不足している 等

◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	17 件	・コミュニティ、社会福祉協議会、包括支援センターなどが、居場所づくりをはじめとしてさかんに活動しており、良くなったと思う ・地域包括支援センター等、市のサービスが充実してよくなってきたと思う
②変わらない	41 件	・町内会組織を活用した高齢者対策を行わないと、真に支援を必要とする人の対策にはならないと思う
③悪くなった	6 件	・近隣の八百屋さん等がどんどん無くなり、高齢者が買い物難民になっている。ひとり暮らし老人の増加に歯止めがきかず、孤立している
④わからない	15 件	・家族構成もわからないので、町内会としても何もできない

### 3. 地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくりについて

#### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・長期休暇中に学童保育に入れず困っている親がいる 等

#### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	17 件	・子ども会、放課後児童クラブと一緒に活動するため、親の相談にのり見守りする人が増えたため
②変わらない	36 件	・地域で子どもを見守ろうという意識は出てきたように思うが、なかなか成果につながりにくい
③悪くなった	6 件	・子ども会もなくなってしまったので、学童の困っている事すら分からない
④わからない	20 件	・町内に子どもがいないから

### 4. 障がい者サポートと生活支援について

#### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・障がい者の就労支援（卒業後就職できない人がひきこもりになる） 等

#### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	4 件	・避難行動要支援者、支援体制について、各校区で検討されている
②変わらない	27 件	・障がい者のいる家庭があるのは把握してあるが、災害時要支援の登録がないので、どう対応していいのかわからない
③悪くなった	3 件	・障がい者の孤立が気になる。地域での障がい者の顔が見えない
④わからない	37 件	・民生委員として直接関わる事がないのでわからない。専門の分野につなげる事は、今後もしていく

## 5. 防災の取組について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・避難場所、行動マニュアルを市民に周知不足である 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	19 件	・町内会で避難所の確認、防災訓練に参加したりして、班単位で非常時の対策ができているため
②変わらない	41 件	・町内としての防災体制は、ほとんど構築されていない。町内会長も一年任期なので、何をしたらよいかかわからない状態である
③悪くなった	4 件	・自助、共助といわれるが、そういう関係性が把握できない
④わからない	10 件	・避難行動支援同意者名簿が配布されたが、今後は地区の自主防災、町内会、民生委員の連携と協力をどのようにはかり、実行していくかにかかっていると思う

## 6. 空き家、ゴミ対策について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・空き家住居が放置されている 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	13 件	・空き家は取り壊され、住宅が建つようになった
②変わらない	38 件	・空き家の状況は市でも把握していると思われるが、雑草が大きくなると火災の不安もあり、近所の人が刈っている状況
③悪くなった	10 件	・空き家が年ごとに増えている ・ゴミの出し方が悪く、いつも収集されず袋が残っている
④わからない	13 件	・空き家で困っているという事を聞かない

## 7. 民生委員・児童委員の権限と活動について

### ◆ 平成 27 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・コミュニティと民生委員・児童委員の関係ができていない 等

### ◆ 平成 27 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	10 件	・コミュニティに民生委員・児童委員が中心となって福祉部会をつくり、活動している地域もある。民生委員の活躍の場が広がっているのでは
②変わらない	43 件	・ひとり暮らし要介護者の施設利用リスト等がないと状況把握できない為、登録者のみに対応するしかできない
③悪くなった	4 件	・コミュニティとの関わりが少ない
④わからない	15 件	・高齢者が施設入所したという情報が、民生委員に届くようにしてほしい。訪問したときに留守でも、理由が分からないと不安である

## (5) 障がい福祉事業者

### 1. 新たなサービスを行う上での問題点や課題について

### ◆ 平成 26 年度※に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・児童発達管理責任者の採用が難しい 等

### ◆ 平成 26 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	2 件	・生活介護のグループホームができるので、多少よくなったかと思う
②変わらない	8 件	・重度障がい者の受入れ事業所（生活介護）の不足は解消されていない
③悪くなった	3 件	・児童指導員の採用が難しい
④わからない	9 件	・比較できる情報を持っていない

※障がい福祉事業者へのアンケートは、平成 26 年度に実施した「第 4 期津島市障がい福祉計画策定のためのアンケート」で得られた意見を引用

## 2. 津島市において不足しているサービスについて

### ◆ 平成 26 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・グループホーム、短期入所、生活介護が圧倒的に少ない 等

### ◆ 平成 26 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	8 件	・就労関係事業所は増加してきているが、短期入所事業所の不足は継続している
②変わらない	3 件	・ニーズとしては増えている印象を受ける
③悪くなった	4 件	・ますます、同行援護が使えなくなった。ヘルパーさんの高齢化で対応できない。グループホームは増えたがすでに定員いっぱい
④わからない	7 件	・平成 26 年の際のアンケートに参加していない為、分からない

## 3. 地域移行、一般就労移行について

### ◆ 平成 26 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・就職先、受入先がない。受入後のサポート、継続していく支援が少ない 等

### ◆ 平成 26 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	3 件	・当ホームの利用者の大半が就労継続の A 型や B 型を利用しているが、相談員さんも含め、十分連携が取れている印象を持っている
②変わらない	8 件	・入所施設からの地域移行の拡大は家族の意向もあり、円滑に進んでいるとは言いがたい
③悪くなった	1 件	・悪くなったとしか言いようがない
④わからない	10 件	・平成 26 年の際のアンケートに参加していない為、分からない

## 4. 他の団体との連携について

### ◆ 平成 26 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・同じ障がい児サービス事業所同士の交流が少ない 等

### ◆ 平成 26 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	8 件	・学校、幼稚園、保育園との連携、情報共有の為、担当者会議が定期的に行われるようになった
②変わらない	4 件	・以前を知らないが、事業所同士の交流はあまりないように思える
③悪くなった	1 件	・中学校との関わりが薄い
④わからない	7 件	・判断できない

## 5. 障がい者を取り巻く地域社会のあり方について

### ◆ 平成 26 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・障がい者が地域で生活するためにグループホームの充実が望まれる 等

### ◆ 平成 26 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	6 件	・グループホームが増えてきているので良いと思う
②変わらない	5 件	・地域に対し、障がい福祉に関する周知や啓蒙に不足を感じる
③悪くなった	1 件	・行政がまず、自らの仕事を理解すべき
④わからない	8 件	・平成 26 年の際のアンケートに参加していない為、分からない

## 6. 津島市の福祉施策に関する要望について

### ◆ 平成 26 年度に実施したアンケートでの意見（問題点・困りごと）の抜粋 ◆

- ・地域生活支援事業について、自治体間格差を解消してほしい 等

### ◆ 平成 26 年度に挙げられた地域福祉の課題に対する令和元年度での評価 ◆

評価	件数	評価の理由（主な意見）
①良くなった	1 件	・児童について、サービス提供ができる事業所が増えた
②変わらない	7 件	・地域生活支援事業は、まだまだ他市より受入れが悪い
③悪くなった	3 件	・現在利用している事業所を辞めて、他の事業所を利用したいが、定員の問題で断られた
④わからない	9 件	・何が変わったのか分からない

### 3 地区懇談会

地域福祉に関わる現状と課題を把握するため、令和2年1月から2月にかけて8小学校区で地区懇談会を開催しました。挙げられた課題は次のとおりです。

なお、いただいたご意見は原則として原文のまま掲載しています。

#### (1) 地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の人々と交流する場がない</li><li>・ 引っ越してきた人が孤立している（閉じこもり）</li><li>・ 近所付き合いが減少しており、地域のことに無関心な人が多い</li><li>・ 昔ながらの横のつながりが薄くなっている</li><li>・ 異年齢の交流がない（高齢者と小学生、高齢者と若年層等）</li><li>・ 子育て世代（親）とシルバー世代の方の交流がない</li></ul>
町内会のつながりのなさ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町内会は高齢者や防災の問題ばかりで、若年層への活動が少ない</li><li>・ かわら版を含めポスター、回覧等情報共有の活用が必要である</li><li>・ 高齢者世帯が町内代表をやっており、機能していない</li><li>・ 町内会役員のなり手がなく、存続が危ぶまれている</li><li>・ 高齢者が行事に参加したがるらない</li><li>・ 子ども達の町内行事への参加が少ない</li><li>・ 高齢化による町内行事の取り止めが起こっている</li><li>・ リーダー的存在になる人が少ない</li></ul>
コミュニケーション不足によるマナーの低下	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ゴミ捨て場が違う場所の人がゴミを捨てていく（マナーが悪い）</li><li>・ スマホを使っている人のマナーが悪い</li><li>・ 中高生の自転車マナーが悪い</li><li>・ ペットのマナーが良くない</li><li>・ ごみ出しの時間を守らない</li><li>・ ゴミ出しのルールを外国人が理解していない</li><li>・ 外国人が多くなり、ごみの出し方の説明が必要である</li></ul>

## (2) 地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間色々あるが、コミュニティの行事が住民に伝わっていない</li> <li>・コミュニティ・自主防災会等イベントの参加者は同じ顔ぶれが多い</li> <li>・サロン等気軽に集まれる場所をもっと多くする</li> <li>・町内で高齢化が進んでおり、見守りネットワークが必要である</li> <li>・老人会行事へのヤングシニアの参加がない</li> <li>・老人クラブへの加入促進</li> <li>・町内会役員が少なく参加者が少ない。また町内会の役職等後継者がいない</li> </ul>
個人情報への壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の問題があり、どんな人が住んでいるのかわからない</li> <li>・個人情報の壁があり、要支援者が災害時どこにいるのかわからない</li> <li>・個人情報保護が地域のコミュニティづくりの障害になっている</li> </ul>

## (3) 高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢になって足が弱ったとき、足の確保が不安である</li> </ul>
一人暮らし高齢者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし老人の安否確認・緊急時対応が必要である</li> <li>・地域では一人暮らしが6割を占めるほど多い</li> <li>・一人暮らし高齢者でサロン等に参加できる人は良いが、できない人は地域と関わりがない</li> <li>・高齢者一人暮らしの老人を対象とした日々の生活支援。買い物等</li> </ul>
高齢化への不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団地全体の高齢化が進んでいる</li> <li>・高齢者のお買い物の場が無い</li> <li>・高齢者だけの家では経済的に苦しく趣味や活動ができない</li> </ul>



## (4) 子ども

課題	ご意見
子どもの減少 子ども会の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の役員への不参加</li> <li>・子どもが少なく、子ども会が成り立たない</li> <li>・子ども会に加入しない</li> </ul>
遊ぶ場所等がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊び場が全くない</li> <li>・公園の遊具がない</li> <li>・親が休憩できる場所がない</li> </ul>
子どもの居場所がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童、生徒及び保護者への支援がない</li> <li>・ひきこもりの実態把握と家族への支援がない</li> <li>・長期休暇中の子どもの居場所がない</li> </ul>

## (5) 地域の安全・安心

課題	ご意見
防災の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災が重要だが、地域防災会づくりは地域任せ（マニュアルもない）</li> <li>・住民の防災意識が低い</li> <li>・災害弱者に対する防災会での支援に関して、人材が不足している</li> <li>・防災訓練を含む避難経路等の作成ができていない</li> </ul>
災害時の避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の高齢者の安全な避難が困難</li> <li>・災害時に対応ができる人がいない</li> <li>・防災訓練での参加者が高齢化している</li> </ul>
防犯の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路以外の街灯が少ない</li> <li>・防犯灯が少ない</li> <li>・ソーシャルゲームをやっている人達の路上駐車が増えている</li> </ul>

## (6) その他

課題	ご意見
公共交通の不便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいバスのルートを変えて、もっと利用しやすくしてほしい</li> <li>・バスのルートがわかりにくい</li> <li>・ふれあいバスの停留所・時間等改善して欲しい（無料の市町村もある）</li> </ul>
道路での不安・不満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者にやさしくなく、散歩もしづらい</li> <li>・トラック等大型車の通行が増え、安全面が不安</li> </ul>
市役所の対応・要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所に出した嘆願書に対する返答が無い</li> <li>・相談窓口がわからない</li> <li>・一般の人から見ると社協、市の各活動がバラバラに見える</li> </ul>
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの集積場所少なく、一日で出るゴミの量が多い場所がある</li> <li>・ゴミ不法投棄がある</li> </ul>
空き家問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家が多く、連絡が取れない。また、建物が壊れる等、管理が心配</li> </ul>
コミュニティ 推進協議会の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティと各種団体がばらばらに動いており、整理できないか</li> <li>・子どもと大人が知りあうコミュニティとなっていない</li> </ul>
買物環境の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くのスーパーが撤退し、買い物に苦労している方が出てきた</li> </ul>
公園の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏の公園は草がすごく生えている。せつかくある公園が遊べない</li> </ul>

## 4 アンケート・地区懇談会等からうかがえる計画の課題

### (1) 地域コミュニティづくり、意識の啓発

#### 【現状・問題点】

- ・近所付き合いがなくなってきており、地域のことに無関心な人が多い
- ・地域で交流する場所が少ない
- ・町内会への未加入
- ・町内会委員の高齢化、担い手が少ない
- ・日本人、外国人含めてゴミ出しのマナーが悪い人がいる 等

→地域コミュニティづくりは地域福祉の基盤となるものですが、市内のどの地区でも同様につながりの希薄さ、地域での交流の少なさが指摘されています。また、アンケート調査では10～30代の若い世代ではあいさつはするもののそれ以上の関係づくりは難しい状況がうかがえます。さらには、新型コロナウイルス感染症により、感染拡大を防ぐためには人との接触を減らすことが求められており、地域の交流がますます減少しています。国の求める「新しい生活様式」の中で、地域でどのように、関心を高め、参加を促進し、支えあうコミュニティづくりを進めていくかが大きな課題となります。

#### 【今後の方策】

- ・地域福祉の意識啓発
- ・地域福祉活動の情報提供の充実
- ・福祉教育の充実 等

### (2) 地域活動の活性化・担い手づくり

#### 【現状・問題点】

- ・地域活動は若者の参加が少なく、高齢化により活動できない人も増えている
- ・老人クラブ、町内会、子ども会等の役員のなり手が少ない
- ・地域で活動するにあたって、個人情報保護により、各家庭の状況把握が難しい
- ・各種団体のリーダーの養成が難しい

→地域活動を継続するためには、活動者の高齢化やリーダーの養成、参加の減少等活動の危機的な状況がうかがえます。また、地区懇談会では、コミュニティ推進協議会等の行事に対する地域住民の参加意識が低く、新たな参加者が増えにくいという課題が挙げられています。今後、ますます高齢化が進み、活動者自体が減少することが予測されるなかで、地域活動を活性化するためには、若い世代や定年を迎えた人をどれだけ取り込むかが大きな課題となります。また、アンケート調査では、近所に困っている人がいるときに協力できることについて、7割の人が「安否確認の声かけ」ができると答えています。こうした協

力したいという人をいかに活動に結びつけるかが課題となります。

#### 【今後の方策】

- ・地域福祉活動の活性化
- ・地区社会福祉協議会活動の支援
- ・コミュニティ推進協議会との連携
- ・ボランティア活動支援 等

### （３）高齢者・障がいのある人への支援

#### 【現状・問題点】

- ・ひとり暮らし高齢者が増加しており、生活への支援が必要である
- ・高齢者や障がいのある人等の安否確認が難しい
- ・市内スーパーの撤退により、買い物に困る高齢者等が増加している

→高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、公的な保健福祉サービスや生活支援サービス、権利擁護\*の取組など、その人に応じた支援が提供できることが必要であり、地域での見守りネットワークなど安否確認の体制づくりは今後ますます欠かせない支援の一つであると考えられます。また、近所のスーパーがなくなり、買い物が不便になった等の個別的な困りごとを聞き、地域の住民の協力を得ながら生活を支援していく仕組みづくりが重要となっています。サロンへの不参加など地域とのつながりがない高齢者等について、地域での見守り体制を構築していく必要があります。

#### 【今後の方策】

- ・保健福祉サービスの充実
- ・相談支援の充実
- ・権利擁護の推進
- ・生活支援の充実
- ・サロン等地域活動の充実 等

### （４）子ども・子育て支援、子どもの日々の安全・安心

#### 【現状・問題点】

- ・少子化により子ども会の維持が難しい
- ・子どもの居場所や遊び場が少ない
- ・不登校児童・生徒及び保護者への支援が必要である
- ・登下校時の安全確保が必要である

→少子化の進行は社会の維持に影響を与える事態であり、今まで当然のように行われてきた子ども会活動や祭りの開催などに大きな支障をもたらしています。地区懇談会での現状の

評価では、子どもの減少に加えて、子どもがいても子ども会に入会しない世帯があるという指摘もありました。

アンケート調査では、「地域の子どもへの見守りと声かけ」、「子どもの安全のための地域のパトロール」、「子ども同士が遊べる機会の充実」が求められています。同じくアンケート調査では、地域の課題として「子どもの安全・安心の確保」「いじめ・不登校・子どもの非行」が挙げられていました。これらの様々な問題は、家庭、学校、地域等が連携し、子どもに寄り添い、対応していく必要があります。

#### 【今後の方策】

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・子どもの安全・安心の確保
- ・子どもの見守りネットワークの充実 等

## （５）災害時の支援体制の構築、防犯に関する啓発活動の充実

#### 【現状・問題点】

- ・防災訓練に参加する人が少ない
- ・高齢者等の災害時の避難が難しい
- ・災害時に高齢者等の安全確保が難しい
- ・ハザードマップはあるが、浸水時に避難経路が使えない地域もある
- ・暗い道や人通りの少ない道があり、通行に不安がある

→アンケート調査では、本市の施策の中で、「防災・防犯等の活動による安全安心なまちづくり」は本市が力を入れて取り組むべきこととして最も支持されており、地域福祉の中でも重要な課題の1つであると言えます。

避難行動要支援者\*名簿（高齢者や障がいのある人等、災害時に自力で避難することが困難な人の名簿）を活用した避難支援や、自主防犯パトロールの実施等、市と地域住民とが協力しあって、平常時及び災害時においても安心して暮らせるまちづくりが必要です。

#### 【今後の方策】

- ・避難行動要支援者避難支援の体制づくり
- ・防災及び防犯意識の向上 等

## (6) 様々な困難を抱える人に対する支援

### 【現状・問題点】

- ・老老介護が地域の課題である
- ・ひきこもりを長期化・高年齢化させないために、実態把握と家族への支援が必要である
- ・潜在的な生活保護対象者、生活困窮者が増加している

→様々な困難を抱える人の問題の多くは潜在化しており実態が掴みづらいですが、大きな問題になる前に、市や関係機関などの連携により適切な介入と支援が必要となります。アンケート調査では、地域の課題の中で、「老老介護」が最も高くなっており、本市の大きな課題の1つであるといえます。

そのほかにも、8050問題、ひきこもり、生活困窮者等、福祉分野に限らず様々な分野の連携により円滑な支援を行っていく必要があります。

### 【今後の方策】

- ・相談窓口や支援内容の周知
- ・関係機関との連携強化
- ・庁内関係課がスムーズに対応できる体制づくり 等

## (7) 地域の関係機関・関係者等の連携

### 【現状・問題点】

- ・地域と各種関係機関との連携が必要である
- ・民生委員の負担が大きくなっており、民生委員に頼らないアイデアが必要である

→アンケート調査では、地域の問題を解決するためには、「行政や住民だけでなく、地域で活動する人や事業者、関係機関等と協力して取り組むべきである」と回答した人が約4割を占めており、地域と各種関係機関との連携が重要だと言えます。地域住民、コミュニティ推進協議会、町内会、子ども会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、事業者、市、社会福祉協議会など、様々な主体がそれぞれの特性や役割を生かしてネットワークを構築し、地域福祉の推進を図る必要があります。

### 【今後の方策】

- ・地域における多種多様な主体の連携強化
- ・様々な活動主体が実施する地域活動の内容周知 等

## ■ 第4章 計画の基本的な考え方 ■

### 1 計画の基本理念

本市では、少子高齢化、核家族化、人口減少などが進み、社会環境が大きく変化しています。高齢者の全体に占める割合をみると、平成27年には26.9%でしたが、その5年後の令和2年には29.2%と約3割を占めています。これは、高齢者数の増加にも起因していますが、年少人口と生産年齢人口が減少し、65歳以上の人の全体に占める割合が大きくなっているからです。

このように、少子高齢化、人口減少が進むなかで、高齢者のひとり暮らしの増加や老老介護、高齢者の見守り体制の問題、子どもの安全・安心、いじめ、ひきこもり、虐待など様々な課題があります。これらの地域課題を同じ地域に住む市民の一人として、自分に何ができると「我が事」として捉える必要があります。行政や各種団体などについても、縦割りの支援ではなく、支援の必要な人に寄り添った包括的な連携による「丸ごと」の支援が求められています。さらには、「支える側」「支えられる側」という関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいと役割を持ちながら、地域を共につくる意識が重要となります。

こうした考え方を、市民、福祉関係者、団体、行政などが共有し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現につなげていく必要があります。

本計画では「地域共生社会」の考え方をふまえた上で、前計画で掲げた基本理念に「共生」のキーワードを加えた「みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま」を計画の基本理念とします。この基本理念に基づいて、3つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

#### 基本理念

みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま

## 2 基本方針

基本理念を実現するために、「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の3つの基本方針を設定しました。以下の基本方針に沿って、各種施策、事業を体系化していきます。

### 基本方針Ⅰ

#### 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～

地域にはどんな人が暮らし、何に困っているのか、それに対してどのような支援をしているのかを知るなかで、少しでも自分に何ができるかを考えたとき、それは地域福祉の第一歩となります。そのため、市民に対して地域福祉やその活動についての情報提供を行い、地域の現状を知るきっかけをできるだけ増やし、理解を深め、地域で支えあう意識の共有をめざしていきます。

### 基本方針Ⅱ

#### 地域での共生

～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～

地域には様々な事情で、問題を抱えて困っている人がいます。そういう人々に対して寄り添い、支えあうまちづくりを進めることによって、すべての人が暮らしやすい社会へとつながります。そのため、コミュニティ推進協議会等の活動主体への支援、ボランティア育成等の担い手づくり、地域での交流の活性化等、多くの市民が参画し、地域の課題を我が事と考え行動する共生のまちをめざしていきます。

### 基本方針Ⅲ

#### 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

地域で安心して暮らすためには、日常の生活を支える保健福祉サービスの充実が必要となります。市と社会福祉協議会の連携によって、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て支援事業など様々な福祉サービスを提供するとともに、相談支援や防災体制構築の支援等を推進しています。こうした取組により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をめざしていきます。



### 3 計画の体系

基本理念を実現するための3つの基本方針に対して、11の基本目標を設定しました。基本目標は個々の事業を実施し、総合的にどのような状態をめざすかを明示したものです。計画策定後は事業の進捗評価を行い、基本目標に掲げた状態に近づいているかを検証していきます。

なお、基本方針ごとに特に重要な基本目標を1つ設定し、【重点】と表しました。

基本理念	基本方針	基本目標
みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま	<b>I 地域での理解</b> ～地域福祉の理解を深め、 地域で支えあう意識を共有しよう～	1. 地域で支えあう意識の啓発 【重点】
		2. 福祉教育の推進
		3. 情報提供の充実
	<b>II 地域での共生</b> ～我が事として捉え、 共生のまちをめざそう～	1. 支えあいのまちづくりの推進 【重点】
		2. 地域における包括的支援の充実
		3. 権利擁護の推進
		4. 地域福祉の担い手づくりの推進
		5. 生きがいづくりと交流の推進
	<b>III 地域での安心</b> ～誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らせる環境をつくろう～	1. 相談体制の充実【重点】
		2. 保健・福祉サービスの充実
		3. 防災・防犯の推進

## 4 重点取組

【重点】とした基本目標に対し、本計画の期間内に特に力を入れて進めていく取組は次のとおりです。

### 基本方針Ⅰ 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～

#### 基本目標1 地域で支えあう意識の啓発

##### 【現状・課題】

住民が地域で心豊かに安心して暮らせる社会をめざす上で、互いに思いやり、住民同士が支えあい、助けあう意識が重要となります。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民一人ひとりが地域福祉の理解を深めていく必要があります。

#### 重点取組

##### 【市の取組】

###### ① 広報紙等を通じた周知啓発の充実

広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等を活用して、地域福祉についての理解や認識が深まるよう周知啓発に努めます。

また、SNSの活用など、効果的な周知啓発方法について検討します。

###### ② 地域福祉に関する講座の開催

地域福祉について幅広く地域住民の理解を得るとともに、地域課題について共通の意識を持ってもらうため、町内会単位や年代別、各種イベント等の場を活用するなど、様々な単位や機会での地域福祉に関する講座の開催をめざします。

##### 【社会福祉協議会の取組】

###### ① 「ふくしだより」、ホームページ等の充実

「ふくしだより」やホームページの内容を充実し情報や学習機会を通じて啓発活動を行います。また、SNS等を活用して福祉情報の提供の充実を図ります。

###### ② イベントでの啓発、活動のPR

各種イベントにて、地域福祉の啓発や地域福祉活動の情報提供を行います。また、社会福祉協議会の取組や地区社協活動をPRします。

## 基本方針Ⅱ 地域での共生

～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～

### 基本目標1 支えあいのまちづくりの推進

#### 【現状・課題】

地域課題が多様化・深刻化するなかで、地域内における身近な見守りや助けあいの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。その土壌となるコミュニティ推進協議会等の活動を支援し、住民のコミュニティ活動\*への理解を深め、幅広い協力・参加を促すとともに、地区社会福祉協議会活動を活性化させ、福祉課題に対応できるような推進体制を構築する必要があります。

#### 重点取組

##### 【市の取組】

###### ①地区社会福祉協議会活動への支援

世代や分野を超えた幅広い地域住民等が、多様な福祉課題について話しあい、問題解決のための活動や助けあいの風土づくりのために実施する、各種地区社会福祉協議会活動を支援します。

###### ②コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供

各コミュニティ推進協議会における地域性をふまえた独自の活動内容や運営上の工夫、今後の課題などを教えあい共有するための情報交換の機会を提供します。

##### 【社会福祉協議会の取組】

###### ①地区社会福祉協議会との連携・協働

地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるよう勉強会等を開催するとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業に共に取り組みます。

###### ②会員募集、共同募金活動への取組

人と人が互いに支えあう地域とするため、社会福祉協議会会員を増やし、共同募金活動に取り組めます。また、地域福祉活動事業の原資となる会費及び共同募金の利用方法を市民、企業、事業所等へ周知し、互いに支えあう意識の育成に努めます。

## 基本方針Ⅲ 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

### 基本目標1 相談体制の充実

#### 【現状・課題】

誰もが地域で気軽に相談できるよう、身近な相談窓口や、専門的な相談支援機関等、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

#### 重点取組

##### 【市の取組】

##### ①高齢者への相談体制の充実

市内3か所に設置した地域包括支援センター\*において高齢者に関する幅広い相談に応じ、必要な情報の提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制を充実します。

##### ②子育てに関する相談体制の充実

育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談など、子育て世代が健康で快適に暮らせるための相談機能を充実するとともに、関係する窓口の連携強化を図り、気軽に相談できる体制を整えます。

##### ③障がいのある人への相談体制の充実

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、保健・医療・教育機関等との連携強化を図り、相談体制を充実します。

##### ④複合的な課題への対応

老老介護やひきこもり、生活困窮など、複合的な課題を持つ市民に対し適切な支援を行うため、福祉分野に限らず、庁内部局の横断的な連携体制の整備に努めます。

##### 【社会福祉協議会の取組】

##### ①心配ごと相談窓口の開設

どこに相談すればいいかわからない困りごとや心配事に対し、専門機関につなぐなど、課題の整理を支援します。

##### ②法律相談窓口の開設

弁護士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整え、問題の早期解決を支援します。

## ■ 第5章 基本計画 ■

### I 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～

#### 1. 地域で支えあう意識の啓発【重点】

##### 【現状と課題】

住民が地域で心豊かに安心して暮らせる社会をめざす上で、互いに思いやり、住民同士が支えあい、助けあう意識が重要となります。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民一人ひとりが地域福祉の理解を深めていく必要があります。

本市では、広報紙やホームページ、回覧板、社会福祉協議会など関係機関の広報などを活用して、地域福祉について理解や認識を深めるような様々な情報提供を進めてきました。

アンケート調査では、「地域福祉についてどのようなことだと思うか」については、「互いに助けあうこと」が59.5%と最も多く、以下「高齢者の介護」、「障がい者（児）への支援」となっています。こうした結果から地域福祉は、多くの住民が互いに助けあうという認識を持っていることがわかりました。

こうした認識をより深め、地域の住民で支えあっていこうという意識を高めるためにも、広報紙やホームページに加えて、SNSを活用する等、より多くの市民に対して情報を発信していく必要があります。

また、女性や子ども、高齢者や障がいのある人、外国人などに対する様々な人権問題について、人権問題学習講座等を通じて、幅広く意識啓発を行ってきました。今後も偏見や差別を解消し、相互理解を促すためにも学習機会や啓発活動の充実を図る必要があります。

##### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるために、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあう「地域福祉」の考え方を、様々な媒体により周知啓発を図ります。
社会福祉協議会	市民が地域福祉について正しい理解と関心を深めるために、情報や学習機会の提供などを通じて啓発活動を行います。 また、地域で活動する社会福祉協議会の事業内容を周知します。

## 【市民や事業者等に求められる役割】

日頃から地域福祉に関する様々な話題や情報に関心を持つとともに、高齢者や障がいのある人など助けを必要としている人たちとふれあう機会をつくり、地域での支えあい・助けあいの必要性について理解を深めることが求められます。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
近隣の人と日頃から助けあっている人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	20.9%	27.2%

## （１）地域福祉の意識啓発

### ■市の取組

	取組	内容
①	広報紙等を通じた周知啓発の充実【重点】	広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等を活用して、地域福祉についての理解や認識が深まるよう周知啓発に努めます。また、SNSの活用など、効果的な周知啓発方法について検討します。
②	地域福祉に関する講座の開催【重点】	地域福祉について幅広く地域住民の理解を得るとともに、地域課題について共通の意識を持ってもらうため、町内会単位や年代別、各種イベント等の場を活用するなど、様々な単位や機会での地域福祉に関する講座の開催をめざします。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	「ふくしだより」、ホームページ等の充実【重点】	「ふくしだより」やホームページの内容を充実し情報や学習機会を通じて啓発活動を行います。また、SNS等を活用して福祉情報の提供の充実を図ります。
②	イベントでの啓発、活動のPR【重点】	各種イベントにて、地域福祉の啓発や地域福祉活動の情報提供を行います。また、社会福祉協議会の取組や地区社協活動をPRします。

## (2) 人権尊重に対する理解促進と社会参加の推進

### ■市の取組

	取組	内容
①	人権に関する啓発活動	同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者や障がいのある人、外国人などに対するあらゆる偏見や差別を解消し、すべての人の人権が尊重されるまちをめざし、人権教育、啓発を推進します。
②	南文化センターを拠点とした社会参加の支援	南文化センターにおいて、様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信するとともに、地域の交流事業や生活課題に応じたデイサービス事業などを展開し、住民の社会参加を支援します。
③	多文化共生の推進	国際交流協会と連携し、国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを尊重し理解しあうことができるように日本人市民と外国人市民の交流を進めます。また、外国人の児童・生徒に対し日本語や日本文化に触れる機会として日本語教室を実施し、外国人が暮らしやすい環境整備を図ります。
④	虐待防止に関する施策の推進	高齢者、障がいのある人、子どもに対する虐待や、配偶者等からのDV*を防止するため、周知啓発を行います。また、虐待を防止することや適切な早期対応が可能となるよう、関係機関や地域等との連携強化を図ります。

## 2. 福祉教育の推進

### 【現状と課題】

地域福祉を推進するために、学校等における福祉教育の充実が重要となります。

本市では、豊かな人間性や社会性を育むために、市内 12 小中学校に地域学校協働本部\*を設置し、学校・保護者・地域が協働してボランティア活動による学習支援、地域活動等を推進してきました。また、社会福祉協議会との連携により、車いす体験や盲導犬体験など小中学校及び市内高等学校での福祉教育を実施してきました。

アンケートの結果では、福祉教育を行う上で有効な方法として「高齢者や障がい者（児）などとの交流」が 4 割を超え多くになっており、以下「福祉施設の見学」、「地域行事での福祉体験」と続いています。また、子どもたちの福祉の心を育てるために必要な取組として、「できるだけたくさん体験活動を学校で行う」が 5 割弱と最も多くなっていました。

こうした結果をふまえて、今後も、家庭・学校・地域が連携して福祉教育を推進し、福祉意識の向上を進めていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	子どもの頃から、地域福祉について理解と関心を深め、身近なところで困っている人に思いやりの心を持って接することができるように、学校等での福祉教育を進めます。
社会福祉協議会	学校教育における体験学習等、福祉教育を子ども、高齢者、障がいのある人とともに学びあいながら、子どもの頃から支えあいの意識を育み、地域福祉の担い手育成につなげていきます。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

様々な地域活動や体験学習等への参加を通じて、高齢者や障がいのある人など、助けを必要としている人たちへの理解を深めることが求められます。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和 7 年度
福祉教育実施学校数	11 校	15 校



## (1) 学校等における福祉教育の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	豊かな社会性を育む 地域学習・体験活動や 生涯学習*の推進	児童・生徒の豊かな人間性や社会性、地域への愛着を育み、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、学校・保護者・地域が協働して地域活動やボランティア活動などの体験活動を推進します。 また、地域課題などに応じた生涯学習の機会や内容を充実するとともに、学習成果を地域に生かすための支援に努めます。
②	福祉教育の充実	児童・生徒にノーマライゼーション*の理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がいのある人の日常生活に根ざした体験学習やワークショップに取り組むなど、小中学校等において、児童・生徒の発達段階に合わせた福祉教育の充実を図ります。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	福祉教育への支援	市内の小中高校が実施する、障がいのある人や高齢者などへの理解促進を図るための福祉教育に対して助成を行います。児童、生徒の成長に合わせたカリキュラムで、体験を重視した学習内容の充実に努めます。

### 3. 情報提供の充実

#### 【現状と課題】

本市では、市の広報紙、ホームページや各種ガイドブック等の様々な媒体により、各種サービスの情報提供に努めています。また、市や社会福祉協議会の窓口においても、サービスの適切な利用につなげています。

アンケート結果では、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについては、「十分できている」と「大体できている」を合わせた“できている人”は1割半ばにとどまっており、多くの人は情報を入手できていないと考えています。

情報の入手先については、「市の広報」が59.9%と最も多く、以下「町内会の回覧板」、「社会福祉協議会の「社会福祉協議会だより\*」「ふくしだより」となっています。

今後の情報提供のニーズが高いと考えられる「インターネット」は15.3%と比較的低くなっていますが、30代では35.5%となっており、今後ホームページやSNSへのニーズが一層高まると考えられます。また、福祉サービスの利用が多い50代以上の住民は市の広報紙が頼りである状況が見てうかがえることから、今後も必要なときに役立つ、わかりやすい紙面づくりに努める必要があります。

こうしたことから、年代ごとのニーズに合わせて情報提供を行うことが重要となります。

※社会福祉協議会だより：令和2年4月から「ふくしだより」と統合

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスに関する情報をわかりやすい提供手段、わかりやすい表現で提供します。社会福祉協議会はもちろん、民生委員・児童委員、介護支援専門員*、福祉関連事業所や医療機関などとも連携し、適切に福祉情報を提供します。
社会福祉協議会	福祉サービス等の社会資源*に関する様々な情報提供は「ふくしだより」やホームページ等により行い、市民にわかりやすい内容に改善していきます。また、SNS等の活用により、福祉に関する情報を発信していきます。さらには、支援の必要な人や家族等に適切な情報提供ができるよう研修等による職員のスキルアップを進めます。

#### 【市民や事業者等に求められる役割】

広報紙やホームページ等で情報収集を行うとともに、市や社会福祉協議会等の相談窓口を活用します。福祉関連事業所や医療機関は、来訪者・相談者に対して福祉サービスに関する情報提供を積極的に行います。

【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
必要な福祉サービス情報を 入手できている人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	14.1%	18.3%

(1) わかりやすい福祉情報の充実

■市の取組

	取組	内容
①	わかりやすい福祉情報の 提供の充実	<p>広報紙やホームページ、回覧板等により、福祉サービスに関する情報を、よりわかりやすく提供できるよう努めます。</p> <p>また、SNS等を活用するなど、より多くの市民が情報を得やすくなるよう、新たな情報提供の方法について検討します。</p>

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	「ふくしだより」、 ホームページ等の充実	<p>福祉情報を必要とする人が、必要なときに役立ち、わかりやすい紙面となるように「ふくしだより」や「ホームページ」の内容及び掲載方法を見直し、情報提供できるように努めます。</p>

## II 地域での共生

～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～

### 1. 支えあいのまちづくりの推進【重点】

#### 【現状と課題】

地域課題が多様化・深刻化するなかで、地域内における身近な見守りや助けあいの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。その土壌となるコミュニティ推進協議会等の活動を支援し、住民のコミュニティ活動への理解を深め、幅広い協力・参加を促すとともに、地区社会福祉協議会活動を活性化させ、福祉課題に対応できるような推進体制を構築する必要があります。

アンケート結果では、地域でどのような支援が必要かについて、「安否確認」が18.4%で最も多く、また、近所に困っている人がいるときに協力できることは「安否確認の声かけ」が70.1%で最も多くなっています。このように、安否確認のニーズに対して、多くの市民の協力の意向がみられ、いかに要支援者と支援者の双方を結びつけるかが課題となります。

さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式をふまえて、いかに接触を減らしながら地域活動を安全に行うことができるかを検討していく必要があります。こうした、アンケート結果や地域の現状をふまえて、住民への地域活動の周知、参加促進を行い、地域で支えあう共生のまちをめざしていく必要があります。

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	地域自治の役割や必要性の周知、コミュニティ推進協議会による情報発信を支援し、地域自治活動への関心を高め自主的な参加・協力を促します。コミュニティ推進協議会を核とした地域課題解決の自主的な活動を支援します。
社会福祉協議会	町内会やコミュニティ推進協議会における支えあいの福祉活動を展開するために、コミュニティ推進協議会等と密接に連携を図りながら地域活動や福祉に関する情報提供や学習機会の提供を通じて意識啓発を図ります。また、住民同士の相互理解を深め、地域課題の発見や解決について話し合うための対話の場や組織づくりについて、きめ細かくサポートしていきます。市と同様に新しい生活様式をふまえた地域活動を推進していきます。

## 【市民や事業者等に求められる役割】

コミュニティ推進協議会から発信される様々な情報に触れることで、コミュニティ推進協議会の役割や活動内容、その必要性について理解を深めることが求められます。

地域づくりについて我が事として捉え、地域の一員としての自覚を高めるとともに、地区懇談会や研修会に参加するなど、コミュニティ活動の担い手として期待されます。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア活動をしている (過去にした)人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	21.6%	32.4%
コミュニティ推進協議会活動に 参加している人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	49.5%	64.4%

## (1) 地域活動の支援・活性化

### ■市の取組

	取組	内容
①	地域活動に関する 情報発信の支援	地域住民の地域活動への関心を高め自主的な参加・協力を促すために、市民活動情報誌やホームページなどを通じてコミュニティ推進協議会をはじめとする地域活動の状況などを掲載するとともに、各協議会の情報誌を市役所等の情報コーナーに設置するなどして、活動の周知・啓発を支援します。
②	コミュニティ推進協議会 同士の交流・情報交換の 場の提供【重点】	各コミュニティ推進協議会における地域性をふまえた独自の活動内容や運営上の工夫、今後の課題などを教えあい共有するための情報交換の機会を提供します。
③	既存の公共施設の有効活用	コミュニティ推進協議会等の地域の各種団体が、身近な場所で気軽に地域住民の交流や地域活動を活発に行うことができるように、学校施設などの既存の公共施設の有効活用を図ることで、場所の確保を支援します。

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動に関する情報提供	地域住民の地域活動を促し、他の地域の取組状況等について「ふくしだより」やホームページに加え、地域住民が日常的に利用するコミュニティセンターでの掲示など情報提供の充実に努めます。
②	コミュニティ推進協議会の活動支援	コミュニティ推進協議会の活動に積極的に関わるとともに、地域の依頼に応じて社会福祉協議会から講師を派遣し、障がいや認知症などのほか、地域福祉に関する基礎的な理解を深めるための学習機会を提供します。また、福祉部会を窓口にも、地域の課題を一緒に発見し解決するための取組を展開します。

(2) 地域の関係機関等との連携強化

■市の取組

	取組	内容
①	地区社会福祉協議会活動への支援【重点】	世代や分野を超えた幅広い地域住民等が、多様な地域課題について話しあい、問題解決のための活動や助けあいの風土づくりのために実施する、各地区社会福祉協議会活動を支援します。
②	地域の関係機関等との連携	コミュニティ推進協議会等の地域組織、民生・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係事業者、企業等の一般事業者、学校、コミュニティ・スクール、ボランティア、NPO*団体など、様々な主体との連携強化を図り、地域福祉活動の活性化に努めます。

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動計画の周知	地域福祉への理解を得られるよう、地域福祉活動計画の周知を図ります。
②	地区社会福祉協議会との連携・協働【重点】	地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるよう勉強会等を開催するとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業に共に取り組みます。

	取組	内容
③	会員募集、共同募金活動 【重点】	人と人が互いに支えあう地域とするため、社会福祉協議会会員を増やし、共同募金活動に取り組みます。また、地域福祉活動事業の原資となる会費及び共同募金の利用方法を市民、企業、事業所等へ周知し、互いに支えあう意識の育成に努めます。

## 2. 地域における包括的支援の充実

### 【現状と課題】

地域には様々な課題があり、介護、子育て、障がい、病気などにとどまらず、住まい、就労、教育など幅広く、生活困窮者など支援の必要な人の暮らしや仕事等の包括的な支援が求められています。

本市においては、働きたくても働けない、住むところがない等様々な困難の中で生活に困窮している人に対して、包括的かつ継続的な相談支援を行っています。

アンケートの結果では、今後本市が取り組む福祉に関する施策として、「生活困窮者、社会的孤立状態にある人への支援の充実」は19.2%となっており、約2割の人が重要な施策として挙げています。

こうした生活困窮の課題は、大人の問題にとどまらず、子どもの貧困にも大きく関係しており、様々な取組を通じて、貧困の連鎖の防止と世帯の再生を促すことが重要となります。

地域で包括的に取り組むべき事項として、「ひきこもりへの対応」や「自殺予防対策」等困難を抱えた人に対して地域で支えあう環境づくりが必要となります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	支援を必要とする人が、自分らしく地域での暮らしを営むことができるように、身近な支えあいから専門的な支援まで、自助・互助・共助・公助の連携を強化します。 市や社会福祉協議会をはじめ様々な専門機関、地域団体やNPO等が連携して、支援の必要な人に寄り添った包括的な支援の仕組みづくりを進めます。
社会福祉協議会	社会福祉協議会に求められる役割の1つとして、地域住民や当事者、福祉関係団体、事業所などの組織化や支援があります。地域に根ざした福祉活動を推進するため、市や福祉関係団体、さらには、コミュニティ組織と協力・連携を図りながら、同時にそれぞれの組織・団体の自主性や主体性を尊重した組織運営ができるよう支援し、関係団体との役割を明確にしながら、お互いの信頼関係の中で連携体制づくりができるように努めます。また、こうした役割を着実に担い、市のパートナーとして質の高い事業を安定的に推進できるように、組織力の強化に努めます。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

困りごとや悩みごとを抱える人に対して、見守りや声かけを行い、寄り添いながら、市の相談窓口や民生委員への相談等、地域の様々な支援があることを伝えます。

一人ひとりが自殺対策への理解と関心を持ち、ゲートキーパー\*養成講座などの研修会等に積極的に参加します。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮者自立相談支援の 新規相談実人数	148人	180人

## (1) 生活困窮者への自立支援

### ■市の取組

	取組	内容
①	生活困窮者の自立支援	民生委員・児童委員や関係機関との連携・協力により、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すために就労に向けた支援等を行います。
②	ひきこもりの相談支援	生活困窮者相談支援事業の中で、8050問題をはじめとするひきこもりの状態などの把握に努め、福祉・教育等の関連部署及び保健所等の関係機関と連携を図りながら、対応にあたります。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	法外援護支援	災害や疾病等による不測の支出を要する生活困窮者に生活費・治療代を貸し付ける等の援助を行います。
②	生活福祉資金貸付の相談	福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金等の貸付けと、必要な相談支援を行い、安定した生活が送れるよう支援します。
③	くらし資金貸付の推進	自立支援相談事業等と連携を図り、生活再建までの必要な生活費用を一時的に貸し付けます。
④	貸付制度のPRと償還指導	「ふくしだより」にて、生活福祉資金などの貸付制度について周知に努めます。



	取組	内容
⑤	生活困窮者に対する 相談支援	<p>【市からの受託事業】</p> <p>○生活困窮者自立支援事業</p> <p>経済的に困窮している人やひきこもり状態にある人など、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、関係機関と連携しながら包括的に、自立した生活が送れるよう支援します。</p>

## （２）自殺予防対策の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	こころの健康づくり	保健センターや国や県の相談窓口や、スマートフォン等を利用して気軽にメンタルヘルス*チェックができるシステムである「こころの体温計」を周知するとともに、相談支援体制の充実を図ります。
②	ゲートキーパーの周知・活動支援	広報紙やホームページにてゲートキーパーの重要性を周知するとともに、ゲートキーパー養成講座を開催し、参加を促進します。

### 3. 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

認知症の人や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスが利用できることや様々な支援が受けられることが求められます。

近年、こうした支援の必要な人が増加していることから、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業\*」や、財産管理や契約行為等を本人に代わって行うことにより支援する「成年後見制度」などについて、更なる周知を行うとともに制度の利用促進をバックアップする仕組みづくりが必要となってきました。

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	認知症の人や知的障がいのある人など判断能力が十分でない人やその家族等に対し、権利擁護のための日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知し、利用を支援します。 また、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会づくりに向けて認知症施策を推進します。
社会福祉協議会	誰もが地域で安心して暮らせるよう、権利擁護事業に関する制度の広報や利用の支援を行うとともに、市民の安定した生活を確保するために、経済的支援が必要な人への相談・支援、自立支援機能の強化を図ります。

#### 【市民や事業者等に求められる役割】

日常生活自立支援事業や成年後見制度についての正しい知識を身につけます。

認知症の人、知的障がいのある人や精神障がいのある人等を隣近所で見守り、異変に気付いた場合は行政に連絡します。

認知症サポーター\*養成講座を受講して、認知症に対する正しい理解を深めます。

#### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
日常生活自立支援事業の相談件数	23件	35件
認知症サポーター養成講座の受講者数	523人	650人

## ( 1 ) 権利擁護の推進

### ■市の取組

	取組	内容
①	権利擁護の推進	認知症の人や障がいのある人など判断能力が不十分な人が地域で自立して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用援助や、財産や金銭の管理を支援するために、日常生活支援事業や成年後見制度などの利用を促すとともに、制度について周知啓発を行います。
②	認知症施策の推進	認知症の人を抱える家族介護者をサポートするために、地域包括支援センターと連携し、本人及び家族介護者への支援に努めます。また、認知症サポーター養成講座の開催により、地域住民の認知症に対する正しい理解を深めます。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	日常生活の自立に向けた支援	日常生活に不安を抱えている認知症の人、知的・精神障がいのある人に対し、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行います。
②	成年後見制度利用の支援	日常生活の自立に向けた支援だけでは対応が難しくなった利用者に対し、成年後見制度について説明し利用までサポートします。
③	地域包括支援センターとの連携	悪徳商法*や虐待などの困難ケースに対応するために、地域包括支援センターとともに、総合的な相談に取り組みます。

## 4. 地域福祉の担い手づくりの推進

### 【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、自らが、我が事として促え、地域全体でその解決に取り組むことが必要です。また、これからは「受け手」「支え手」に関わらず、自分のできることを行うということが重要であり、支援を受ける高齢者でも、あるときは地域福祉の担い手になるといった、互いに支えあい、助けあえる地域づくりが課題となります。

本市においても、地域活動は若者の参加は少なく高齢者が多くを占めるのが現状であり、今後の担い手づくりが大きな課題といえます。そのため、若い世代や定年退職後のシニア等新たな参加者を増やす仕組みづくりが課題となります。

アンケート調査の結果では、ボランティアについて、「活動したことがないが、今後活動したい」と答えた人に今後どのようなボランティアに参加したいか聞いたところ、「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」が40.7%と最も多く、このように社会貢献の意向がある人が地域の担い手となるべく、今後も地域福祉のまちづくりへの参加を強く呼びかけていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	新たな地域の担い手の発掘と育成を図り、誰もが地域の課題を我が事として捉え、参加する地域づくりを進めます。
社会福祉協議会	地域福祉に関する学習機会の提供、ボランティアに関する情報提供や意識啓発、ボランティア人材の発掘・育成、団体間のネットワークづくり、活動助成、ボランティアの派遣などの様々な取組について関係機関と連携を図りながら行います。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

気軽にできる支えあいの活動に参加・体験してみることからはじめ、関心のあるテーマや課題については基本的な知識や技術を学ぶことで、よりやりがいや充実感を感じながら、地域福祉の担い手として活躍することが期待されます。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア登録者数	2,064人	2,200人
ボランティアコーディネート件数	29件	35件

## (1) 市民活動・ボランティア活動の支援

### ■市の取組

	取組	内容
①	市民活動に関する支援	市民活動に関する理解と関心を深め、市民参加のまちづくりを推進するため、公益活動団体に関しての情報提供や、講座等の開催、団体間の情報交換の場の提供など、活動への支援を行います。
②	青少年ボランティアの育成	青少年に対し、体験活動やボランティア活動の相談及び情報提供を行い、青少年の地域社会での活躍を促進します。また、そうした活動を通じ、地域における様々な年代と交流することにより、地域への理解・関心を持った担い手の育成につなげます。
③	介護支援ボランティアの充実	ボランティアを通じて社会参加しながら、介護予防*や健康増進に取り組むことを目的とした介護支援ボランティア制度について、制度の周知や活動の受け皿の拡充によるニーズや担い手の掘り起こしを進め、活動の機会を拡充します。
④	認知症サポーターの養成	市職員や老人クラブ、民生委員、協同組合等の高齢者と接する機会が多い事業所を中心に、さらに小中学生などの若い世代に対しても認知症に対する正しい理解と普及を図るために認知症サポーター養成講座を開催して、支援者の拡充を進めます。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ボランティアセンター*機能の充実	市民に対して、ボランティア活動の周知を図り、ボランティア活動希望者の登録を促します。また、ボランティア団体同士の交流促進や、ボランティア活動を必要とする企業や事業所等とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化に努めます。

## 5. 生きがいきづくりと交流の推進

### 【現状と課題】

地域におけるつながりが希薄化するなかで、生きがいきづくりや交流活動は、高齢者や障がいのある人に限らず、すべての人にとって重要なものとなります。

アンケートの結果からは、地域活動の内容として「町内会の活動」が79.3%と最も多く、以下「子ども会の活動」、「地域防災の活動」となっています。地域活動について、「活動したことがなく、今後活動しないと思う」と答えた人の理由として「仕事が忙しい」が最も多いものの、「仕組みや方法がわからない」という人もいるため、転入時における行政や町内会からの働きかけや、ウェブサイトを立ち上げる等、周知方法を工夫する取組が必要と考えられます。また、近所付き合いについて、10～30代の若い世代ではあいさつ以上の関係づくりが難しく、地域のつながりの希薄化がみられます。

近所付き合いのなかで、地域に住む人同士がお互いの顔がわかり、声かけやあいさつができるような関係を築くことは、地域の力となり、その力が地域の様々な問題を解決する糸口となります。

そのため、住民一人ひとりが声かけやあいさつ等の日常的なところから交流を実践し、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に積極的に参加できるよう働きかけていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	多くの市民が、気軽に参加しふれあえる場をつくとともに、生きがいを感ぜられる地域活動を支援していきます。
社会福祉協議会	世代を超えて気軽に交流できる集いの場づくりを支援します。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

地域の住民同士で日頃から声をかけ、地域活動の積極的な参加を呼びかけます。また、老人クラブやふれあいサロン等地域の活動に参加します。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「住民同士のふれあいや交流」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	11.0%	14.3%
ふくししくん広場参加者数	139人	200人

## (1) 生きがいづくりと交流の推進

### ■市の取組

	取組	内容
①	老人クラブの活動支援	高齢者が生きがいをもって暮らしていくため、老人クラブの活発な活動を支援し、会員の増加に向けて対策を行っていきます。
②	通いの場への支援	身近な小地域やコミュニティで気軽に参加でき、地域住民の交流を促進するための場として、地域の力を生かせるような高齢者の通いの場を支援します。
③	子育てに関する交流の場への支援	子育てに悩む保護者の相談や出会いの場づくりを支援するために、親子交流教室や子育てサロンなど既存の取組を効果的に情報発信して、多くの親子の利用を促します。
④	あいさつ運動の推進	助けあいや見守りを進めるための第一歩として、小中学校におけるあいさつ運動や、防犯活動等の地域活動におけるあいさつ運動を着実に推進し、気軽に声をかけあえる関係づくりを進めます。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふれあいサロンの立ち上げ支援	高齢者・子育て中の親子・障がいのある人たちが気軽に交流できる集いの場づくりを、ボランティア、地域住民が連携して立ち上げることを支援します。また、サロンと対象となる事業者を結びつけるなど、サロンの運営を支援します。
②	高齢者の交流支援	市内在住の高齢者を対象として、演劇等を楽しんでもらう機会を提供し、そこに集うことで外出の機会を増やし、新たな交流が育まれることを支援します。
③	未就学児向けサロンの開催	未就学児同士がおもちゃ遊びを通じて社会性を身に付けお互いを認め合うとともに、親同士の交流の場にもなるよう、ボランティアの活動の場としても生かしながら、内容を充実させ利用促進を図ります。

### Ⅲ 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

#### 1. 相談体制の充実【重点】

##### 【現状と課題】

本市では、高齢者に対しては「地域包括支援センター」、子育て世帯に対しては「子育て支援センター」、障がいのある人に対しては「障がい者相談支援事業所」がそれぞれ相談窓口となって対応しています。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会は対象を問わず様々な福祉に関する相談窓口となっています。

アンケート結果では、困った時の相談相手として、「家族」が8割を超え多くなっており、以下「友人・知人」、「近所の人」、「医療機関」と続いています。一方、福祉に関わる相談先である「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「ケアマネジャー」、「介護・福祉サービス事業所」等に相談すると答えた人は合計で約1割にとどまっており、福祉サービス等の相談をしたいと思ったときに相談ができる体制があるということを広く周知していくことが重要となります。

こうしたアンケート結果をふまえ、今後は、市民に対し各機関での相談窓口の周知に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ、各種関係団体、NPO法人、ボランティア等と連携を図りながら、誰もが地域で気軽に相談できるよう、身近な相談窓口や、専門的な相談支援機関等、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

##### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	市や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など、相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりをめざします。 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉関連事業所や医療機関などと連携し、相談支援体制を充実します。
社会福祉協議会	CSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)*の技法を生かし、電話や来所による相談対応の充実に加え、必要により相談者のもとに訪問するアウトリーチ*型の積極的な相談支援を行います。また、職員間での情報共有や職員研修によりスキルアップを図ります。

##### 【市民や事業者等に求められる役割】

民生委員・児童委員と地域が連携して、高齢者等の見守り・訪問活動を進めるとともに、地域包括支援センターなどへの情報提供を行います。

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所においては、市と連携して相談窓口としての役割を強化します。



## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
困りごとがあるとき 行政に相談する人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	5.1%	11.0%
困りごとがあるとき 社会福祉協議会に相談する人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	1.7%	5.1%

## (1) 相談体制の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	高齢者への 相談体制の充実【重点】	市内3か所に設置した地域包括支援センターにおいて高齢者に関する幅広い相談に応じ、必要な情報の提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制を充実します。
②	子育てに関する 相談体制の充実【重点】	育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談など、子育て世代が健康で快適に暮らせるための相談機能を充実するとともに、関係する窓口の連携強化を図り、気軽に相談できる体制を整えます。
③	障がいのある人への 相談体制の充実【重点】	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、保健・医療・教育機関等との連携強化を図り、相談体制を充実します。
④	心身・健康に関する 相談体制の充実	対応が難しいケースについて関係課、保健所、社会福祉協議会等との連携を強化して相談機能を充実するとともに、職員のスキルアップに努めます。 また、療育が必要な親子について、児童発達支援事業の利用や、保健・医療関係者との連携による相談体制を充実します。
⑤	南文化センターにおける 自立の支援	南文化センターにおいて、地域巡回などにより地域住民の生活課題を把握するとともに、社会福祉協議会、ボランティア等と連携しながら住民の自立を支援します。

	取組	内容
⑥	民生委員・児童委員の周知啓発	地域の身近な相談相手であり、支援を必要とする市民と行政をつなぐ役割である民生委員・児童委員について周知を行います。 また、相談内容に応じて適切な支援につなぐことができるよう、民生委員・児童委員に対し、各種制度についての説明等を行います。
⑦	複合的な課題への対応【重点】	老老介護やひきこもり、生活困窮など、複合的な課題を持つ市民に対し適切な支援を行うため、福祉分野に限らず、庁内部局の横断的な連携体制の整備に努めます。

#### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	心配ごと相談窓口の開設【重点】	どこに相談すればいいかわからない困りごとや心配事に対し、専門機関につなぐなど、課題の整理を支援します。
②	法律相談窓口の開設【重点】	弁護士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整え、問題の早期解決を支援します。

## 2. 保健・福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

本市では、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や子ども、障がいのある人等に対する様々な保健・福祉サービスの充実に努めています。

アンケートの結果では、市が取り組む施策として優先して充実すべき施策としては、「必要な福祉サービスの情報提供の充実」「地域における見守りや支えあいの充実」「高齢者や障がい者（児）等の保健福祉サービスの充実」等を約3割を超える人が支持しており、保健、介護、福祉、生活支援といった毎日の安心につながる総合的な支援体制を希望していることがうかがえます。

今後は、地域包括ケアシステム\*の充実に向けて、医療・予防・介護・住まい・生活支援等の総合的なサービス提供ができるように、サービス提供事業者や医療機関、行政機関等が更なる連携を深める必要があります。

## 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	支援が必要な人に対して、適切にサービスの提供と利用を促進することができるように、地域包括支援センターや、各種福祉サービス事業所、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化します。 サービスの質の向上を図るため、サービス事業所において第三者評価*の導入を促進するとともに、苦情処理からサービスの質の向上につながる仕組みを確立します。
社会福祉協議会	子育てに対する住民の理解を深めるための学習や交流の機会を設けるとともに、地域のサロン活動を通じ子育て支援し、子育て世代が定住しやすい環境づくりを進めます。 また、子どもから高齢者、障がいのある人等、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、行政による制度やサービスの質の向上だけでなく、地域に根ざした支えあいやボランティア活動と、NPO等による活動との連携を図るための仕組みを充実します。

## 【市民や事業者等に求められる役割】

隣近所や地域においては、介護や子育て、障がいのある人、認知機能が低下した高齢者など支援が必要な人について情報を共有します。

支援が必要な場合は自分に合ったサービスを利用します。

コミュニティ推進協議会においては、支援を行っている人や支援機関、市との連携を積極的に進めます。

福祉サービス事業所は、第三者評価を導入しながら、サービスの質の向上と利用の促進を進めます。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくり」に満足（やや満足）している人の割合（市民意識調査）	13.0%	16.9%

## (1) 地域包括ケア体制の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	地域包括ケア体制の充実	高齢者など誰もが住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、医療や保健、福祉、介護等の専門機関と地域が連携をとり、地域全体で介護や在宅医療を推進することができるような地域包括ケアシステムの充実を進めます。

## (2) 保健・福祉サービスの充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉の充実	日常生活において支援の必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らすことができるよう、ニーズに応じた介護保険サービスの提供を図ります。 また、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けられるよう、介護予防について普及・啓発に努めます。
②	子育て支援の充実	安心して子どもを育てることができるよう、保護者の子育ての負担を軽減するとともに、就労と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できる体制の構築を図ります。
③	障がい者福祉の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたサービスの提供を充実するとともに、障がいの多様化や本人及び介助者の高齢化等に対応できるよう、支援体制の整備に努めます。
④	健康づくりの支援	すべての市民が健康に暮らしていくことができるよう、生活習慣病やがん等の発症予防や早期発見の促進に努めます。

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉・介護保険の利用推進	<p>ケアマネジャーによるケアプランの作成をはじめ、制度以外のサービスの説明や手続を支援するなど、要介護・支援者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。また、介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない困りごとの相談対応など、在宅で安心して生活が送れるよう支援します。</p> <p>【市からの受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護支援ボランティア事業 高齢者自らが生きがいをもって生活できるよう、ボランティア活動に取り組むことをコーディネートするとともに、参加しやすい環境づくりと、ボランティア登録者の拡大を図ります。</li> <li>○生活支援コーディネーター事業 生活支援・介護予防サービス提供体制を整えるため、地域の課題や社会資源の把握、ネットワーク化など、他機関と連携を図り地域福祉の向上に努めます。 また、つしま家事サポーター（生活支援の担い手）の養成等を行うとともに、介護保険制度の一部として、サービスが必要と市が認めた人に生活援助を実施します。</li> </ul>
②	子育て支援の充実	<p>家族の交流と、福祉学習に触れる機会として社会見学を開催したり、障がいの有無にかかわらず、子育て世代の親子等と一緒に楽しむ機会を提供します。</p> <p>また、子育てに関する困りごとや悩みを相談しやすい環境をつくり、育児中の世帯が負担を抱え込まないよう支援します。</p>

	取組	内容
③	障がい者福祉の充実	障がい福祉サービス等の利用に関する相談対応や計画の作成など、支援が必要と認められる人の課題解決を支援します。また、視覚に障がいのある人を含め、介護を必要とする人のお宅へヘルパーが訪問し身体介護や生活援助を行うなど、適切なサービス利用により自立した生活が送れるよう、ケアマネジメントによりサービス提供につながります。
		<p>【市からの受託事業】</p> <p>○障がい者相談支援事業（一般的な相談の窓口） 障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。</p>

### （３）移動支援の充実

#### ■市の取組

	取組	内容
①	外出・移動支援の充実	<p>駅、買い物施設、公共施設などを巡回するふれあいバスの運行を継続するとともに、公共交通空白地域の解消や移動制約者の日常生活の移動手段の確保のために、一層利用しやすいふれあいバスの運行や新たな移動手法の検討を進め、公共交通の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある人等の移動を支援するため、タクシー料金の助成を行います。</p>

## ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	車いすの貸出	介護保険での貸出が利用できない介護度の人や、短期観光等で必要な人などに貸し出す事業であり、社協会費で運営を行っていることを周知するとともに適切な利用を図ります。
②	移動支援の充実	視覚障がいを含め、障がいのある人に対し、冠婚葬祭、教育・文化的活動など社会生活上必要な外出や、観劇などの余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

## （４）サービスの評価と改善

### ■市の取組

	取組	内容
①	社会福祉法人に対する指導監査の充実	市が所管する社会福祉法人に対する指導監査を適切に実施し、法人の効率的な運営と質の確保を図ります。
②	サービス事業者の質の向上	介護保険サービス事業者や障がいサービス事業者の資質向上を図るため、勉強会等を開催するとともに、事業所間の連携強化に取り組みます。
③	第三者評価事業の推進	福祉施設や事業所、保育所等におけるサービスの質を高めるため、第三者機関による評価事業の導入を促します。

### 3. 防災・防犯の推進

#### 【現状と課題】

南海トラフ地震\*等が懸念されるなかで、災害時の支えあいの意識を高め、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難な在宅の要配慮者に対する支援体制づくりが課題となっています。

本市では、災害時に支援が必要な人の情報を把握し、災害時において迅速かつ円滑な支援を行うために「津島市避難行動要支援者支援制度」を行っており、災害時の地域の対応力の維持・強化を図っています。

また、高齢者や障がいのある人を狙った詐欺などの犯罪抑止のため、警察や防犯協会、コミュニティの防犯部会などが連携して防犯啓発キャンペーンや自主防犯パトロールなどを積極的に実施していますが、様々な特殊詐欺の犯罪被害が後を絶たないこともあり、防犯に対する意識や知識の向上を図り、犯罪のないまちづくりに継続して取り組むことが求められます。

アンケートの結果からは、市が力を入れて取り組むべきこととして、「防災・防犯等の活動による安全安心なまちづくり」が6割を超え最も多くなっていることから、市政全般として防災・防犯は最重要の課題であると認識し、体制整備に取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症の拡大防止も重要であり、市民の協力を得ながら、新しい生活様式に沿った取組を進めていく必要があります。

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	地域の自主防災力を高めるため、自主防災組織や学校における防災活動を支援するとともに、「家庭防災の日」のパンフレットを活用した防災・減災に関する意識啓発や家庭における備えなどを促進します。避難行動要支援者の把握及び地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。防犯や交通安全に関する情報提供を充実するとともに、防犯教室や交通安全教室などを通じて住民の意識及びモラルの高揚を進めます。新型コロナウイルス等感染症予防対策を推進します。
社会福祉協議会	地域の自主防災訓練などを通じ、災害支援ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会の役割を広く市民に周知するとともに、発災時のスムーズなボランティア受入れにつながる防災ボランティアコーディネーターの養成を支援し連携を強化します。また、発災に備えて、日頃から地域の防災訓練や避難行動要支援者への対応などにおいて市や地域と密接に連携することで、情報共有や協力関係を深めていきます。社会福祉協議会職員のスキルアップも図りながら、これらの事業を継続的かつ着実に推進して地域の防災力の底上げに寄与します。



### 【市民や事業者等に求められる役割】

地域の自主的な防災・防犯・交通安全の活動に関心を持ち、自助・互助の必要性を理解するとともに、防災訓練や交通安全教室などの活動に参加・協力することで、安全・安心な住環境を地域ぐるみで育てていくことが求められます。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「防災（災害時の体制整備）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	11.1%	15.9%
「防犯（犯罪の少なさ）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	27.8%	39.8%

## （１）自主防災体制の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	防災に対する啓発活動	防災に対する現状や課題を周知するとともに、日頃から家庭や地域で備えることの必要性や対応策などについて情報提供や講演会などを行い、住民の継続的な意識啓発を図ります。
②	地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の支援	地域ぐるみで災害に立ちむかい、災害発生時に的確な避難行動がとれるように、自主防災会等の地域が主体となって、子どもや若年層も参加したくなるような実践的な防災訓練の実施を支援します。また、避難行動要支援者への対応についても訓練を通じて地域で検討を進めます。
③	自主防災活動の担い手育成	自主防災活動のリーダーや防災ボランティアコーディネーターなどの担い手を養成するための研修を、NPO等の関係機関と連携して実施します。また、子どもの防火・防災意識を高め、小中学校において避難方法を学ぶための煙体験や啓発などの防火・防災教育を充実します。

## (2) 避難行動要支援者の支援

### ■市の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者の把握	災害対策基本法*の一部改正に伴い、風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な人や、情報・意思の伝達が困難な人の安否確認や避難誘導等の支援を行うため、関係部局が連携して避難行動要支援者名簿の作成を進めます。
②	避難行動要支援者の情報伝達・避難支援	名簿情報の的確な管理及び本人の同意に基づく避難支援等関係者への提供を行い、名簿情報を活用した情報伝達や避難支援、安否確認などを行って避難行動要支援者を支援します。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者名簿作成支援・避難支援等体制づくりの支援	避難行動要支援者の対象となるのは、ひとり暮らしの高齢者や介護保険認定者、障がいのある人など、社会福祉協議会として日頃から支援・介護に関わっている人が多いことから、対象者の把握や避難支援などにも市や関係機関と連携して取り組みます。
②	地域防災訓練の支援	自主防災会やコミュニティ推進協議会が主体となった地域の防災訓練の準備や当日の運営を支援し、災害時に向けた日常的な情報共有や協力関係を強化します。
③	災害支援ボランティアセンターの設置・運営	災害時での災害支援ボランティアセンターの役割や活動を学び、災害ボランティアの派遣について習熟するとともに、コミュニティ推進協議会にも参加を呼びかけて、より実践的で幅広い内容を含む設置・運営訓練を進めます。
④	防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援	災害時のボランティア活動をコーディネートするため、職員がコーディネーターとして活躍できるように定期的に研修を盛り込むとともに、海部地域で開催されている防災ボランティアコーディネーター養成講座を支援します。

### (3) 防犯活動の充実

#### ■市の取組

	取組	内容
①	防犯意識の向上	犯罪発生状況や新たな犯罪の動向などについて、広報紙やホームページ等により周知します。 また、街頭などでの啓発キャンペーンや防犯教室などを通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
②	自主防犯パトロールの支援	防犯協会、コミュニティ推進協議会、津島みまもり隊などのボランティア、警察等が連携して実施する、犯罪を排除するための自主防犯パトロールや見守り活動などを支援します。

### (4) 交通安全対策の充実

#### ■市の取組

	取組	内容
①	交通安全教育の推進	交通事故を減少させ、子どもや高齢者などの交通弱者が安全な毎日を送れるように、関係機関やボランティア、地域などと連携して子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施します。
②	登下校における交通安全指導	交通指導員やPTAによる小学生の登下校時の交通指導や見守りを継続的に行うことにより、子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。
③	通学路の安全確保	関係機関が連携して、定期的に通学路の点検を行うとともに歩道のカラー舗装などの通学路安全プログラムを推進し、安全な通学路の確保に努めます。
④	未就学児の集団で移動する経路の安全確保	保育所等が行う園外活動における、散歩等の経路の安全を確保するため、定期的に散歩道等の点検を行うとともに、歩道のカラー塗装などの安全対策を実施するなど、関係機関と連携し、未就学児の集団で移動する場合の交通安全の確保に努めます。

## ■ 第6章 計画の推進体制 ■

---

### 1 計画の周知・啓発

---

本計画の実現に向けて、計画の基本理念や基本的な考え方、役割等について、市及び社会福祉協議会の広報紙、ホームページや地域の回覧板、さらには地域の集まりでの説明など、様々な機会において本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の体制構築に向けた意識の向上を推進します。

---

### 2 計画推進のための連携強化

---

計画の推進のために、市及び社会福祉協議会は、コミュニティ推進協議会、町内会、民生委員・児童委員、地域学校協働本部、地域で活動する個人・団体などのすべての地域活動に係る様々な主体との連携を強化していきます。

また、地域福祉に関する意識啓発や課題共有のための地区懇談会の開催など、地区社会福祉協議会活動を支援し、地域活動の活性化を進めていきます。

---

### 3 計画の推進体制

---

計画の推進にあたっては、市民、有識者、市や社会福祉協議会等によって構成された「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」にて、国の動向や関連計画等をふまえつつ、基本目標ごとに設定した目標値に基づいて引き続き計画の点検・評価を行っていきます。

また、生活困窮者の自立支援や老老介護、8050問題など地域福祉の幅広い分野の課題に関わる関係課との連携がスムーズにできるように、庁内の推進体制づくりをめざしていきます。

■ マンガで見る地域福祉活動の例 ■

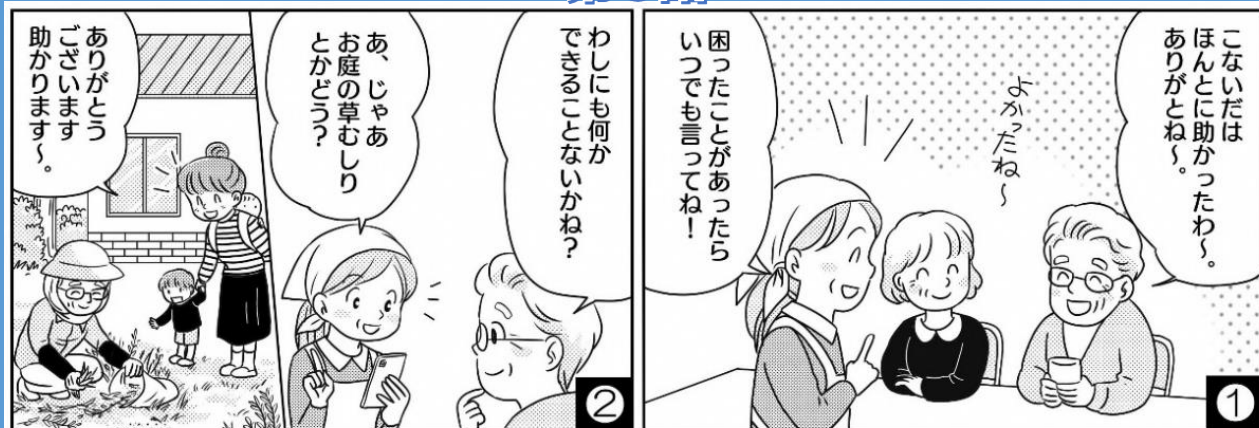
第1話



第2話



# 第3話





# ■ 資料編 ■

## 資料編 1 地区懇談会 小学校区別まとめ

### (1) 概要

令和2年1月から2月にかけて各小学校区のコミュニティ推進協議会・福祉関係者と地域福祉について話し合う「地区懇談会」を開催し、そこでいただいた意見を小学校区別にまとめました。

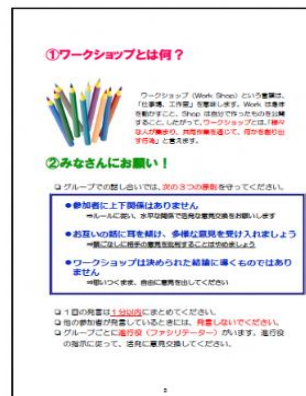
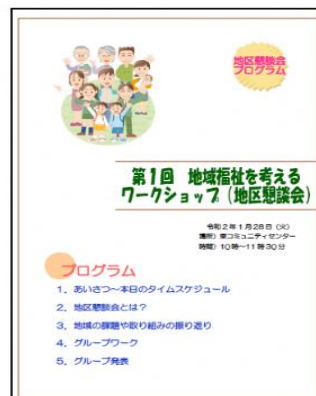
また、令和2年10月から11月にかけて地区での活動についてのアンケート調査を実施し、各小学校区で必要な取組についてまとめました。

今後、地域福祉活動を展開する際の参考資料とするため掲載しています。

なお、いただいたご意見は原則として原文のまま掲載しています。

### 地区懇談会の実施概要

回数等（時期）	テーマ・内容
第1回 (1～2月)	ガイダンス、地域福祉の問題点の検討 ・趣旨及び概要説明 ・前回策定時で課題や問題であったことの現状の確認 ・意見交換「各小学校区における地域福祉の悩みや困りごと。問題点」
第2回 (7月)	地域主体の地域福祉活動のアイデア検討 ・第1回地区懇談会の振り返り ・重要課題の絞り込み ・意見交換「課題に対する取組アイデア」 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。
アンケート調査 (10～11月)	各小学校区での活動についてのアンケート調査 ・各小学校区において、「どのような取組があったらいいと思うか」 ※中止した第2回地区懇談会を代替するため実施しました。





## 各小学校区での開催経過

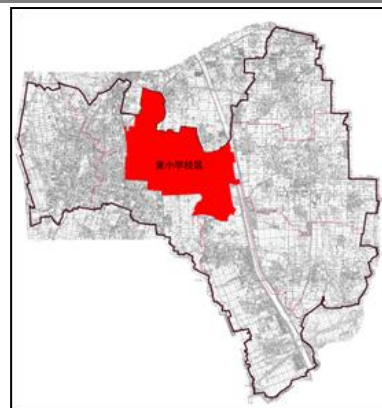
小学校区	第1回	第2回	アンケート調査
東小学校区	1月28日（火）	<p>7月 ※新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため 中止</p>	<p>10～11月</p>
西小学校区	2月4日（火）		
南小学校区	1月15日（水）		
北小学校区	1月20日（月）		
神守小学校区	2月6日（木）		
蛭間小学校区	1月30日（木）		
高台寺小学校区	1月23日（木）		
神島田小学校区	1月29日（水）		

## (2) 小学校区別の結果まとめ

### 東小学校区

#### 地域の概要

- 東小学校区は、面積約 306ha で全市の 12.2%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 10,244 人、世帯数 4,420 世帯、世帯人員 2.32 人/世帯となっており、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度 33.5 人/ha で、市全体 (24.7 人/ha) より高い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0~14 歳が 11.1%、15~64 歳が 63.4%、65 歳以上が 25.5%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べて低い。



#### 地域内の課題と問題点

##### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	町内の人を知らない、近所の方の出入りが分からない
町内会のつながり	地区懇談会ではなく町内で取り組みを進めて欲しい
マナーの低下	ゴミ捨て場が違う場所の人が捨てていく、曜日間違い、中身が混ざっている

##### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	年間色々あるがコミュニティの行事が住民に伝わっていない コミュニティ・自主防災会等イベントの参加者は同じ顔ぶれが多い
個人情報への壁	各家庭状況の把握が出来ない(個人情報の過敏)

##### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
移動手段の確保	高齢者の足がない

##### ④子ども

課題	ご意見
子どもの減少等	東小学校新入生減少と子ども会の減少、親の役員への不参加

##### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
災害時の避難	災害時の避難施設が遠すぎる、高齢者の安全な避難が困難

##### ⑥その他

課題	ご意見
公共交通の不便	コミュニティバスに代わるものがない
道路での不安	道路が狭い

## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

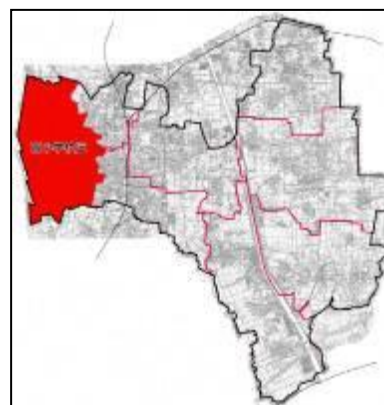
取組内容		回答数	
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	9	
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	7	
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもと一緒にできる行事の開催	8	
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	7	
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	8	
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	6	
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	4	
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	4	
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	8	
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	6	
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	7	
12	買い物の生活支援サービス	5	
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	1	
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	4	
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	7	
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	5	
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	0	
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	3	
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	3	
20	認知症に関する勉強会の定期開催	5	
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	3	
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	6	
23	児童生徒の通学見守り活動	12	
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	11	
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	5	
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	6	
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	2	
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	11	
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	4	
30	自主防犯ボランティア活動	11	

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
子ども	どんぐり広場の整地。子どもが遊べるような場所にしてほしい。 大学生による、子どもを遊ばせたり、勉強を教えてもらったりする場があると良い。

## 西小学校区

### 地域の概要

- 西小学校区は、面積約 330ha で全市の 13.2%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 10,814 人、世帯数 4,634 世帯、世帯人員 2.33 人/世帯となっており、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度は 32.8 人/ha で、市全体 (24.7 人/ha) より高い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口は 0～14 歳が 10.0%、15～64 歳が 57.5%、65 歳以上が 32.5%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べて高い。



### 地域内の課題と問題点

#### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	地域の人々と交流する場がない、近所両隣の付き合いがなくなった
町内会のつながり	町内の行事への参加意欲を掻き立てる方法がないのか 町内会は高齢者や防災の問題ばかりで、若年層への活動が少ない 地域組織に後継者ができない
マナーの低下	スマホを使っている人のマナーが悪い

#### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	コミュニティ、老人会に対する児童の要望についての懇談会の開催
個人情報の壁	個人情報の問題があり、どんな人が住んでいるのかわからない

#### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
移動手段の確保	高齢になって足が弱ったとき、足の確保が不安である
一人暮らし高齢者	地域では一人暮らし高齢者が多い、安否確認・緊急時対応が必要

#### ④子ども

課題	ご意見
子どもの減少等	子どもが少なくなり、祭りや子ども会の存続ができない

#### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
防災の課題	災害時の高齢者の安全確保ができていない、地域防災会作りは地域任せ

#### ⑥その他

課題	ご意見
公共交通の不便	市内のバスのルートを変えてほしい
市役所の対応	相談窓口がわからない

## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

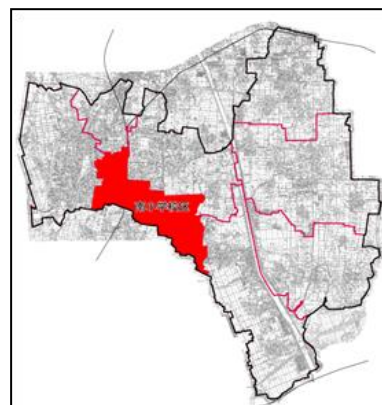
取組内容		回答数
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	8
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	4
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもと一緒にできる行事の開催	11
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	12
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	5
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	9
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	14
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	4
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	6
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	6
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	10
12	買い物の生活支援サービス	12
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	4
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	3
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	12
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	1
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	3
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	6
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	10
20	認知症に関する勉強会の定期開催	8
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	10
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	6
23	児童生徒の通学見守り活動	13
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	9
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	2
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	8
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	2
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	10
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	3
30	自主防犯ボランティア活動	10

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
高齢者・障がいのある人	買い物難民がいると思うので、車の代行で一緒に買い物に行く、または、ワゴンなどで車に食料品を積んで来てもらい、家の近くで買い物ができるようにする。
地域の安全・安心	昔のように「火の用心」運動のような活動はないのかなと思うことがある。寂しい夜に外からのそういった声は安心できるし、地域住民の心のつながりにもなるのでは。車からでの声掛けで巡回するというだけでもできないか。
その他	地域の施設が使われなくなり、生涯教育の場がなくなりつつある。使える施設（低額にて）を準備して欲しい。

## 南小学校区

### 地域の概要

- 南小学校区は、面積約 212ha で全市の 8.5%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 9,079 人、世帯数世帯数 4,045 世帯、世帯人員 2.24 人/世帯となっており、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度は 42.8 人/ha で、市全体（24.7 人/ha）より高い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0～14 歳が 10.6%、15～64 歳が 61.0%、65 歳以上が 28.4%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べてわずかに低い。



### 地域内の課題と問題点

#### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	地域の絆がない、地域で交流の場所がない、世代間の交流をする場をつくる
町内会のつながり	かわら版を含めポスター、回覧等情報共有の活用が必要である 町内会役員のなり手がなく存続が危ぶまれている 地域の行事を知ってもらうために無関心な人への働きかけが必要である

#### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	サロン等気軽に集まれる場所をもっと多くする つどいの場の開催地が限られている サロン等の情報があっても参加しない人が多い

#### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
活躍の場づくり	元気な高齢者に活躍の場を用意する

#### ④子ども

課題	ご意見
遊ぶ場所等がない	公園の遊具がない、子どもが遊ぶ場所がない

#### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
防災の課題	防災の自学・自習が必要である、災害時に助けに行くのは難しい

#### ⑥その他

課題	ご意見
公共交通の不便	巡回バスのルートを変えて、もっと利用しやすくしてほしい
市役所への要望	認知症予防の講座開設をお願いしたい

## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

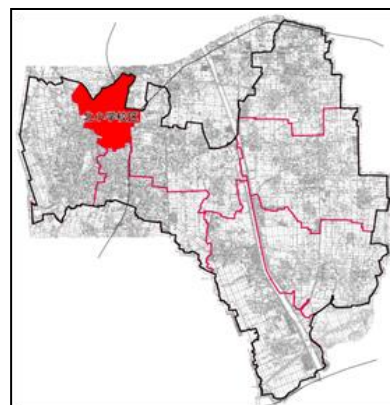
取組内容		回答数	
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	7	
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	9	
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもが一緒にできる行事の開催	12	
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	15	
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	7	
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	5	
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	11	
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	9	
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	8	
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	5	
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	8	
12	買い物の生活支援サービス	8	
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	4	
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	5	
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	8	
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	4	
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	2	
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	5	
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	5	
20	認知症に関する勉強会の定期開催	6	
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	4	
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	3	
23	児童生徒の通学見守り活動	12	
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	10	
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	4	
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	5	
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	3	
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	16	
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	8	
30	自主防犯ボランティア活動	10	

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
地域のつながり・コミュニケーション	高齢者が学校に来る機会を増やし、授業の一環としてコマ等、昔の遊びを一緒にやる等、生活の一部に高齢者と子どものふれあいをつくる。子どもの遊びを高齢者が学ぶ。
地域の安全・安心	夜間の防犯パトロールをつくる。

## 北小学校区

### 地域の概要

- 北小学校区は、面積約 109ha で全市の 4.3%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 5,530 人、世帯数 2,601 世帯、世帯人員 2.13 人/世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度は 50.7 人/ha で、市全体 (24.7 人/ha) より高い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0～14 歳が 9.9%、15～64 歳が 60.1%、65 歳以上が 30.0%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べてわずかに高い。



### 地域内の課題と問題点

#### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	地域の行事に参加する人が少ない、各地域でのコミュニケーションが足りない
町内会のつながり	町内会委員の担い手がいない、高齢者が行事に参加したがない
マナーの低下	中高生の自転車マナーが悪い、犬の散歩中のフン害がある

#### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	町内で高齢化が進んでおり、見守りネットワークが必要である 居住地における住民の情報がつかめず、この地域での状態が分からない 町内に若い人がいなくて、町内運営すらも難しい
個人情報への壁	入退院情報やお亡くなりになる等の情報がわからない

#### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
一人暮らし高齢者	一人暮らし高齢者の火事の心配

#### ④子ども

課題	ご意見
子どもの減少等	子どもが少なく、子ども会が成り立たない、子ども会を活発にする必要がある

#### ⑤その他

課題	ご意見
公共交通の不便	バスのルートがわかりにくい
道路の不満	歩行者にやさしくなく、散歩もしづらい
空き家問題	高齢者が入院し、空き家が増えてきた
コミュニティ推進協議会の課題	コミュニティと各種団体がばらばらに動いており、整理できないか 子どもと大人が知りあうコミュニティとなっていない



## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

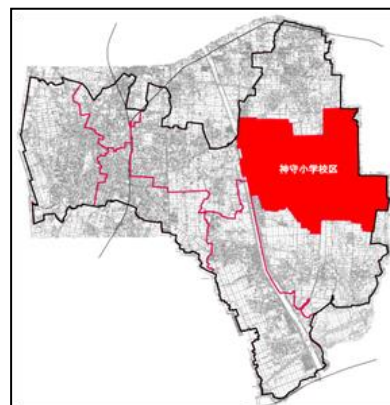
取組内容		回答数	
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	5	
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	4	
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもができる行事の開催	14	
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	7	
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	7	
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	3	
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	2	
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	4	
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	5	
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	6	
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	10	
12	買い物の生活支援サービス	8	
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	2	
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	5	
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	13	
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	4	
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	1	
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	4	
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	7	
20	認知症に関する勉強会の定期開催	4	
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	5	
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	2	
23	児童生徒の通学見守り活動	7	
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	10	
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	3	
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	1	
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	1	
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	6	
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	8	
30	自主防犯ボランティア活動	3	

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
地域のつながり・コミュニケーション	地域限定のアプリやSNSなどで配信する仕組みがあると、情報が早く伝わり、特に若い方が緊急時等にもすばやく行動できるのでは。
高齢者・障がいのある人	小学校の校庭を利用して、早朝のラジオ体操を校区高齢者対象に行い、互いの接点をつくり、互いの面識を高めるとともに、話し合うなどの機会をつくる。

# 神守小学校区

## 地域の概要

- 神守小学校区は、面積約 474ha で全市の 18.9%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 9,241 人、世帯数 3,834 世帯、世帯人員 2.41 人/世帯となっており、人口は微減傾向、世帯は微増傾向にある。
- 人口密度は 19.5 人/ha で市全体 (24.7 人/ha) より低い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0~14 歳が 12.2%、15~64 歳が 60.0%、65 歳以上が 27.9%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べて若干低い。



## 地域内の課題と問題点

### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	子育て世代（親）とシルバー世代の方の交流がない 地域が交流出来る気軽に立ち寄る事の出来る場があると良い
町内会のつながり	交流がないとどこの人か分からない、新しく転入した方をどう取り入れるか
マナーの低下	ゴミ出しのマナーが悪い時がある、ペットのマナーが良くない

### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	老人会行事へのヤングシニアの参加がない 高齢者が増え町内の役割が出来ない家がある、回覧板を外国語で欲しい
個人情報の壁	個人情報保護が地域のコミュニティづくりの障害になっている

### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
高齢化への不安	高齢者のお買い物の場が無い、高齢者が集まれる場所が必要

### ④子ども

課題	ご意見
子どもの減少等	子ども達の遊び場が少なく、お友達の家や学校くらいしか安心出来る所がない

### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
防災の課題	住民の防災意識が低い、町内の防災組織がはっきりしていない（小組織）
防犯の課題	幹線道路以外の街灯が少ない

### ⑥その他

課題	ご意見
公共交通の不便	ふれあいバスの停留所・時間等改善して欲しい
買い物環境の悪化	近くのスーパーが撤退し、買い物に苦勞している方が出てきた

## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

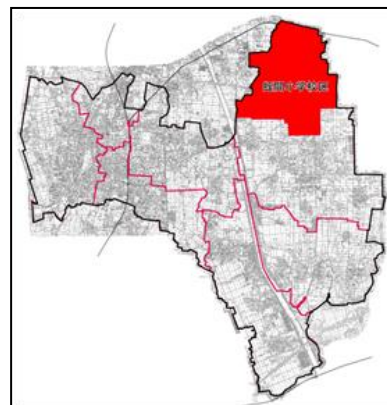
取組内容		回答数	
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	6	
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	8	
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもと一緒にできる行事の開催	12	
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	6	
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	2	
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	4	
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	5	
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	3	
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	6	
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	2	
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	7	
12	買い物の生活支援サービス	4	
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	5	
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	4	
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	6	
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	2	
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	3	
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	3	
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	3	
20	認知症に関する勉強会の定期開催	3	
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	4	
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	2	
23	児童生徒の通学見守り活動	8	
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	5	
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	2	
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	3	
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	2	
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	7	
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	5	
30	自主防犯ボランティア活動	4	

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
地域のつながり・コミュニケーション	ひとり世帯に対し、民生委員の方とも連携を取り、イベント等呼びかけを行う。 地域企業に協力をしていただく。 地域コミュニティが、子ども会、老人会、PTAなどを絡めた交流の場づくりをする。 引っ越してきた方などの交流の場。
子ども	ボランティア活動を小学生にも体験してもらい、きっかけづくりをしてもらう。
地域の安全・安心	災害時の要支援者と介護者の連携の確認。要支援者の把握と、その方を支援する方との日頃のかかわり方について、話し合いの機会を持つ。

## 蛭間小学校区

### 地域の概要

- 蛭間小学校区は、面積約 289ha で全市の 11.5%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日、人口 5,550 人、世帯数 2,320 世帯、世帯人員 2.39 人/世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度は 19.2 人/ha で市全体 (24.7 人/ha) より低い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口では、0～14 歳が 10.6%、15～64 歳が 56.6%、65 歳以上が 32.8%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べて高い。



### 地域内の課題と問題点

#### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
地域の関係の希薄化	近所付き合いが減少しており、地域のことに無関心な人が多い
町内会のつながり	町内役員の受け手がない、家族葬が多くなり町内に知らされない
マナーの低下	ごみ出しの時間を守らない 外国人が多くなり、ごみの出し方の説明が必要である

#### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	各会に入って一緒に活動していこうという意欲がない人への勧誘は難しい 各種団体のリーダーの養成をいかにするか

#### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
一人暮らし高齢者	一人暮らし高齢者を対象とした日々の生活支援、買い物等
高齢化への不安	高齢者を狙った詐欺がある、経済的に苦しく趣味や活動ができない

#### ④子ども

課題	ご意見
子どもの居場所	不登校児童、生徒及び保護者への支援が必要である 長期休暇中の子どもの居場所を小学校に作ってほしい（冬休み春休みも）

#### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
防災の課題	災害弱者に対する防災会での支援に関して人材が不足している

#### ⑥その他

課題	ご意見
空き家問題	空き家が多く連絡が取れない、建物が壊れる等管理が心配
道路の不満	歩行者、自転車の通路の整備が遅れている

## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

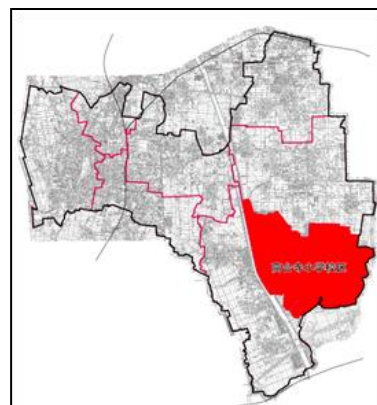
取組内容		回答数	
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	13	
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	11	
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもと一緒にできる行事の開催	12	
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	16	
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	4	
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	10	
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	7	
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	6	
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	13	
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	8	
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	13	
12	買い物の生活支援サービス	8	
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	10	
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	9	
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	12	
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	5	
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	4	
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	9	
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	11	
20	認知症に関する勉強会の定期開催	8	
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	10	
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	6	
23	児童生徒の通学見守り活動	15	
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	10	
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	8	
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	4	
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	5	
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	13	
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	6	
30	自主防犯ボランティア活動	12	

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
地域のつながり・コミュニケーション	町内単位の活動を活発に行い、向こう三軒両隣関係を密にし、コミュニティを強化する。

## 高台寺小学校区

### 地域の概要

- 高台寺小学校区は、面積約 369ha で全市の 14.7%を占める。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在、人口 4,165、世帯数 1,698 世帯、世帯人員 2.45 人/世帯、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度は 11.3 人/ha で、市全体（24.7 人/ha）より低い。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分別人口は、0～14 歳が 11.8%、15～64 歳が 60.2%、65 歳以上が 28.0%となっており、65 歳以上の高齢化率は市全体の 29.2%に比べて若干低い。



### 地域内の課題と問題点

#### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
町内会のつながり	町内会に参加しない家庭がある、近隣とのつながりがない
マナーの低下	分別が完全でないゴミを出す、出す日を守らない、外国人がルールを理解していない

#### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	地域の活動自体出来なくなっている人が多い、行事への参加減少 子どもの見守りが充実している地区と充実していない地区との差がある
個人情報の壁	個人情報の開示をしてほしい

#### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
高齢者への情報	高齢者の方々に情報が届いていない？

#### ④子ども

課題	ご意見
子どもの減少等	子どもの参加が減少し、神楽太鼓の継承問題がある

#### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
災害時の避難	災害時に対応が出来る人がいない、水害時に高台場所へ行くのに時間がかかる
防犯の課題	防犯灯が少ない

#### ⑥その他

課題	ご意見
公園の維持管理	夏の公園は草がすごく生えている、せっかくある公園が遊べない
環境問題	野焼き、樹木伐採（道路へのハミ出し）

## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

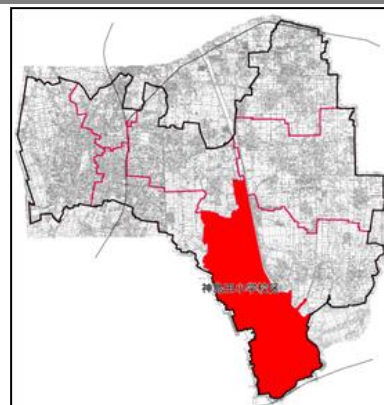
取組内容		回答数
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	1
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	1
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもと一緒にできる行事の開催	0
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	1
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	3
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	1
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	0
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	0
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	1
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	2
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	1
12	買い物の生活支援サービス	3
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	1
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	0
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	1
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	2
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	0
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	0
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	0
20	認知症に関する勉強会の定期開催	0
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	1
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	2
23	児童生徒の通学見守り活動	2
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	1
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	0
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	1
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	1
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	1
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	1
30	自主防犯ボランティア活動	1

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
地域のつながり・コミュニケーション	任期が1年では新しいことを始めようとしてもなかなかまとまらないため、町内会代表者・役員、子ども会会長・役員、老人会会長・役員も複数年活動をしてもらう制度設計をすると良いのでは。 SNS活用による情報発信及び、情報交換の場を行政側に設ける。
高齢者・障がいのある人	助けを求めることが恥ずかしい等で、申し出をされない方が多い。行政の方で積極的に個人情報等の同意を得て、積極的に開示することでヘルプをしやすいのでは。

## 神島田小学校区

### 地域の概要

- 神島田小学校区は、面積約419ha全市の16.7%を占める。
- 令和2年4月1日現在、人口7,401人、世帯数3,001世帯、世帯人員2.47人/世帯、人口は微減傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 人口密度は17.7人/haで、市全体(24.7人/ha)より低い。
- 令和2年4月1日現在の年齢3区分別人口では、0～14歳が11.8%、15～64歳が58.9%、65歳以上が29.3%となっており、65歳以上の高齢化率は市全体の29.2%に比べてわずかに高い。



### 地域内の課題と問題点

#### ①地域のつながり・コミュニケーション

課題	ご意見
町内会のつながり	アパートが多すぎて住んでいる人の事が分からない
マナーの低下	子どもの通学路上に毎日「犬のフン」がしてある、ゴミ・ペットのフン対応策

#### ②地域活動

課題	ご意見
地域活動の課題	町内会の参加者が少ない、町内会・老人会・子ども会等の役員になり手がいない 認知症の方(疑い)サロンや老人会への参加の声掛け、誘い出しが難しい
個人情報への壁	個人情報がかかせになり、要介護者がどこにいるか不明の為、助けに行けない

#### ③高齢者・障がいのある人

課題	ご意見
高齢者の支援	一人暮らしの方の買い物・ゴミ出し

#### ④子ども

課題	ご意見
子どもの減少等	地区のイベントに小学生の参加が少ない、子ども会に加入しない

#### ⑤地域の安全・安心

課題	ご意見
災害時の避難	ハザードマップ、避難経路の現実性(浸水時に適用不可)

#### ⑥その他

課題	ご意見
公共交通の不便	交通の便が悪く、年取っても運転免許が返納出来ず困っている
環境問題	ゴミの集積場所が少なく、一日で出るゴミの量が多い場所がある、夏は臭い
空き家問題	空き家が急増している



## 地域福祉課題を解決するための取組アイデア（アンケート結果）

取組内容		回答数
1	子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動	2
2	子ども会に対して、地域のコミュニティ推進協議会や老人会に対してどういう事をしてほしいか聞いて、子どもと地域とのつながりをつくる	5
3	七夕や秋祭り、ラジオ体操など、高齢者と子どもが一緒にできる行事の開催	5
4	子どもから高齢者まで誰もが寄れる集まれる居場所づくり	7
5	外国語表記のゴミ捨てルールのチラシを配布したり、ゴミ捨て場において直接伝える	3
6	地域の文化や歴史の学習会（趣味を通じて世代間交流）	4
7	定年後のデビューを迎え入れる仕組みづくり	8
8	地域福祉に関するかわら版の発行（行政・社協の事業・地区の取組などの紹介）	1
9	地区の住民が集まって話ができる機会を増やす	4
10	ペットショップの協力を得てペットのフン処理などマナー向上やしつけ教室	3
11	高齢者の見守り活動や声かけのネットワークづくり	7
12	買い物の生活支援サービス	6
13	地域住民の協働で買い物の足を確保（コミュニティで共用車を運転代行）	6
14	近所の高齢者宅のゴミ出しを近隣で手伝える方が協力する	4
15	ひとり暮らし高齢者に対する声かけやゴミ出しなど近所の連携体制づくり	9
16	民間の宅配サービスなどを有効活用するための情報提供等の支援	4
17	65歳以上の地域住民の誕生日に、地区コミュニティからお祝いの手紙を出す	0
18	要支援者や介護者などの家族同士の交流・情報交換の場	3
19	認知症高齢者を地域ぐるみで支える仕組みとして「認知症高齢者見守り隊」	6
20	認知症に関する勉強会の定期開催	2
21	認知症カフェ、憩いの広場等の開設	3
22	障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める	0
23	児童生徒の通学見守り活動	5
24	散歩や掃除などの時間を小学校の下校時に合わせ、子どもの見守りを同時に行う	6
25	地区社会福祉協議会で子どもと一緒にAED教室を開催	4
26	育児支援イベント開催（ママのストレッチ、子ども向け野外イベント（体づくり）など）	1
27	赤ちゃんが産まれた家に町内会から祝い金を出す（町内会登録をしてもらい情報を集める）	0
28	防災意識の向上のための研修、訓練の実施	5
29	要支援者がどこに住んでいるのかを示したマップや名簿づくりで周知徹底	8
30	自主防犯ボランティア活動	5

その他の取組アイデア（アンケート自由意見から抜粋）	
地域のつながり・コミュニケーション	市民まつり、文化祭の開催。 つしまの地域福祉を考える会（市民組織）ができるとう良い。
高齢者・障がいのある人	各町内等での認知症に関する勉強会を行う。

## 資料編 2 策定過程

開催日等	開催事項等	内 容
<b>■令和元年度</b>		
8月19日	第1回 策定委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市地域福祉えがおのまち計画について</li> <li>・市民アンケート調査項目について</li> <li>・その他</li> </ul>
8月23日	第1回 策定委員会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市地域福祉えがおのまち計画について</li> <li>・市民アンケート調査項目について</li> <li>・その他</li> </ul>
9月17日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市地域福祉えがおのまち計画について</li> <li>・市民アンケート調査項目について</li> <li>・その他</li> </ul>
10月9日 ～ 10月31日	関係団体アンケート ・ヒアリング調査の実施	対象：保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、民生委員・児童委員、高齢者支援事業者、障がい福祉事業者
11月7日 ～ 11月29日	市民アンケート調査の実施	対象：津島市在住の18歳以上の方の中から、無作為に抽出した2,000人 回収状況：745通（回収率：37.2%）
令和2年 1月～2月	第1回 地区懇談会	ガイダンス、地域福祉の問題点の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨及び概要説明</li> <li>・前回策定時で課題や問題であったことの現状の確認</li> <li>・意見交換「各小学校区における地域福祉の悩みや困りごと。問題点」</li> </ul>
<b>■令和2年度</b>		
8月13日	第2回 策定委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査結果について</li> <li>・計画骨子（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>
8月19日	第2回 策定委員会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査結果について</li> <li>・計画骨子（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>
9月30日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査結果について</li> <li>・計画骨子（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>
10月14日	第3回 策定委員会 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書（素案）について</li> </ul>
10月22日	第3回 策定委員会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書（素案）について</li> </ul>

開催日等	開催事項等	内 容
10～11月	各小学校区での活動についてのアンケート調査	・各小学校区において、「どのような取組があったらいいと思うか」
11月27日	第3回 策定委員会	・計画書（素案）について
令和3年 1月4日 ～ 1月22日	パブリックコメントの実施	閲覧場所：福祉課・神守支所・神島田連絡所の窓口 及び市ホームページ 意見聴取方法：直接提出・郵送・メール・FAX・ 神守支所・神島田連絡所設置の投函箱
1月27日	第4回 策定委員会 専門部会	・パブリックコメントの結果について ・計画書（案）及び概要版（案）について
2月4日	第4回 策定委員会 幹事会	・パブリックコメントの結果について ・計画書（案）及び概要版（案）について
2月16日	第4回 策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・計画書（案）及び概要版（案）について

## 資料編 3 策定委員会 委員名簿

	氏名	区分	役職名
1	黒田 剛司	学識経験者	天王文化塾 塾頭
2	平野 高水	保健・医療関係者	津島市医師会 会長
3	片岡 博喜	//	愛知県津島保健所 所長
4	浅井 彦治	社会福祉関係者	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会 会長
5	濱田 のぶ	//	津島市民生・児童委員協議会 連絡会長
6	日比 正光	高齢福祉関係者	津島市老人クラブ連合会 会長
7	光田 志都子	//	津島市居宅介護支援事業者連絡協議会 幹事長 (~R2.3.31)
	見廣 久美子		津島市居宅介護支援事業者連絡協議会 幹事長 (R2.4.1~)
8	花井 重明	//	津島市南地域包括支援センター
9	仲本 正和	児童福祉関係者	津島市保育協会 会長
10	藤原 猶誠	//	津島市PTA連合会 会長 (~R2.4.23)
	八谷 憲司		津島市PTA連合会 会長 (R2.4.24~)
11	武藤 育雄	//	津島市教育委員会 教育長 (~R1.10.7)
	浅井 厚視		津島市教育委員会 教育長 (R1.10.8~)
12	沢田 一郎	障がい福祉関係者	社会福祉法人 永美福社会 理事長
13	山本 智志江	//	津島市心身障害児者保護者連絡協議会 会長
14	水谷 瀧男	地域関係者	津島市南文化センター運営協議会 会長
15	野田 勝子	//	津島市女性の会 会長 (ボランティア活動団体)
16	村上 紀雄	//	神島田小学校区コミュニティ推進協議会 会長

(順不同・敬称略)

## 資料編 4 策定委員会設置要綱

### 津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 津島市地域福祉えがおのまち計画を策定するため、津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この要綱において、津島市地域福祉えがおのまち計画とは、地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市が策定する計画）及び地域福祉活動計画（地域福祉を推進するため津島市社会福祉協議会が策定する計画）を一体的に策定するものをいう。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 高齢福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 障がい福祉関係者
- (7) 地域関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(幹事会)

第6条 委員会に、本計画の素案を検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課の所属長及び担当課長により組織する。
- 3 幹事会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 健康福祉部福祉課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 健康福祉部福祉課長は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
- 6 幹事会の運営に必要な事項は、健康福祉部福祉課長が委員長の同意を得て定める。

(専門部会)

第7条 幹事会に、本計画の素案を作成するため専門部会を置く。

- 2 専門部会は、前条第2項別表に掲げる課に属する職員から当該所属長及び担当課長の推薦する者をもって組織する。
- 3 専門部会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 健康福祉部福祉課長は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
- 5 健康福祉部福祉課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

市長公室企画政策課  
市長公室危機管理課  
市民生活部市民協働課  
市民生活部人権推進課  
健康福祉部高齢介護課  
健康福祉部子育て支援課  
健康福祉部健康推進課  
健康福祉部保険年金課  
教育委員会学校教育課  
教育委員会社会教育課

## 資料編 5 用語解説

あ行	アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。訪問型の支援。
	悪徳商法	一般の消費者をターゲットに巧みな勧誘や強引な手法により、金銭をだまし取ったり、商品売りつけたりすること。
	SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
	NPO	民間非営利組織、特定非営利活動団体。 Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
か行	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	利用者の希望や心身の状態等を考慮してケアプランの作成や介護サービスの調整・管理を行う専門職。
	介護予防	介護が必要となることをできる限り防ぎ、遅らせること。また、介護される状態がそれ以上悪化しないように維持・改善を図ること。介護保険法に基づき、予防給付のサービスを提供するとともに、地域支援事業では、要支援・要介護にならないための事業を実施する。
	核家族	親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子どもからなる世帯、男親と未婚の子どもからなる世帯、女親と未婚の子どもからなる世帯。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
	権利擁護	認知症の人や障がいのある人等、自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳ある生活を送る上で必要な権利を保障するという考え方やその実践のこと。
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生のうちに何人の子どもを生むかを表す。第 1 次ベビーブームの頃には合計特殊出生率は 4.5 以上の高い値を示したが、1950 年代には 3 を、1975 年には 2 を割り込み将来の人口減少が予測されるようになり、1989 年には 1.57 ショックが起こり、少子化問題が深刻化した。
	コミュニティ	地域に住む人々がより良い生活環境や心豊かな暮らしを求めて、助けあい、協力しあえるような連帯感のある地域社会のこと。

か行	コミュニティ活動	自治会活動、防犯・防災活動、健康づくり活動、環境美化活動、レクリエーション活動など、地域の住民の相互扶助により、より良い環境や心豊かな生活を営むことができる地域社会（コミュニティ）をつくるための活動のこと。
	コミュニティ推進協議会	防災・環境美化・レクリエーション活動など、市民が地域をより良くするために実施するコミュニティ活動を地域一体と行うために設立された組織のこと。
さ行	災害対策基本法	国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。
	CSW (コミュニティ・ ソーシャルワーカー)	制度の狭間の問題など個別の課題に対応し、地域の課題として共有する場を設け、課題提起し、新たな支援対策を検討するなど、コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動の役割を担う人。
	社会資源	個人や集団が福祉ニーズを充足するための施設、設備、資金、法律、人材、技能などの総称のこと。行政機関、各種施設、団体、法人、企業、ソーシャルワーカー、ケアワーカー、保健師、看護師、家族、友人、ボランティアなど。
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
	社会福祉連携推進法人制度	社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する制度。
	生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律。
	成年後見制度	認知症の人、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針やその他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。



さ行	セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証などのこと。
た行	第三者評価	福祉サービスの質の向上をめざすとともに、利用者への情報提供を行うため、当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が評価を行う。平成12年に改正社会福祉法の成立により福祉サービス事業者の自己評価などの努力義務が明示された。
	ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う状態のこと。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	地域学校協働本部	従来地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する体制のこと。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
	地域包括ケアシステム	医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるため、医療や介護などの専門的な支援から、地域の支えあいによる日常生活の支援まで、幅広い支援を一体的に提供する仕組み。
	地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、高齢者虐待の防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。市町村または市町村から委託を受けた医療法人や社会福祉法人等が設置することができる。
	DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者（事実婚、別居、元配偶者を含む）やパートナー、恋人など親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のことをいう。また、単に身体的暴力にとどまらず「暴言や無視する」などの精神的暴力や「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「避妊に協力しない」などの性的暴力、「行動を制限する」などの社会的暴力も含む。
な行	南海トラフ地震	日本列島の駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までの広い領域「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスのプレート間巨大地震。

な行	日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱えている認知症の人、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある人の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けするため、市が実施する養成講座を受講し、活動する人。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。管轄省庁は内閣府で、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプに分かれている。
	年齢3区分	生産年齢人口とは15～64歳の人口をいい、生産活動に従事する年齢層のこと。年少人口とは0～14歳、老年人口とは65歳以上のことをいう。
	ノーマライゼーション	「障がいのある人も、ない人も、地域の中で平等に生活できる社会」という考え方で、そのために、ともに支えあい、お互いに尊重しながら共生できる社会を作っていくという基本理念。
は行	8050問題	80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子どもを指し、こうした親子が社会から孤立する問題。
	パブリックコメント	市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。
	ひきこもり	身体的・精神的な理由から学校や勤務先などへ行かず1日のほとんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。「災害時要援護者」というかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった。
	ボランティア	自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を生かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。

は行	ボランティアセンター	ボランティア活動を希望する個人とボランティアの参加を求める組織などの双方を支援する中間支援組織のこと。地域の市民活動がより活発に進められるよう登録・相談・紹介、情報収集、講座の開催などをおこなっている。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざしている。
	メンタルヘルス	精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障がいの予防と回復を目的とした場面で使われる。
や行	要支援・要介護認定	介護保険によるサービスを希望する被保険者について、介護がどの程度必要であるかどうかの認定のこと。

令和3年度～令和7年度 第2期津島市地域福祉えがおのまち計画  
(第3期 津島市地域福祉計画／第4期 津島市地域福祉活動計画)

■ 津島市健康福祉部福祉課  
〒496-8686 津島市立込町 2-21  
電 話 (0567) 24-1115  
F A X (0567) 24-1138

■ 津島市社会福祉協議会  
〒496-0863 津島市上之町 1-60  
電話・F A X (0567) 25-8411  
(令和3年3月発行)